

# 資料編

- I. 国内アンケート概要
- II. 国内アンケート質問票
- III. 国内アンケート結果（単純集計）
- IV. 国内アンケート結果（クロス集計①）
- V. 国内アンケート結果（クロス集計②）



## I . 国内アンケート概要



## 1. 国内アンケートの趣旨

標準化必須特許の権利行使に関する調査研究の一環として、ユーザーのニーズや利用の実態を把握し、我が国における標準化必須特許の権利行使に関する保護について議論の基礎資料とすることを目的として、アンケートを実施した。

## 2. 国内アンケートの仕様

### (1) 調査対象

国内アンケートに関しては、計 411 件に対して調査を実施した。アンケート依頼先としては、標準化に関わる団体 (JEITA、ARIB、TCA、TTC)、大学、及び研究機関である。

### (2) 調査方法

国内アンケートに関しては、上述の対象者に対しアンケート調査票を郵送し、これに回答し返送いただく依頼をした。

### (3) 調査実施期間

アンケート発送日	2011 年 11 月 10 日
アンケート回収締切日	2011 年 12 月 9 日

### (4) 回収状況

国内アンケートは、計 91 件回収された (回収率 22.1%)。

## 3. 国内アンケート結果 (単純集計) について

・【資料編】「2. 国内アンケート質問票」では、アンケート質問票を添付している。

・【資料編】「3. 国内アンケート結果 (単純集計)」では、国内アンケートの単純集計の結果を掲載している。

#### 4. 国内アンケート結果（クロス集計①）について

【資料編】「4. 国内アンケート結果（クロス集計①）」では、標準規格に係る業種する中で、下記①～⑤に限定した41者について集計（クロス集計①）した結果を掲載している。

- ①電子応用・電子計測器製造業
- ②左記以外の電気機械器具製造業
- ③情報通信機械器具製造業
- ④電子部品・デバイス・電子回路製造業
- ⑤通信業

#### 5. 国内アンケート結果（クロス集計②）について

【資料編】「5. 国内アンケート結果（クロス集計②）」では、標準規格に係る業種する中で、前記「4. 国内アンケート結果（クロス集計①）」における①～⑤の41者以外のすべてについて集計した結果を掲載している。

## Ⅱ. 国内アンケート質問票



平成23年11月7日

標準規格必須特許の権利行使に関する  
アンケート調査ご協力をお願い

一般財団法人 知的財産研究所

拝啓 時下益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は、(一財)知的財産研究所の活動にご理解・ご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

当研究所では、今年度、「標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究」を実施しております。本アンケート調査は、この調査研究において行われるもので、「標準規格必須特許の権利行使」に関する議論の基礎資料とすることを目的としています。

なお、アンケートの対象者は、標準規格に関連する企業、大学、団体とさせて頂いております。ご多忙の折、誠に恐縮ですが、趣旨をご理解の上ご協力賜りますよう、宜しくお願い申し上げます。

敬具

本アンケートでは、標準規格必須特許に関する権利行使について、実態と今後の課題を的確に把握したいと考えておりますので、可能な限り多くの設問に対して回答をして頂ければ幸甚でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

**I. 一般事項（問1～問5では貴社（貴所）直近の会計年度末時点のものをご記入ください。）**

**【貴社（貴所）の業種】**

**【問1】** 貴社（貴所）の業種は、次のどれに該当しますか<sup>1</sup>。以下の1～50から選んでください。業種が複数にまたがる場合は、主要な業種を1つお答えください。なお、特許事務所等の方は「47」にチェックして下さい。

<input type="checkbox"/> 1. 農林水産業	<input type="checkbox"/> 26. 電子部品・デバイス・電子回路製造業
<input type="checkbox"/> 2. 鉱業、採石業、砂利採取業	<input type="checkbox"/> 27. 自動車製造業
<input type="checkbox"/> 3. 建設業	<input type="checkbox"/> 28. 27以外の輸送用機械製造業
<input type="checkbox"/> 4. 食品製造業	<input type="checkbox"/> 29. 4～28以外の製造業
<input type="checkbox"/> 5. 飲料・たばこ・飼料製造業	<input type="checkbox"/> 30. 電気・ガス・熱供給・水道業
<input type="checkbox"/> 6. 繊維工業	<input type="checkbox"/> 31. 運輸業、郵便業
<input type="checkbox"/> 7. パルプ・紙・紙加工品製造業	<input type="checkbox"/> 32. 通信業
<input type="checkbox"/> 8. 印刷・同関連業	<input type="checkbox"/> 33. 放送業
<input type="checkbox"/> 9. 医薬品製造業	<input type="checkbox"/> 34. 情報サービス業
<input type="checkbox"/> 10. 総合化学・化学繊維製造業	<input type="checkbox"/> 35. インターネット付随サービス業
<input type="checkbox"/> 11. 油脂・塗料製造業	<input type="checkbox"/> 36. 映像・音声・文字情報制作業
<input type="checkbox"/> 12. 10～11以外の化学工業	<input type="checkbox"/> 37. 卸売業
<input type="checkbox"/> 13. 石油製品・石炭製品製造業	<input type="checkbox"/> 38. 小売業
<input type="checkbox"/> 14. プラスチック製品製造業	<input type="checkbox"/> 39. 金融・保険業
<input type="checkbox"/> 15. ゴム製品製造業	<input type="checkbox"/> 40. 不動産業、
<input type="checkbox"/> 16. 窯業・土石製品製造業	<input type="checkbox"/> 41. 宿泊業、飲食サービス業
<input type="checkbox"/> 17. 鉄鋼業	<input type="checkbox"/> 42. 学校教育（大学を含む。）
<input type="checkbox"/> 18. 非鉄金属製造業	<input type="checkbox"/> 43. 42以外の教育、学習支援授業
<input type="checkbox"/> 19. 金属製品製造業	<input type="checkbox"/> 44. 技術移転機関（TLO）
<input type="checkbox"/> 20. はん用機会器具製造業	<input type="checkbox"/> 45. 公的研究機関（独立行政法人を含む）
<input type="checkbox"/> 21. 生産用機械器具製造業	<input type="checkbox"/> 46. 44～45以外の学術・開発研究機関
<input type="checkbox"/> 22. 業務用機会器具製造業	<input type="checkbox"/> 47. 専門サービス業（例：特許事務所）
<input type="checkbox"/> 23. 電子応用・電子計測器製造業	<input type="checkbox"/> 48. 42～47以外のサービス業
<input type="checkbox"/> 24. 23以外の電気機械器具製造業	<input type="checkbox"/> 49. 公務（他に分類されるもの除く）
<input type="checkbox"/> 25. 情報通信機械器具製造業	<input type="checkbox"/> 50. その他

<sup>1</sup>この分類は、特許庁が実施している「知的財産活動調査」の分類に基づくものであり、日本標準産業分類（第12回改定）との対比は次のURLより参照される調査票の付録をご参照願います。  
[http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/tizai\\_katsudou\\_list.htm](http://www.jpo.go.jp/shiryoutoukei/tizai_katsudou_list.htm)

**【貴社（貴所）の資本金】**

**【問2】** 貴社（貴所）の資本金は、次の何れに該当しますか。

- 1. 100万円未満
- 2. 100万円以上、500万円未満
- 3. 500万円以上、1,000万円未満
- 4. 1,000万円以上、5,000万円未満
- 5. 5,000万円以上、1億円未満
- 6. 1億円以上、10億円未満
- 7. 10億円以上、100億円未満
- 8. 100億円以上、1,000億円未満
- 9. 1,000億円以上
- 10. 該当なし

**【貴社（貴所）の従業員数】**

**【問3】** 貴社（貴所）の従業員数は、次の何れに該当しますか。

- 1. 10人未満
- 2. 10人以上、50人未満
- 3. 50人以上、300人未満
- 4. 300人以上、1,000人未満
- 5. 1,000人以上、5,000人未満
- 6. 5,000人以上

**【貴社（貴所）の特許担当者数】**

**【問4】** 貴社（貴所）の特許担当者（出願・権利化・契約等）は、次の何れに該当しますか。

- 1. 10人未満
- 2. 10人以上、30人未満
- 3. 30人以上、50人未満
- 4. 50人以上、100人未満
- 5. 100人以上

**【貴社（貴所）の出願件数】**

**【問5】** 貴社（貴所）における2010年（1月～12月）の日本における特許出願の総出願件数は、次の何れに該当しますか。

- 1. 100件未満
- 2. 100件以上、500件未満
- 3. 500件以上、1,000件未満
- 4. 1,000件以上

平成23年2月に公表された「産業構造審議会 知的財産政策部会 特許制度小委員会 報告書『特許制度に関する法制的な課題について』」においては、以下のように標準規格に必須の特許権による権利行使（特に、差止請求）における制限の必要性について挙げられております。

(a)制限の必要性があるとする意見（抜粋）

・技術標準の形成・活用が妨げられ、技術標準化への参加者のみならず社会も損失を被るため、権利行使を認めるべきではない。

(b)制限に慎重な意見（抜粋）

・差止請求権を制限することにより、特許発明の実施者（標準化技術の利用者）は差止めを受けるおそれなくなる。その結果、実施者がライセンス交渉のテーブルにつかず、または交渉が長引き、特許権者が不利益を受けるおそれがある。

上記のような様々な意見がある中、我が国における企業等の現状把握と対応策を模索するべく、以下の問いにご協力頂ければ幸いです。

**【標準規格必須特許による差止請求権の行使の制限の在り方】**

**【問6】**

標準規格必須特許による特許権の差止請求権の行使について、何らかの制限を設けることが必要な場合があると思いますか？

- 1. ある
- 2. ない

**【問7】**

標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限された場合に、どのような影響（メリット）があると考えますか。（何れか一つ回答）

- 1. 必須特許による金銭的請求が、不当に高額となることを防ぐことができる。
- 2. 標準規格の団体に加盟しない企業からの差止請求権の行使が制限されることで、加盟しないことのメリットが低減し、加盟企業が増える。
- 3. 技術標準化の策定者／標準規格団体への参加者のみならず社会（消費者・関係企業等）に対して損失を防ぐことができる。
- 4. 技術標準の形成・活用が促進されイノベーションが進みやすくなる。
- 5. 必須特許を保有する事業不実施の企業からの差止請求権の行使を抑止でき、安定して事業を継続することができる。
- 6. その他

### 【問8】

標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限なされた場合に、どのような影響（デメリット）があると考えますか。（何れか一つ回答）

- 1. 標準規格の実施企業がライセンス交渉のテーブルにつかない、或いは、交渉が長引く恐れがあり特許権者が不利益を有する恐れがある。
- 2. 標準規格の実施企業に金銭的請求しても十分な額を得られにくくなる。
- 3. 標準規格の策定に関与し、当該標準規格を実施する特許権者からの差止請求権の行使まで制限されることになりかねない。
- 4. 標準規格の団体の加盟企業が、積極的に必須特許、又は規格に関連する特許として宣言・登録しづらくなり、加盟企業が減っていく。
- 5. 侵害が認められた場合に（差止請求権の行使を制限する代償として）損害賠償額等の金銭補償額が従前よりも高くなる。
- 6. その他

### 【不正行為の介在】

#### 【問9】

標準化策定の過程で特許権者の不正行為（例えば特許出願の秘匿）が、介在した場合やライセンス条件の変更（例えば、非差別条件の変更）をした場合に、差止請求権の行使が制限された方が良いと考えますか？

- 1. はい
- 2. どちらかと言えば、はい
- 3. どちらかと言えば、いいえ
- 4. いいえ
- 5. 分からない

#### 【問10】

標準化の過程で不正行為を行った特許権者から権利譲渡を受けた譲受人が権利行使をする場合に、当該譲受人が不正行為の介在を知っていた場合には、譲受人による差止請求権の行使が制限されるべきか。

- 1. はい
- 2. どちらかと言えば、はい
- 3. どちらかと言えば、いいえ
- 4. いいえ
- 5. 分からない

### 【問 1 1】

譲受人が不正行為の存在を知っていたかどうかは、譲受人毎に判断すべきか（即ち、そうでなければ、ある特許が複数回譲渡された場合に、ある譲受人が不正行為の存在を知らなかった場合には、それ以降の譲受人は差止請求権の行使を制限すべきか？）。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |

### 【差止請求権が制限される場合のケース判断】

（特許権者の回復不能な損害）

#### 【問 1 2】

「差止めが認められなくとも特許権者に取返しのつかない損害が発生しない\*2」という観点のみから、以下の（1）～（4）の場合において差止請求権の行使を制限しても良いと考えますか？

（1）特許権者が実施しておらず、かつライセンス許諾もしていない場合

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |

（2）特許権者は実施していないが、ライセンシーが実施している場合

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |

（3）特許権者が業として特許発明の実施している場合（侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係あり）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |

（4）特許権者は業として特許発明の実施をしていない（当初より不実施、或いは事業撤退を含む）が、他の分野で事業を営んでいる場合（侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係なし）

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |

<sup>2</sup> 「取返しのつかない損害」には、次のような例があります。差止命令を出さなければ特許権者はマーケットシェアを侵害者から奪い返すことができない場合や、名声・評判・暖簾・グッドウィル等の毀損等。

### (権利者と侵害者の負担の程度)

#### 【問13】

「特許権者の負担の程度と比較した侵害者の負担の程度の甚大性」といった観点のみから、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

なお、「特許権者の負担の程度と比較した侵害者の負担の程度の甚大性」とは、差止請求権の行使が制限された場合に特許権者が被る（売上、利益等）での負担（不利益）の程度と比較して、差止請求権の行使をされた場合に侵害者が（売上、利益等）で受ける負担（不利益）が甚大であること。

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |

### (公益性)

#### 【問14】

公益性の観点から、差止請求権の行使の制限を行うことについて、伺います。

#### 【問14-1】

例えば、携帯電話に関する通信（通話）サービスのような公益性が高いと考えられる分野において、「一般大衆に対する影響」（公益性）のみの観点から、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |

#### 【問14-2】

標準の中には、デファクト標準、デジュール標準、フォーラム標準\*3がありますが、これらによって、差止請求権の行使の制限について区別する必要があると思いますか？

- |  |   |
|--|---|
| <input type="checkbox"/> 1. はい           | <input type="checkbox"/> 2. どちらかと言えば、はい |
| <input type="checkbox"/> 3. どちらかと言えば、いいえ | <input type="checkbox"/> 4. いいえ         |
| <input type="checkbox"/> 5. 分からない        |   |
| <input type="checkbox"/> 6. その他（         | ）                                       |

<sup>3</sup> 「デファクト標準」とは、公的な標準化機関等が定めた規格ではなく、市場における競争や広く採用された「結果として事実上標準化した基準」を指す。「デジュール標準」とは、公的な標準化機関によって策定された標準を指す。「フォーラム標準」とは、関心のある企業等が集まってフォーラムを形成して作成した標準を指す。

### 【問15】

【問12】～【問14-1】における観点のうち、差止請求権の行使の制限を行う上で、重要だと考える観点の優先順位（1～3）を□の中にご記載下さい。（注）1：高い～3：低い

- 「差止めが認められなくとも特許権者に取返しのつかない損害が発生しない」（問12）
- 「特許権者の負担の程度と侵害者の負担の程度との差異の甚大性」（問13）
- 「一般大衆に対する影響」（公益性）（問14-1）

### 【FRAND宣言】

#### （効力の範囲）

### 【問16】

FRAND宣言の効力は、以下の何れの範囲まで効力を及ぼすと考えますか？（何れか1つ回答。）なお、FRANDは、Fair Reasonable and Non-Discriminatory（公平、合理的、非差別的）です。

- 1. 標準規格の団体の加盟企業のみ
- 2. 団体に加盟・非加盟問わず、標準規格の策定に関わった企業のみ
- 3. 標準規格の団体の加盟企業と、（団体に加盟・非加盟問わず）その標準規格の策定に関わった企業
- 4. 標準規格の団体の加盟・非加盟や標準規格の策定への関与・非関与に関わらず、広く一般にまで及ぶ。
- 5. 分からない
- 6. その他

#### （効力の意義）

### 【問17】

FRAND宣言の効力とは、どのような意味を有するものと考えますか？（何れか1つ回答）

- 1. 何ら義務を負うものではない。
- 2. 特許権者の誠実交渉義務である。
- 3. FRAND宣言することは、特許権者による差止請求権の放棄の意味を有する。
- 4. 特許権者以外の者が承諾することでライセンス契約が成立する、といった状態を特許権者が作り出すことを意味<sup>4</sup>する。（所謂、第三者のための契約）
- 5. 分からない
- 6. その他

<sup>4</sup> 特許権者以外の者に対して、特許権者による公正な条件での契約の申込み、とも言換えられる。

**(FRAND宣言と差止請求権)**

**【問18】**

標準化の策定に関与し、FRAND宣言をした企業が、標準規格の策定に関与していた企業、  
或いは策定に関与していない企業に対して、差止請求権の行使を制限しても良い場合はある  
か？（複数回答可）

- 1. 全くない。
- 2. 標準規格の策定に関与していた企業に対しては、差止請求権の行使を制限しても  
良い場合がある。
- 3. 標準規格の策定に関与していない企業に対しては、差止請求権の行使を制限して  
も良い場合がある。
- 4. 分からない。
- 5. その他

上記で答えた回答について、具体的な想定場面をご記入下さい。

## 【金銭補償のあり方について】

### 【問19】

差止請求権の行使が制限された場合であっても、侵害者に損害賠償の請求をすることができますが、裁判では、過去の損害分についてしか請求ができません。そのため、侵害者が引き続き実施を行う場合には、権利者はその都度、損害賠償の請求を行わなければならない、といった事態が生じかねません。この場合、如何なる対処をすべきですか？（複数回答可）

- 1. 立法の場にて、将来分の金銭的補填の規定を設けるべきである。
- 2. 司法の場にて、損害賠償額を算定する際に、将来分も考慮した算定方法で対処すべきである。
- 3. 刑事罰で対処すべきである。
- 4. 裁定通常実施権（特83条、特92条、特93条）で対処すべきである。
- 5. 司法の場にて、強制実施権の付与をすることで対処すべきである。
- 6. 分からない
- 7. その他（自由記載）

### 【問20】

標準規格必須特許に関する特許侵害訴訟における損害賠償額の算定についてお聞きします。損害賠償額の算定方法は、何れが好ましいかお答え下さい。

- 1. 標準規格必須特許に採用されたことにより（但し、FRANDは考慮しない）、向上した価値に基づいて算定する。
- 2. 標準規格必須特許に採用されなかったと仮定した場合の価値で算定する。
- 3. 特許の価値に関わらず、FRAND条項など、パテントプールで決定された料率に基づいて特許件数により算定する。
- 4. 事前にFRAND条件に基づいて交渉したと想定した場合と同じ条件で算定する。
- 5. 分からない
- 6. その他（自由記載）

## 【裁定通常実施権の活用等について】

### 【問21】

差止請求権の行使の制限を行う上で、裁定制度（特83条、特92条、特93条）を積極的に活用していくという見解も示されております。しかし、一般的に裁定制度の活用には、様々なハードルがあり、活用されていないところです。そこで、貴社における裁定活用の検討の有無と、活用におけるハードルについてお伺いします。

#### 【問21-1】

これまで、裁定通常実施権の活用の検討をしたことがありますか？

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. 分からない

#### 【問21-2】

今後、裁定通常実施権の活用をしたいと思えますか？

- 1. はい
- 2. いいえ
- 3. 分からない

#### 【問21-3】

今後、裁定通常実施権の活用したい場合には何がハードルと思えますか？（複数回答可）

- 1. 公益性のハードルが非常に高い
- 2. 単に「公共の利益」又は「不実施」のみが要件であり、客観的な利益考量など総合考慮的要素が要件に含まれない。
- 3. 侵害の自白に等しいため、侵害訴訟がなされ得るようなケースでは活用しにくい。
- 4. 行政庁において、相当対価の算定や範囲・期間の適切な設定が可能であるか疑問である。
- 5. 侵害訴訟係属中には労力が割けないため裁定の手続きが活用しにくい。
- 6. 行政庁での裁定の手続きが不明確であるため活用しにくい。
- 7. 分からない。
- 8. その他

### 【問21-4】

今後、裁定通常実施権を活用したい場合に、どのような有効活用策が良いと思いますか？  
(複数回答可)

- 1. 現状の要件(「公共の利益」や「不実施」など)の緩和をする。
- 2. 新たな裁定通常実施権を設立する。
- 3. 非公開で審理を行い、特許権者に知られないようにする。
- 4. 相当の対価の算定や範囲・期間の設定に専門家を関与させる。
- 5. 裁判所が、差止請求の判断の前に裁定制度の活用を相当と認めるときは、裁定制度を利用できるようにする。
- 6. 現行の裁定制度の詳細なガイドラインを作成する。
- 7. 査定系/当事者系審判で裁定通常実施権の付与を行えるようにする。
- 8. 分からない。
- 9. その他

### 【貴社(貴所)の標準規格に関連する特許】

#### 【問22】

貴社(貴所)は、標準規格に関連する日本の特許権について、他社と何らかの「個別」のやりとり(使用許諾依頼、警告、ライセンス交渉、又は権利行使)をしたことがありますか。なお、「個別」とは『標準規格団体やパテントプールを通じてのやり取り以外』を意味します。  
(問7においても同様)

- 1. はい →問23に進んで下さい。
- 2. いいえ →アンケート終了です。

#### 【問23】

貴社(貴所)と他社との何らかの「個別」のやりとりは、以下の何れに該当しますか？  
貴社(貴所)の最新の事例に基づいて下記より何れか1つお答え下さい。

- 1. 自社が、自社の特許権を用いて、他社へ警告、ライセンス交渉又は権利行使をした。
- 2. 自社が、他社に対して他社の特許権の使用許諾依頼をした。
- 3. 他社が、他社の特許権を用いて自社へ警告、ライセンス交渉、又は権利行使をした。
- 4. 他社が、自社の特許権に対して使用許諾依頼をした。
- 5. その他 ( )
- 6. 答えられない。

**【問 2 4】**

**【問 2 4 - 1】**

その他社は、その特許権に関連する標準規格の策定に関与していましたか。

- 1. 継続的に関与していた。
- 2. 全く関与していない。
- 3. 関与していたが、やり取りがあったときは関与していない。
- 4. その他 ( )
- 5. 分からない。

**【問 2 4 - 2】**

その自社の特許権は、関連する標準規格の必須特許となっていましたか。

- 1. 必須特許として宣言・登録されていた。
- 2. 必須特許ではなかったが、規格に関連する特許として宣言・登録されていた。
- 3. 必須特許、または標準規格に関連する特許として宣言・登録されていなかった。
- 4. その他 ( )
- 5. 分からない。

**【問 2 4 - 3】**

どのような内容のやり取りを行いましたか

- 1. 標準規格の IPR ポリシーに基づく、または準ずる使用許諾依頼、ライセンス交渉
- 2. 標準規格の IPR ポリシーと関係のないライセンス交渉
- 3. 標準規格の IPR ポリシーと関係のない損害賠償請求（差止請求はなし）
- 4. 製造販売等の中止要求、又は差止請求（損害賠償請求の有無は問わない）
- 5. その他 ( )
- 6. 答えられない。

**【問 2 4 - 4】**

どのような方法でやり取りを行いましたか。

- 1. Letter や警告状等でのやり取り
- 2. 会社間における交渉でのやり取り
- 3. 訴訟でのやり取り
- 4. その他 ( )
- 5. 答えられない。

以上でアンケートは終了です。ご協力ありがとうございました。



### Ⅲ. 国内アンケート結果（単純集計）



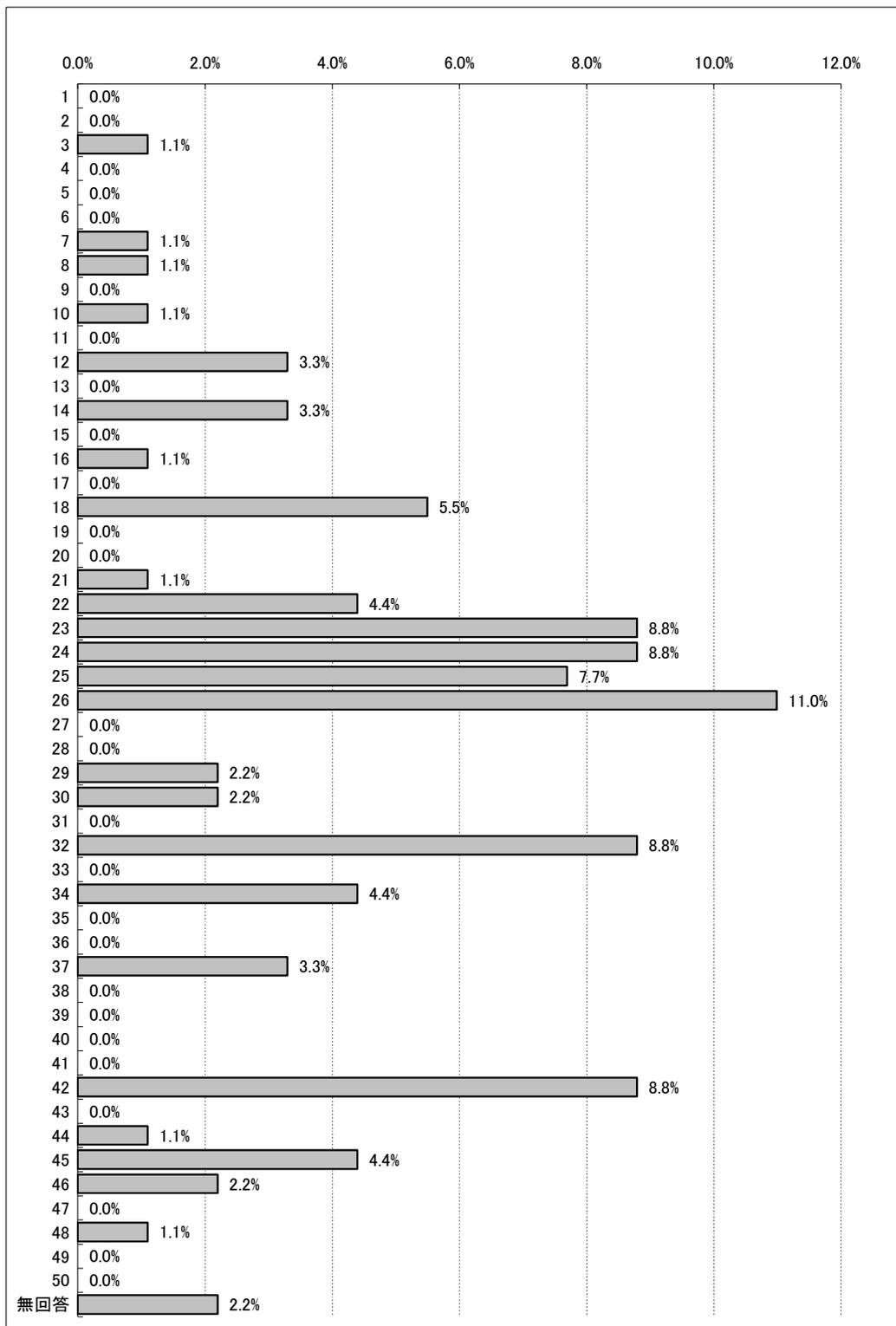
標準規格必須特許の権利行使に関するアンケート調査  
単純集計結果

I. 一般事項(問1～問5では貴社(貴所)直近の会計年度末時点のものをご記入ください。)

【貴社(貴所)の業種】

問1 貴社(貴所)の業種は、次のどれに該当しますか。以下の1～50から選んでください。業種が複数にまたがる場合は、主要な業種を1つお答えください。なお、特許事務所等の方は「47」にチェックして下さい。

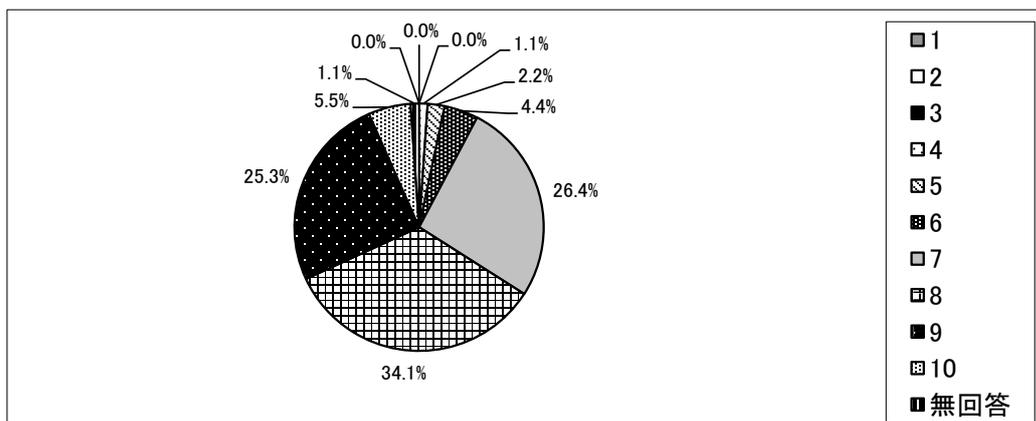
	件数	割合
1 農林水産業	0	0.0%
2 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%
3 建設業	1	1.1%
4 食品製造業	0	0.0%
5 飲料・たばこ・飼料製造業	0	0.0%
6 繊維工業	0	0.0%
7 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	1.1%
8 印刷・同関連業	1	1.1%
9 医薬品製造業	0	0.0%
10 総合化学・化学繊維製造業	1	1.1%
11 油脂・塗料製造業	0	0.0%
12 10～11以外の化学工業	3	3.3%
13 石油製品・石炭製品製造業	0	0.0%
14 プラスチック製品製造業	3	3.3%
15 ゴム製品製造業	0	0.0%
16 窯業・土石製品製造業	1	1.1%
17 鉄鋼業	0	0.0%
18 非鉄金属製造業	5	5.5%
19 金属製品製造業	0	0.0%
20 はん用機会器具製造業	0	0.0%
21 生産用機械器具製造業	1	1.1%
22 業務用機会器具製造業	4	4.4%
23 電子応用・電子計測器製造業	8	8.8%
24 23以外の電気機械器具製造業	8	8.8%
25 情報通信機械器具製造業	7	7.7%
26 電子部品・デバイス・電子回路製造業	10	11.0%
27 自動車製造業	0	0.0%
28 27以外の輸送用機械製造業	0	0.0%
29 4～28以外の製造業	2	2.2%
30 電気・ガス・熱供給・水道業	2	2.2%
31 運輸業、郵便業	0	0.0%
32 通信業	8	8.8%
33 放送業	0	0.0%
34 情報サービス業	4	4.4%
35 インターネット付随サービス業	0	0.0%
36 映像・音声・文字情報制作業	0	0.0%
37 卸売業	3	3.3%
38 小売業	0	0.0%
39 金融・保険業	0	0.0%
40 不動産業	0	0.0%
41 宿泊業、飲食サービス業	0	0.0%
42 学校教育(大学を含む。)	8	8.8%
43 42以外の教育、学習支援授業	0	0.0%
44 技術移転機関(TLO)	1	1.1%
45 公的研究機関(独立行政法人を含む)	4	4.4%
46 44～45以外の学術・開発研究機関	2	2.2%
47 専門サービス業(例:特許事務所)	0	0.0%
48 42～47以外のサービス業	1	1.1%
49 公務(他に分類されるもの除く)	0	0.0%
50 その他	0	0.0%
無回答	2	2.2%
回答者数	91	100.0%



【貴社(貴所)の資本金】

問2 貴社(貴所)の資本金は、次の何れに該当しますか。

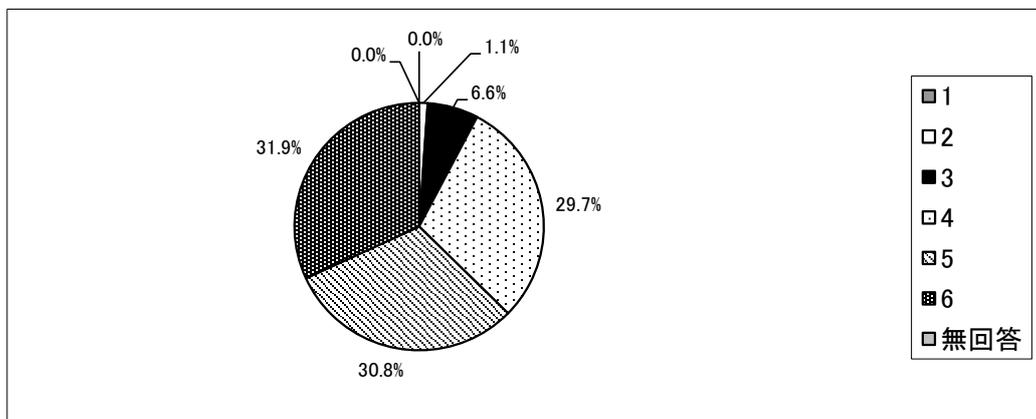
	件数	割合
1 100万円未満	0	0.0%
2 100万円以上、500万円未満	0	0.0%
3 500万円以上、1,000万円未満	0	0.0%
4 1,000万円以上、5,000万円未満	1	1.1%
5 5,000万円以上、1億円未満	2	2.2%
6 1億円以上、10億円未満	4	4.4%
7 10億円以上、100億円未満	24	26.4%
8 100億円以上、1,000億円未満	31	34.1%
9 1,000億円以上	23	25.3%
10 該当なし	5	5.5%
無回答	1	1.1%
回答者数		91 100.0%



【貴社(貴所)の従業員数】

問3 貴社(貴所)の従業員数は、次の何れに該当しますか。

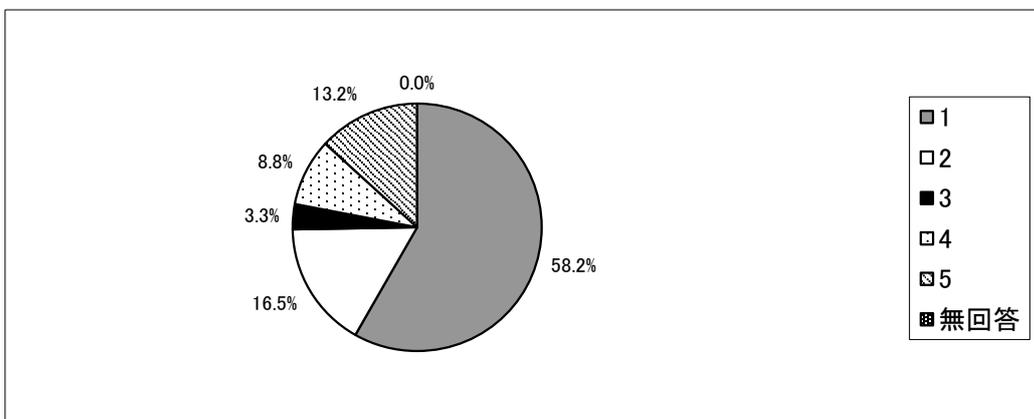
	件数	割合
1 10人未満	0	0.0%
2 10人以上、50人未満	1	1.1%
3 50人以上、300人未満	6	6.6%
4 300人以上、1,000人未満	27	29.7%
5 1,000人以上、5,000人未満	28	30.8%
6 5,000人以上	29	31.9%
無回答	0	0.0%
回答者数		91 100.0%



【貴社(貴所)の特許担当者数】

問4 貴社(貴所)の特許担当者(出願・権利化・契約等)は、次の何れに該当しますか。

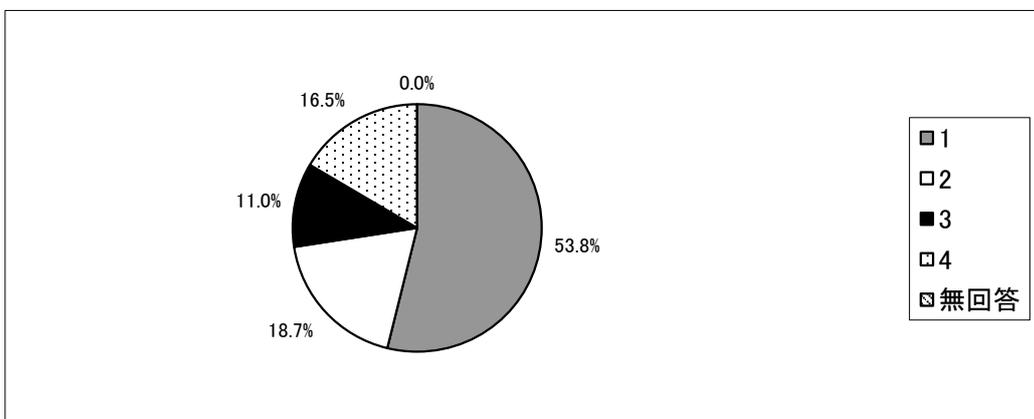
	件数	割合
1 10人未満	53	58.2%
2 10人以上、30人未満	15	16.5%
3 30人以上、50人未満	3	3.3%
4 50人以上、100人未満	8	8.8%
5 100人以上	12	13.2%
無回答	0	0.0%
回答者数	91	100.0%



【貴社(貴所)の出願件数】

問5 貴社(貴所)における2010年(1月～12月)の日本における特許出願の総出願件数は、次の何れに該当しますか。

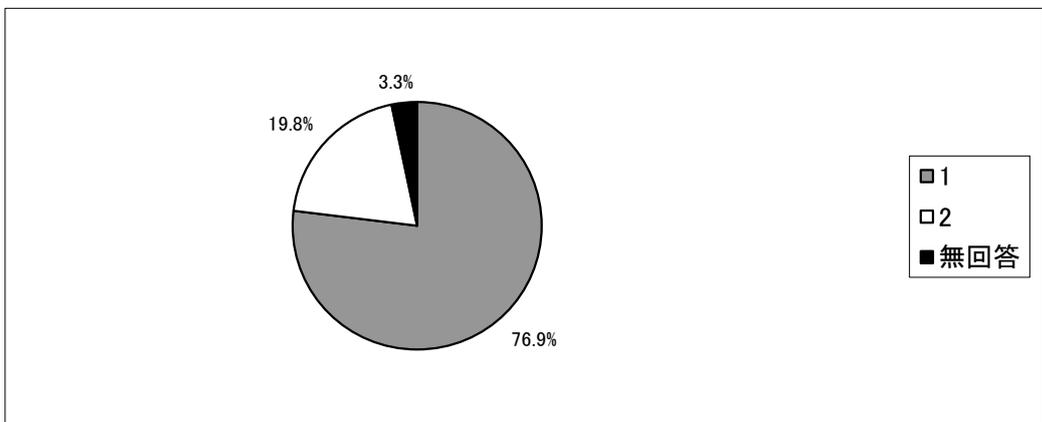
	件数	割合
1 100件未満	49	53.8%
2 100件以上、500件未満	17	18.7%
3 500件以上、1,000件未満	10	11.0%
4 1,000件以上	15	16.5%
無回答	0	0.0%
回答者数	91	100.0%



【標準規格必須特許による差止請求権の行使の制限の在り方】

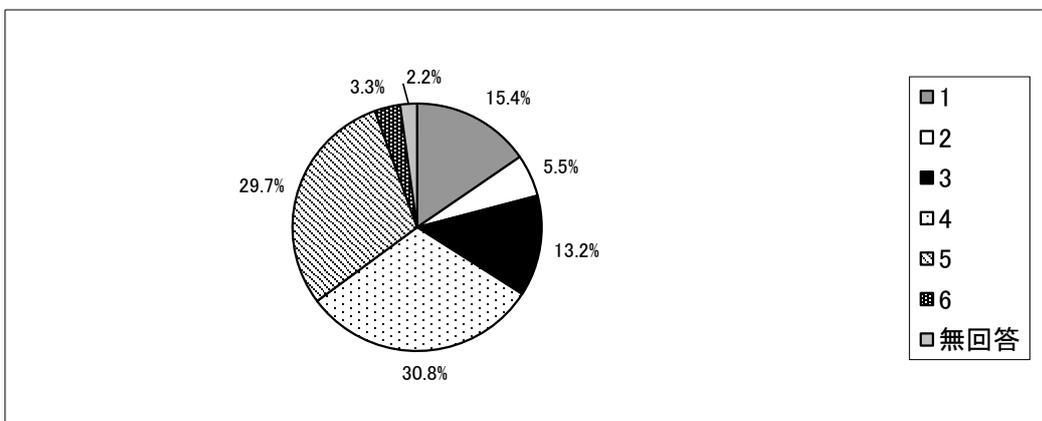
問6 標準規格必須特許による特許権の差止請求権の行使について、何らかの制限を設けることが必要な場合があると思いますか？

	件数	割合
1 ある	70	76.9%
2 ない	18	19.8%
無回答	3	3.3%
回答者数		91 100.0%



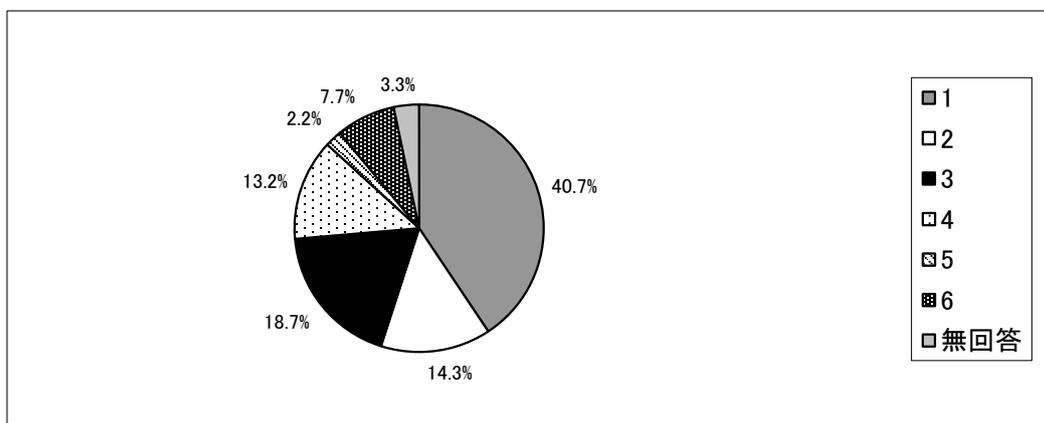
問7 標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限された場合に、どのような影響(メリット)があると考えますか。(何れか一つ回答)

	件数	割合
1 必須特許による金銭的請求が、不当に高額となることを防ぐことができる。	14	15.4%
2 標準規格の団体に加盟しない企業からの差止請求権の行使が制限されることで、加盟しないことのメリットが低減し、加盟企業が増え	5	5.5%
3 技術標準化の策定者／標準規格団体への参加者のみならず社会(消費者・関係企業等)に対して損失を防ぐことができる。	12	13.2%
4 技術標準の形成・活用が促進されイノベーションが進みやすくなる。	28	30.8%
5 必須特許を保有する事業不実施の企業からの差止請求権の行使を抑止でき、安定して事業を継続することができる。	27	29.7%
6 その他	3	3.3%
無回答	2	2.2%
回答者数		91 100.0%



問8 標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限なされた場合に、どのような影響(デメリット)があると考えますか。(何れか一つ回答)

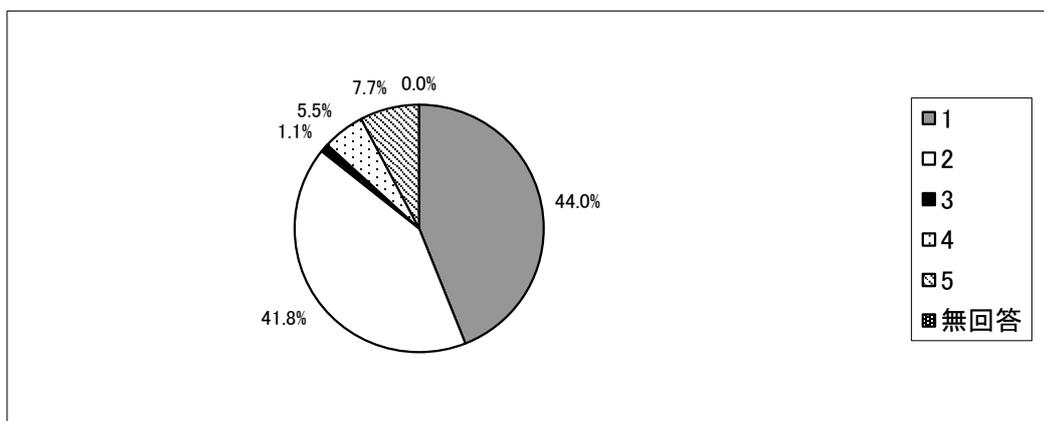
	件数	割合
1 標準規格の実施企業がライセンス交渉のテーブルにつかない、或いは、交渉が長引く恐れがあり特許権者が不利益を有する恐れがある	37	40.7%
2 標準規格の実施企業に金銭的請求しても十分な額を得られにくくなる	13	14.3%
3 標準規格の策定に関与し、当該標準規格を実施する特許権者からの差止請求権の行使まで制限されることになりかねない。	17	18.7%
4 標準規格の団体の加盟企業が、積極的に必須特許、又は規格に関連する特許として宣言・登録しづらくなり、加盟企業が減っていく。	12	13.2%
5 侵害が認められた場合に(差止請求権の行使を制限する代償として)損害賠償額等の金銭補償額が従前よりも高くなる。	2	2.2%
6 その他	7	7.7%
無回答	3	3.3%
回答者数		91
		100.0%



【不正行為の介在】

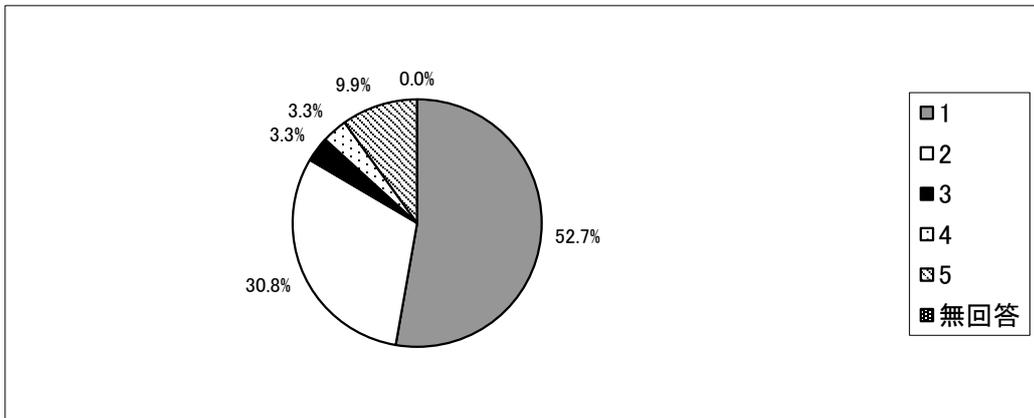
問9 標準化策定の過程で特許権者の不正行為(例えば特許出願の秘匿)が、介在した場合やライセンス条件の変更(例えば、非差別条件の変更)をした場合に、差止請求権の行使が制限された方が良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	40	44.0%
2 どちらかと言えば、はい	38	41.8%
3 どちらかと言えば、いいえ	1	1.1%
4 いいえ	5	5.5%
5 分からない	7	7.7%
無回答	0	0.0%
回答者数		91
		100.0%



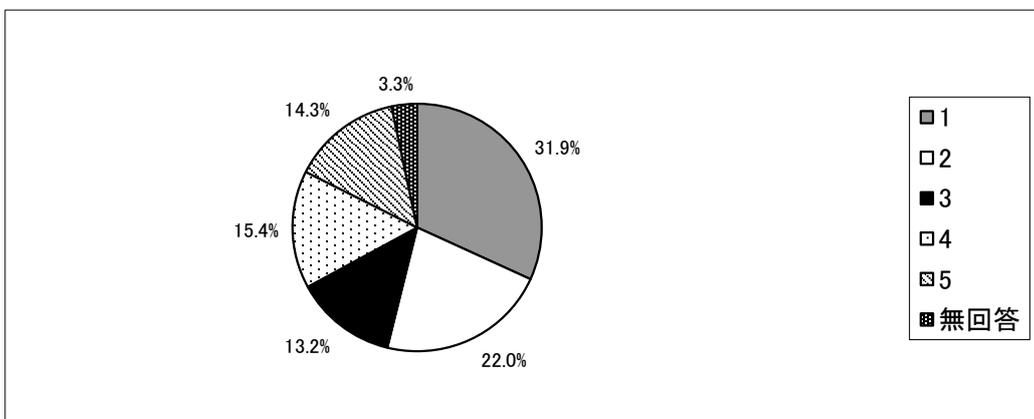
問10 標準化の過程で不正行為を行った特許権者から権利譲渡を受けた譲受人が権利行使をする場合に、当該譲受人が不正行為の介在を知っていた場合には、譲受人による差止請求権の行使が制限されるべきか。

	件数	割合
1 はい	48	52.7%
2 どちらかと言えば、はい	28	30.8%
3 どちらかと言えば、いいえ	3	3.3%
4 いいえ	3	3.3%
5 分からない	9	9.9%
無回答	0	0.0%
回答者数		91 100.0%



問11 譲受人が不正行為の介在を知っていたかどうかは、譲受人毎に判断すべきか(即ち、そうでなければ、ある特許が複数回譲渡された場合に、ある譲受人が不正行為の介在を知らなかった場合には、それ以降の譲受人は差止請求権の行使を制限すべきか?)。

	件数	割合
1 はい	29	31.9%
2 どちらかと言えば、はい	20	22.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	12	13.2%
4 いいえ	14	15.4%
5 分からない	13	14.3%
無回答	3	3.3%
回答者数		91 100.0%



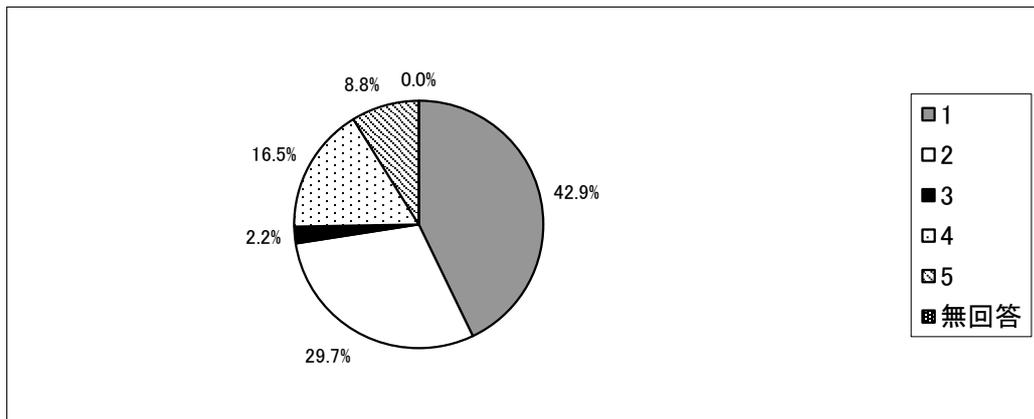
【差止請求権が制限される場合のケース判断】

(特許権者の回復不能な損害)

問12 「差止めが認められなくとも特許権者に取返しのつかない損害が発生しない\*」という観点のみから、以下の(1)～(4)の場合において差止請求権の行使を制限しても良いと考えますか？

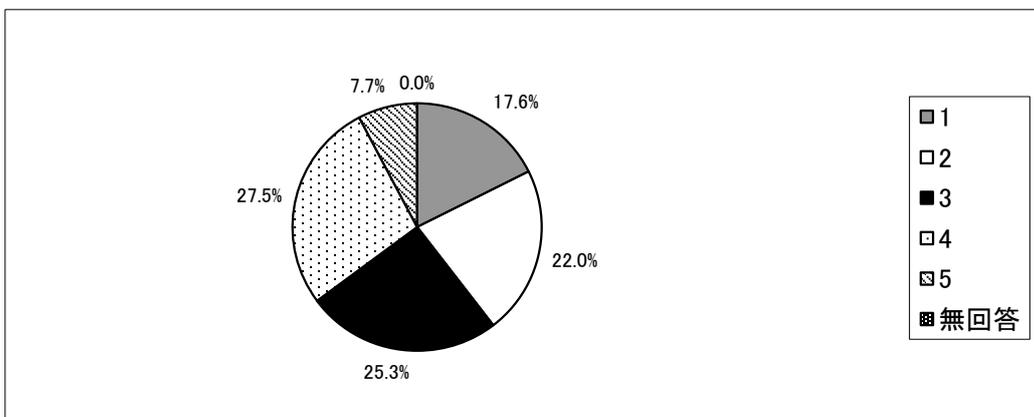
(1) 特許権者が実施しておらず、かつライセンス許諾もしていない場合

	件数	割合
1 はい	39	42.9%
2 どちらかと言えば、はい	27	29.7%
3 どちらかと言えば、いいえ	2	2.2%
4 いいえ	15	16.5%
5 分からない	8	8.8%
無回答	0	0.0%
回答者数		91 100.0%



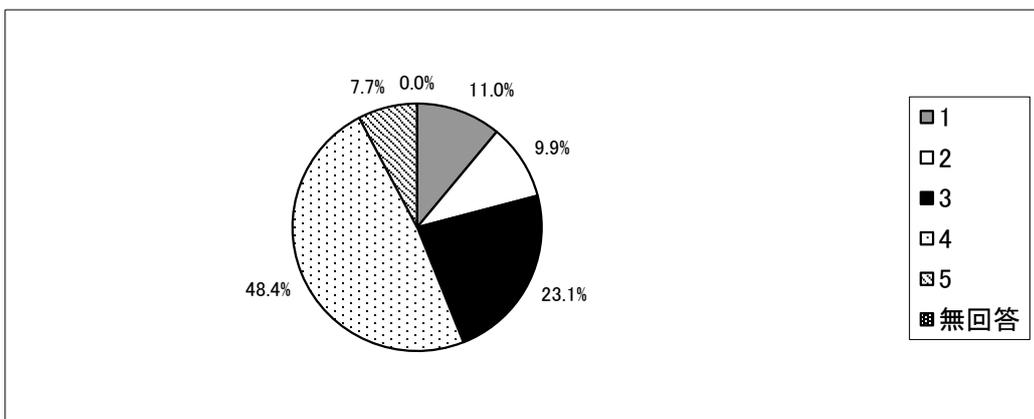
(2) 特許権者は実施していないが、ライセンシーが実施している場合

	件数	割合
1 はい	16	17.6%
2 どちらかと言えば、はい	20	22.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	23	25.3%
4 いいえ	25	27.5%
5 分からない	7	7.7%
無回答	0	0.0%
回答者数		91 100.0%



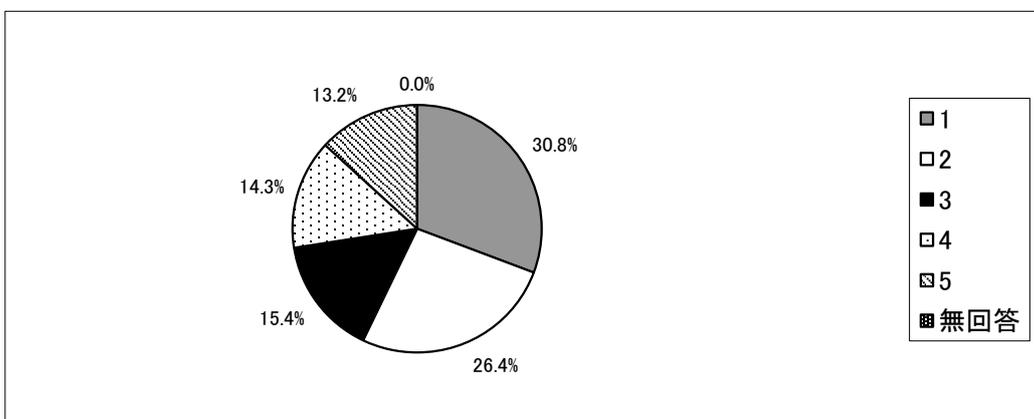
(3) 特許権者が業として特許発明の実施している場合(侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係あり)

	件数	割合
1 はい	10	11.0%
2 どちらかと言えば、はい	9	9.9%
3 どちらかと言えば、いいえ	21	23.1%
4 いいえ	44	48.4%
5 分からない	7	7.7%
無回答	0	0.0%
回答者数		91
		100.0%



(4) 特許権者は業として特許発明の実施をしていない(当初より不実施、或いは事業撤退を含む)が、他の分野で事業を営んでいる場合(侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係なし)

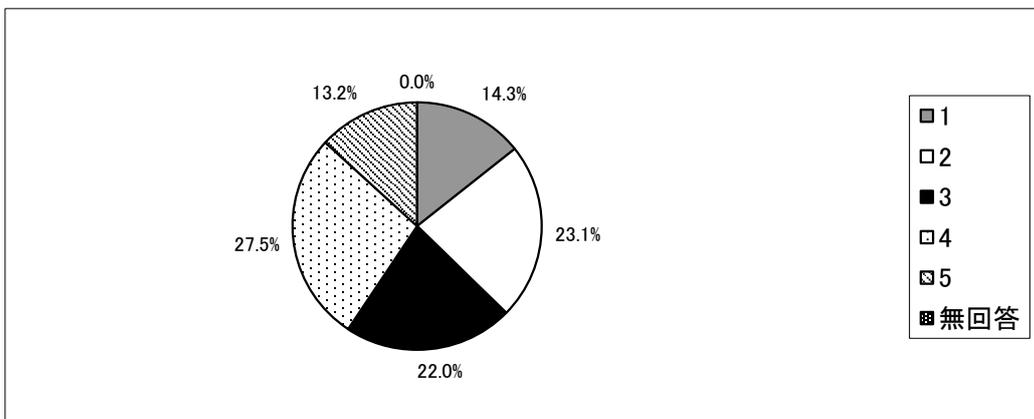
	件数	割合
1 はい	28	30.8%
2 どちらかと言えば、はい	24	26.4%
3 どちらかと言えば、いいえ	14	15.4%
4 いいえ	13	14.3%
5 分からない	12	13.2%
無回答	0	0.0%
回答者数		91
		100.0%



(権利者と侵害者の負担の程度)

問13 「特許権者の負担の程度と比較した侵害者の負担の程度の甚大性」といった観点のみから、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	13	14.3%
2 どちらかと言えば、はい	21	23.1%
3 どちらかと言えば、いいえ	20	22.0%
4 いいえ	25	27.5%
5 分からない	12	13.2%
無回答	0	0.0%
回答者数		91
		100.0%

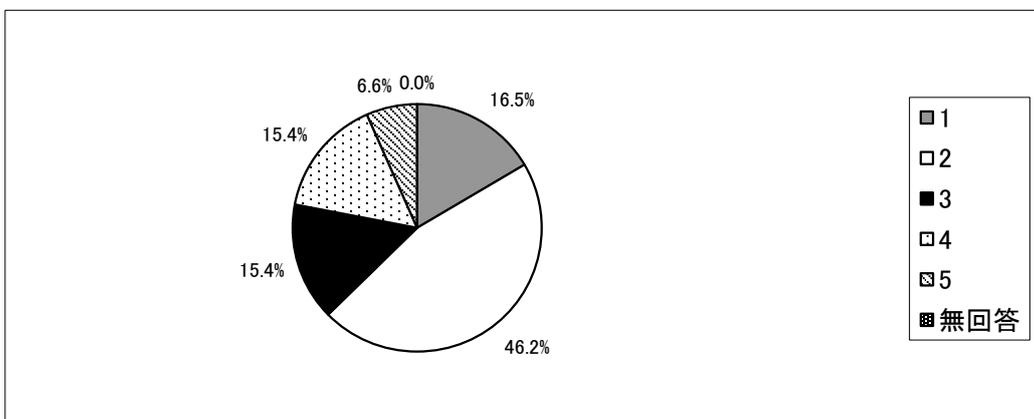


(公益性)

問14 公益性の観点から、差止請求権の行使の制限を行うことについて、伺います。

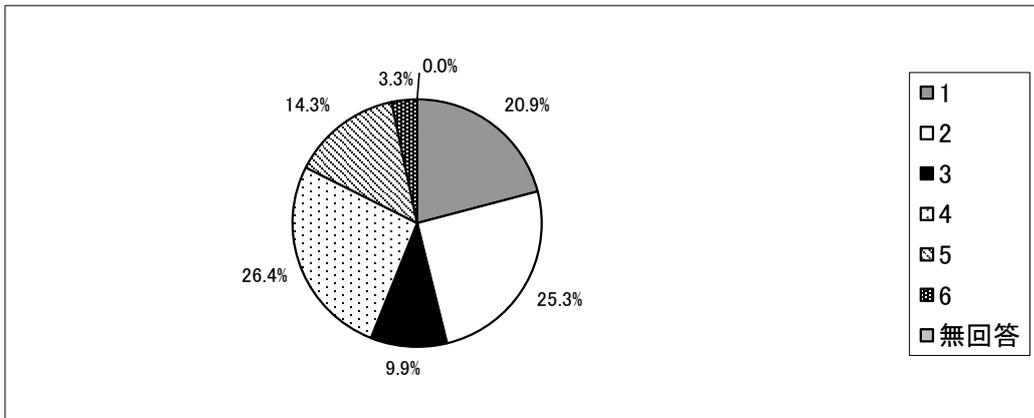
問14-1 例えば、携帯電話に関する通信(通話)サービスのような公益性が高いと考えられる分野において、「一般大衆に対する影響」(公益性)のみの観点から、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	15	16.5%
2 どちらかと言えば、はい	42	46.2%
3 どちらかと言えば、いいえ	14	15.4%
4 いいえ	14	15.4%
5 分からない	6	6.6%
無回答	0	0.0%
回答者数		91
		100.0%



問14-2 標準の中には、デファクト標準、デジュール標準、フォーラム標準がありますが、これらによって、差止請求権の行使の制限について区別する必要があると思いますか？

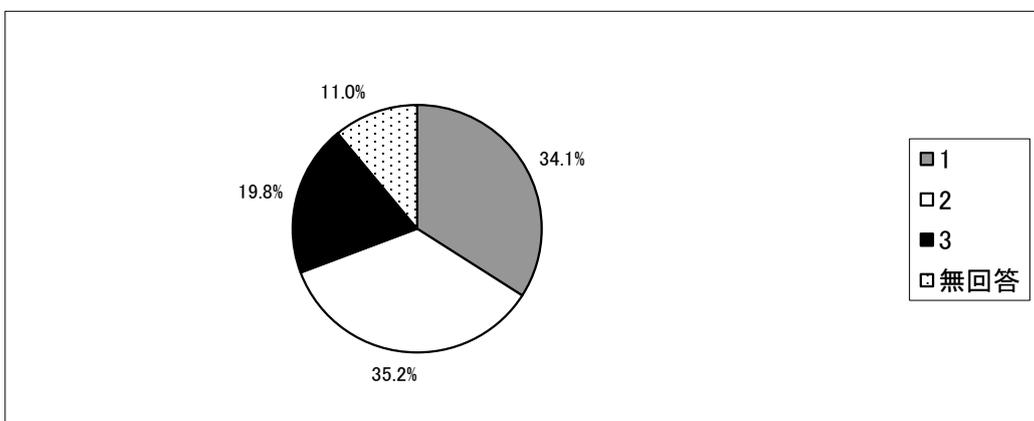
	件数	割合
1 はい	19	20.9%
2 どちらかと言えば、はい	23	25.3%
3 どちらかと言えば、いいえ	9	9.9%
4 いいえ	24	26.4%
5 分からない	13	14.3%
6 その他	3	3.3%
無回答	0	0.0%
回答者数		91
		100.0%



問15 【問12】～【問14-1】における観点のうち、差止請求権の行使の制限を行う上で、重要だと考える観定の優先順位(1～3)を口の中にご記載下さい。(注)1:高い～3:低い

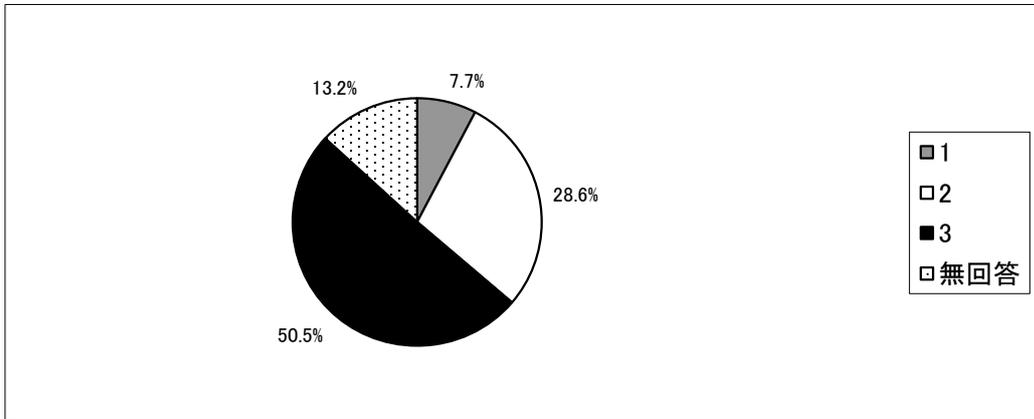
「差止めが認められなくとも特許権者に取返しのつかない損害が発生しない」(問12)

	件数	割合
1 優先順位1番	31	34.1%
2 優先順位2番	32	35.2%
3 優先順位3番	18	19.8%
無回答	10	11.0%
回答者数		91
		100.0%



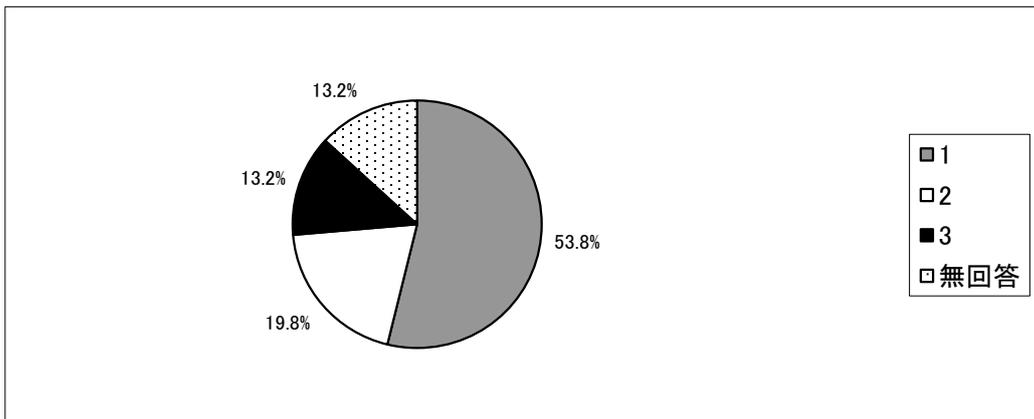
「特許権者の負担の程度と侵害者の負担の程度との差異の甚大性」(問13)

	件数	割合
1 優先順位1番	7	7.7%
2 優先順位2番	26	28.6%
3 優先順位3番	46	50.5%
無回答	12	13.2%
回答者数		91



「一般大衆に対する影響」(公益性)(問14-1)

	件数	割合
1 優先順位1番	49	53.8%
2 優先順位2番	18	19.8%
3 優先順位3番	12	13.2%
無回答	12	13.2%
回答者数		91

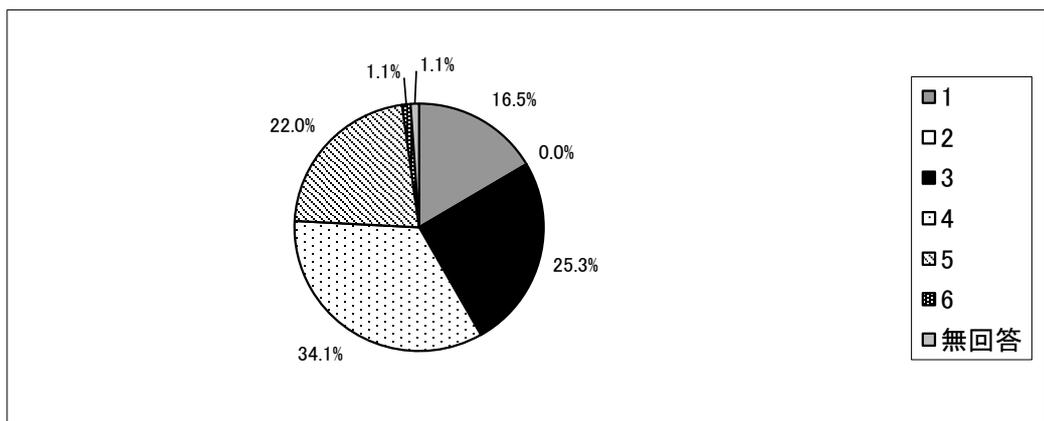


【FRAND宣言】

(効力の範囲)

問16 FRAND宣言の効力は、以下の何れの範囲まで効力を及ぼすと考えますか？(何れか1つ回答。) なお、FRANDは、Fair Reasonable and Non-Discriminatory(公平、合理的、非差別的)です。

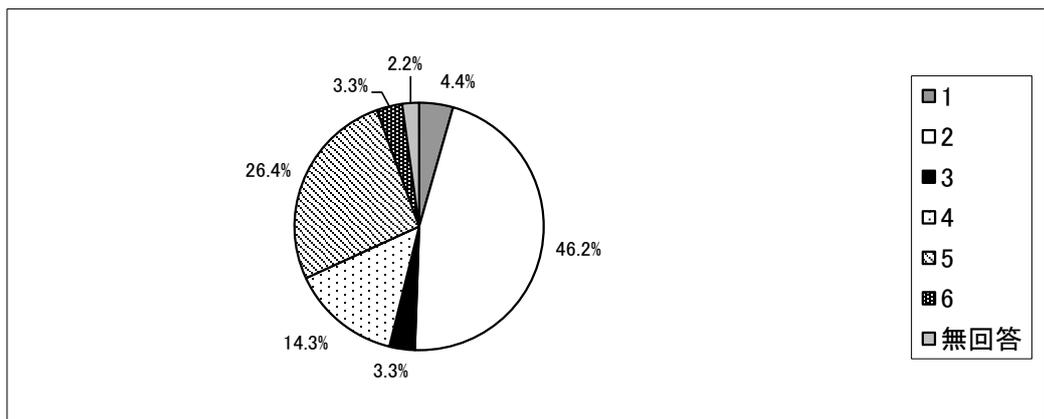
	件数	割合
1 標準規格の団体の加盟企業のみ	15	16.5%
2 団体に加盟・非加盟問わず、標準規格の策定に関わった企業のみ	0	0.0%
3 標準規格の団体の加盟企業と、(団体に加盟・非加盟問わず)その標準規格の策定に関わった企業	23	25.3%
4 標準規格の団体の加盟・非加盟や標準規格の策定への関与・非関与に関わらず、広く一般にまで及ぶ。	31	34.1%
5 分からない	20	22.0%
6 その他	1	1.1%
無回答	1	1.1%
回答者数		91
		100.0%



(効力の意義)

問17 FRAND宣言の効力とは、どのような意味を有するものと考えますか？(何れか1つ回答)

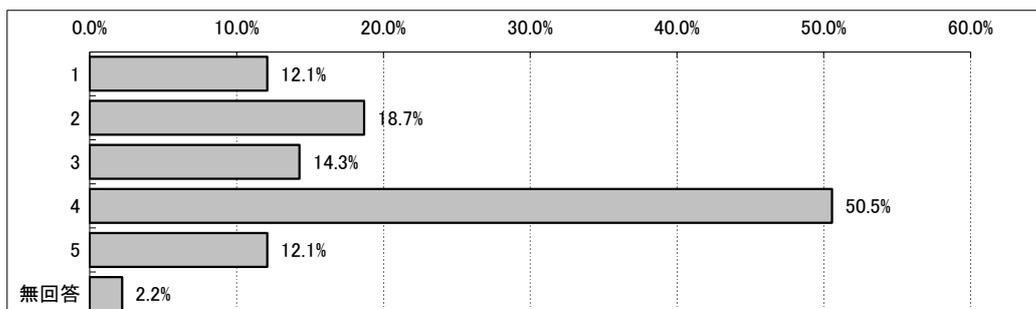
	件数	割合
1 何ら義務を負うものではない。	4	4.4%
2 特許権者の誠実交渉義務である。	42	46.2%
3 FRAND宣言することは、特許権者による差止請求権の放棄の意味を有する。	3	3.3%
4 特許権者以外の者が承諾することでライセンス契約が成立する、といった状態を特許権者が作り出すことを意味する。(所謂、第三者のための契約)	13	14.3%
5 分からない	24	26.4%
6 その他	3	3.3%
無回答	2	2.2%
回答者数		91
		100.0%



(FRAND宣言と差止請求権)

問18 標準化の策定に関与し、FRAND宣言をした企業が、標準規格の策定に関与していた企業、或いは策定に関与していない企業に対して、差止請求権の行使を制限しても良い場合はあるか？(複数回答可)

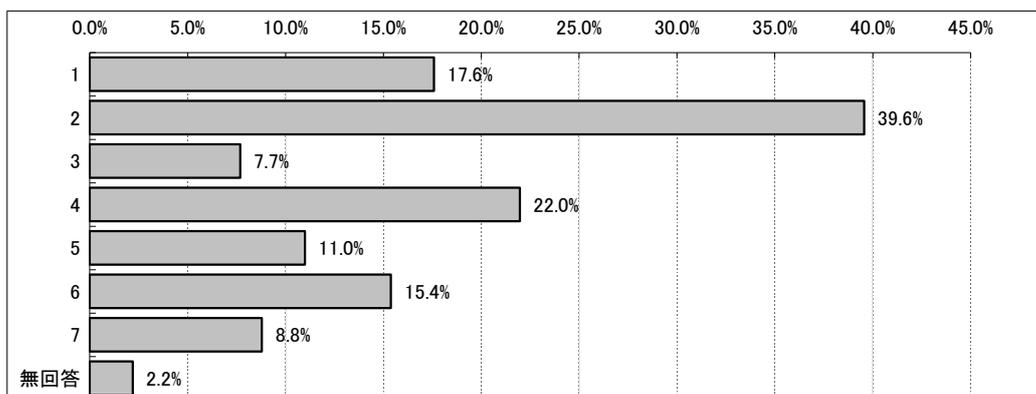
	件数	割合
1 全くない。	11	12.1%
2 標準規格の策定に関与していた企業に対しては、差止請求権の行使を制限しても良い場合がある。	17	18.7%
3 標準規格の策定に関与していない企業に対しては、差止請求権の行使を制限しても良い場合がある。	13	14.3%
4 分からない。	46	50.5%
5 その他	11	12.1%
無回答	2	2.2%
回答者数		91 100.0%



【金銭補償のあり方について】

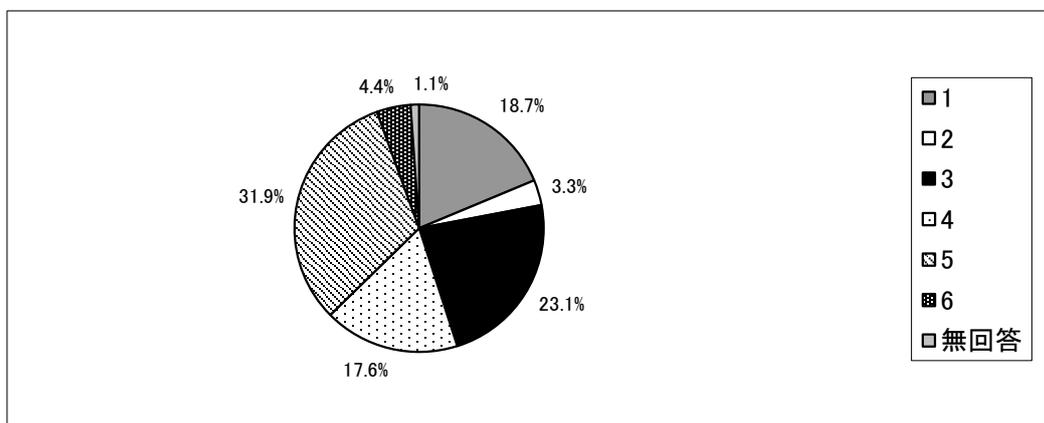
問19 差止請求権の行使が制限された場合であっても、侵害者に損害賠償の請求をすることができますが、裁判では、過去の損害分についてしか請求ができません。そのため、侵害者が引続き実施を行う場合には、権利者はその都度、損害賠償の請求を行わなければならない、といった事態が生じかねません。この場合、如何なる対処をすべきですか？(複数回答可)

	件数	割合
1 立法の場にて、将来分の金銭的補填の規定を設けるべきである。	16	17.6%
2 司法の場にて、損害賠償額を算定する際に、将来分も考慮した算定方法で対処すべきである。	36	39.6%
3 刑事罰で対処すべきである。	7	7.7%
4 裁定通常実施権(特83条、特92条、特93条)で対処すべきである。	20	22.0%
5 司法の場にて、強制実施権の付与をすることで対処すべきである。	10	11.0%
6 分からない	14	15.4%
7 その他	8	8.8%
無回答	2	2.2%
回答者数		91 100.0%



問20 標準規格必須特許に関する特許侵害訴訟における損害賠償額の算定についてお聞きします。損害賠償額の算定方法は、何れが好ましいかお答え下さい。

	件数	割合
1 標準規格必須特許に採用されたことにより(但し、FRANDは考慮しない)、向上した価値に基づいて算定する。	17	18.7%
2 標準規格必須特許に採用されなかったと仮定した場合の価値で算定する。	3	3.3%
3 特許の価値に関わらず、FRAND条項など、パテントプールで決定された料率に基づいて特許件数により算定する。	21	23.1%
4 事前にFRAND条件に基づいて交渉したと想定した場合と同じ条件で算定する。	16	17.6%
5 分からない	29	31.9%
6 その他	4	4.4%
無回答	1	1.1%
回答者数	91	100.0%

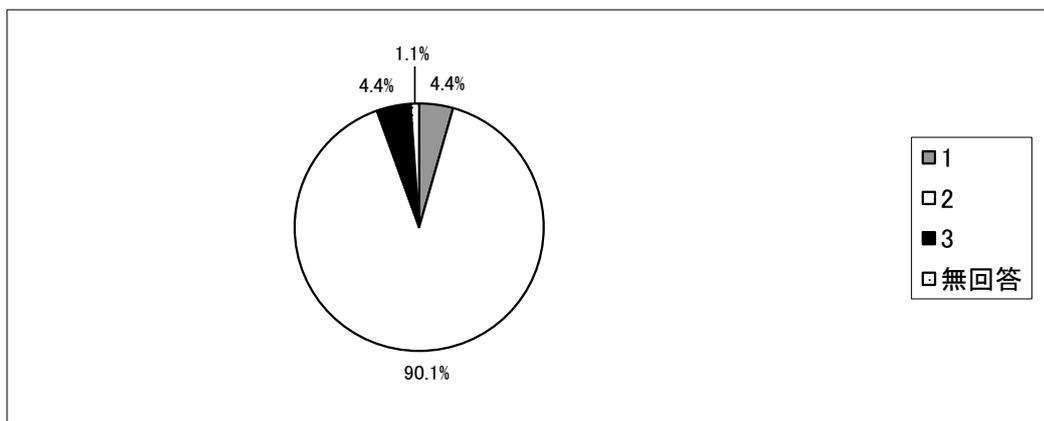


【裁定通常実施権の活用等について】

問21 差止請求権の行使の制限を行う上で、裁定制度(特83条、特92条、特93条)を積極的に活用していくという見解も示されております。しかし、一般的に裁定制度の活用には、様々なハードルがあり、活用されていないところです。そこで、貴社における裁定活用の検討の有無と、活用におけるハードルについてお伺いします。

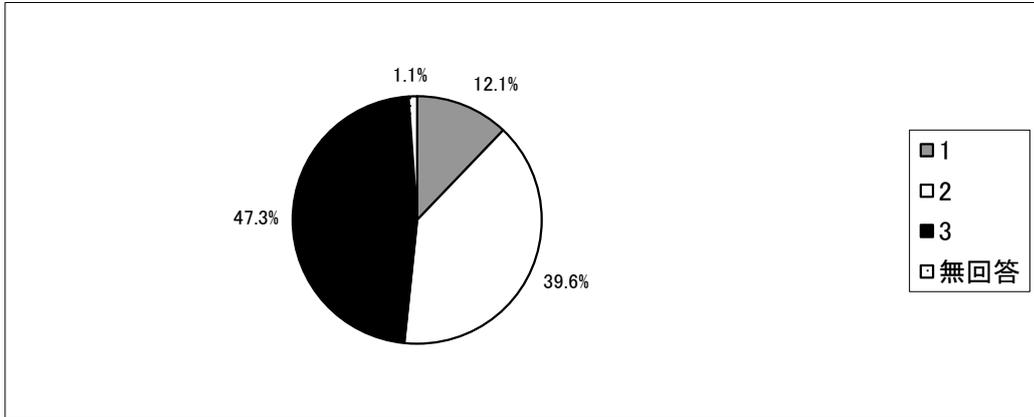
問21-1 これまで、裁定通常実施権の活用を検討をしたことがありますか？

	件数	割合
1 はい	4	4.4%
2 いいえ	82	90.1%
3 分からない	4	4.4%
無回答	1	1.1%
回答者数	91	100.0%



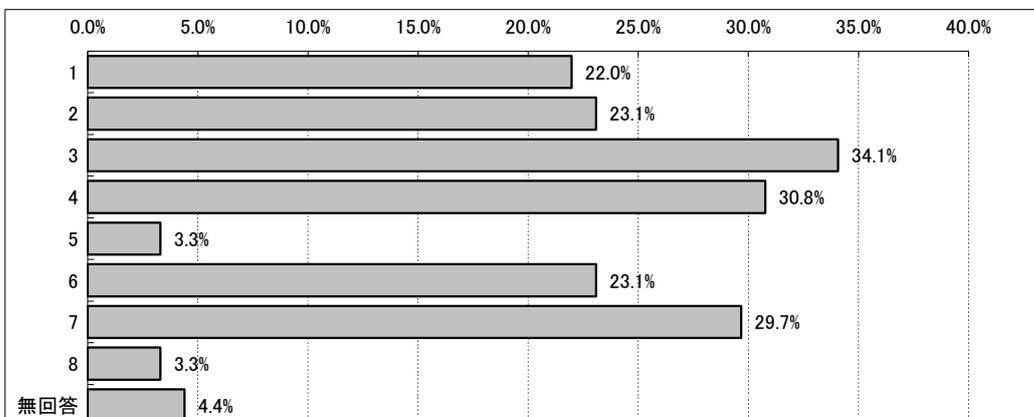
問21-2 今後、裁定通常実施権の活用をしたいと思いますか？

	件数	割合
1 はい	11	12.1%
2 いいえ	36	39.6%
3 分からない	43	47.3%
無回答	1	1.1%
回答者数		91
		100.0%



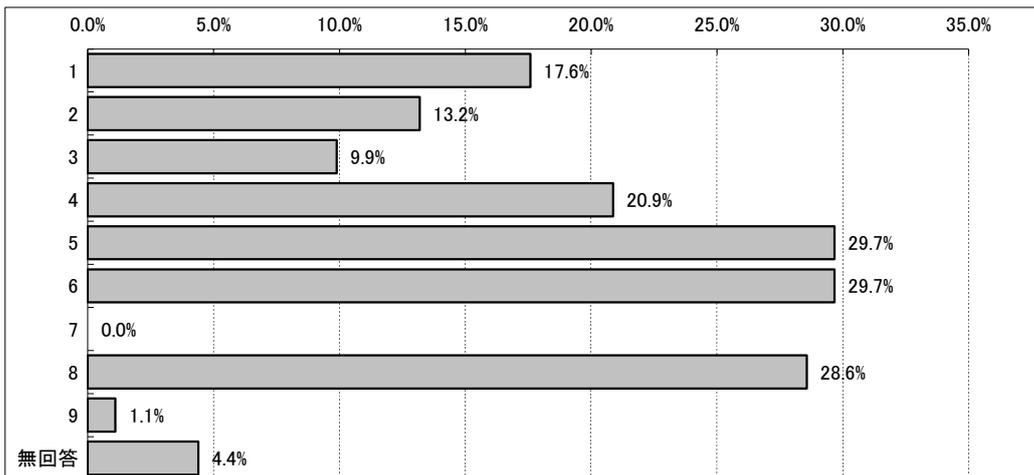
問21-3 今後、裁定通常実施権の活用したい場合には何がハードルとご感想ですか？（複数回答可）

	件数	割合
1 公益性のハードルが非常に高い	20	22.0%
2 単に「公共の利益」又は「不実施」のみが要件であり、客観的な利益考量など総合考慮的要素が要件に含まれない。	21	23.1%
3 侵害の自白に等しいため、侵害訴訟がなされ得るようなケースでは活用しにくい。	31	34.1%
4 行政庁において、相当対価の算定や範囲・期間の適切な設定が可能であるか疑問である。	28	30.8%
5 侵害訴訟係属中には労力が割けないため裁定の手続きが活用しにくい。	3	3.3%
6 行政庁での裁定の手続きが不明確であるため活用しにくい。	21	23.1%
7 分からない。	27	29.7%
8 その他	3	3.3%
無回答	4	4.4%
回答者数		91
		100.0%



問21-4 今後、裁定通常実施権を活用したい場合に、どのような有効活用策が良いと思いますか？(複数回答可)

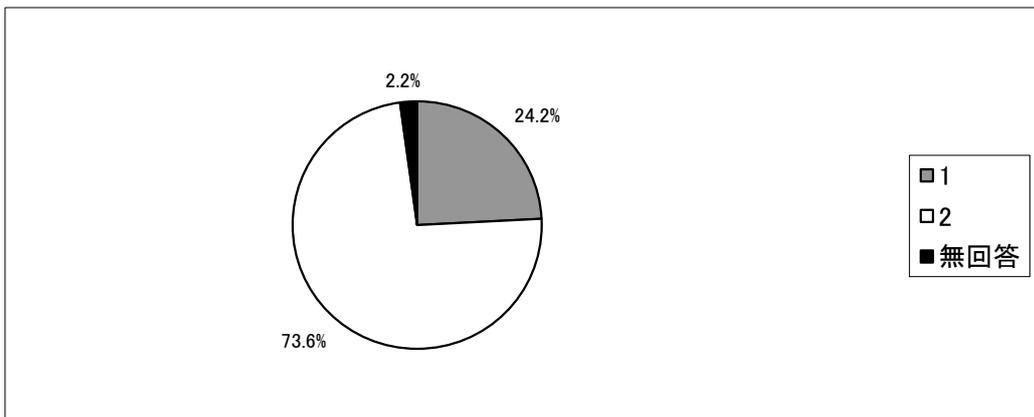
	件数	割合
1 現状の要件(「公共の利益」や「不実施」など)の緩和をする。	16	17.6%
2 新たな裁定通常実施権を設立する。	12	13.2%
3 非公開で審理を行い、特許権者に知られないようにする。	9	9.9%
4 相当の対価の算定や範囲・期間の設定に専門家を関与させる。	19	20.9%
5 裁判所が、差止請求の判断の前に裁定制度の活用を相当と認めるときは、裁定制度を利用できるようにする。	27	29.7%
6 現行の裁定制度の詳細なガイドラインを作成する。	27	29.7%
7 査定系/当事者系審判で裁定通常実施権の付与を行えるようにす	0	0.0%
8 分からない。	26	28.6%
9 その他	1	1.1%
無回答	4	4.4%
回答者数		91
		100.0%



【貴社(貴所)の標準規格に関連する特許】

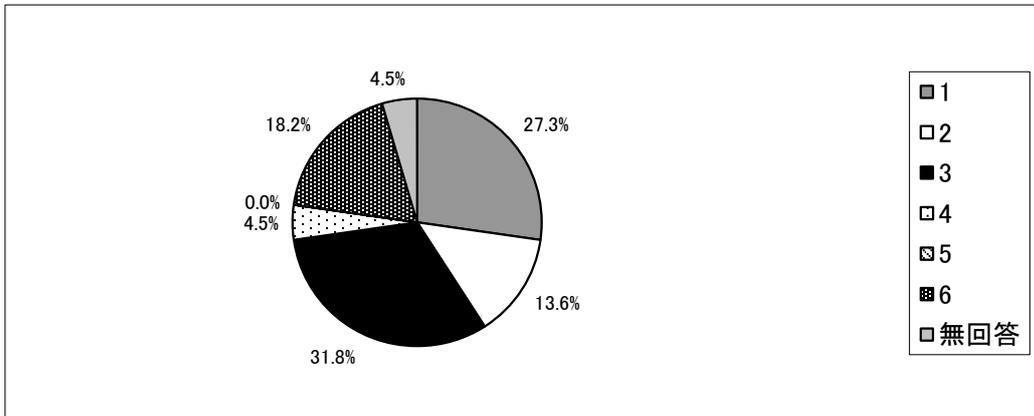
問22 貴社(貴所)は、標準規格に関連する日本の特許権について、他社と何らかの「個別」のやりとり(使用許諾依頼、警告、ライセンス交渉、又は権利行使)をしたことがありますか。なお、「個別」とは「標準規格団体やパテントプールを通じてのやり取り以外」を意味します。(問7においても同様)

	件数	割合
1 はい →問23に進んで下さい。	22	24.2%
2 いいえ →アンケート終了です。	67	73.6%
無回答	2	2.2%
回答者数		91
		100.0%



問23 貴社(貴所)と他社との何らかの「個別」のやりとりは、以下の何れに該当しますか？貴社(貴所)の最新の事例に基づいて下記より何れか1つお答え下さい。

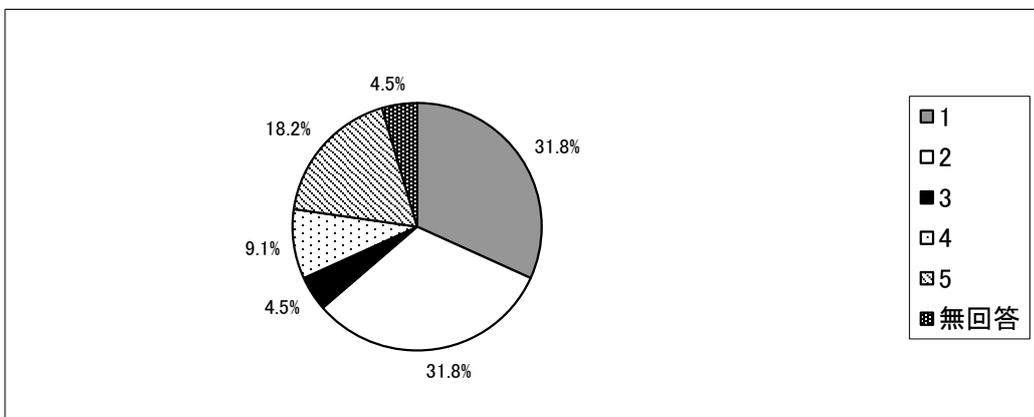
	件数	割合
1 自社が、自社の特許権を用いて、他社へ警告、ライセンス交渉又は権利行使をした。	6	27.3%
2 自社が、他社に対して他社の特許権の使用許諾依頼をした。	3	13.6%
3 他社が、他社の特許権を用いて自社へ警告、ライセンス交渉、又は権利行使をした。	7	31.8%
4 他社が、自社の特許権に対して使用許諾依頼をした。	1	4.5%
5 その他	0	0.0%
6 答えられない。	4	18.2%
無回答	1	4.5%
回答者数	22	100.0%



問24

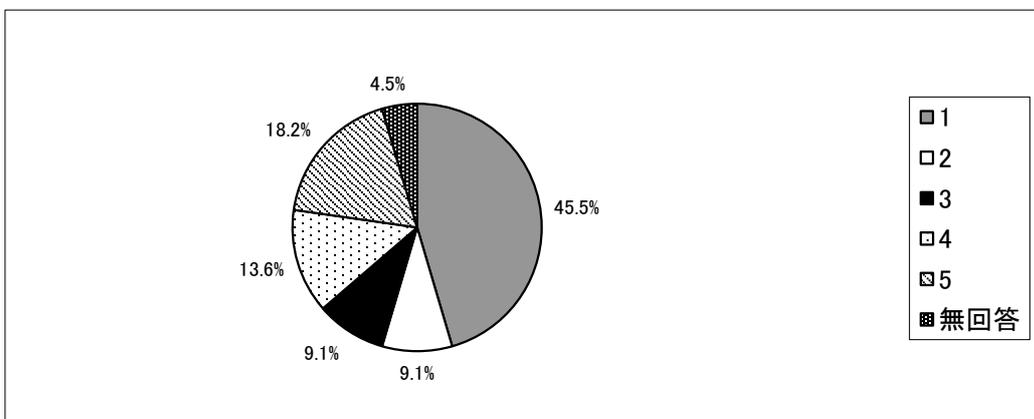
問24-1 その他社は、その特許権に関連する標準規格の策定に関与していましたか。

	件数	割合
1 継続的に関与していた。	7	31.8%
2 全く関与していない。	7	31.8%
3 関与していたが、やり取りがあったときは関与していない。	1	4.5%
4 その他	2	9.1%
5 分からない。	4	18.2%
無回答	1	4.5%
回答者数	22	100.0%



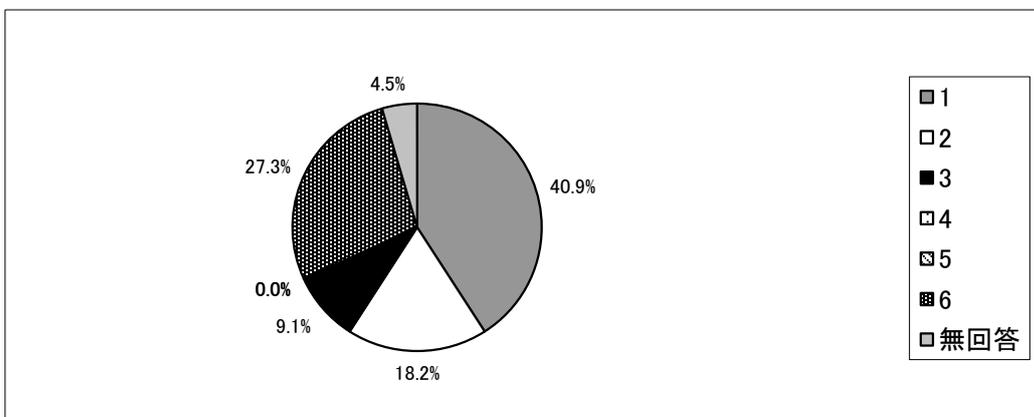
問24-2 その自社の特許権は、関連する標準規格の必須特許となっていましたか。

	件数	割合
1 必須特許として宣言・登録されていた。	10	45.5%
2 必須特許ではなかったが、規格に関連する特許として宣言・登録されていた。	2	9.1%
3 必須特許、または標準規格に関連する特許として宣言・登録されていなかった。	2	9.1%
4 その他	3	13.6%
5 分からない。	4	18.2%
無回答	1	4.5%
回答者数		22 100.0%



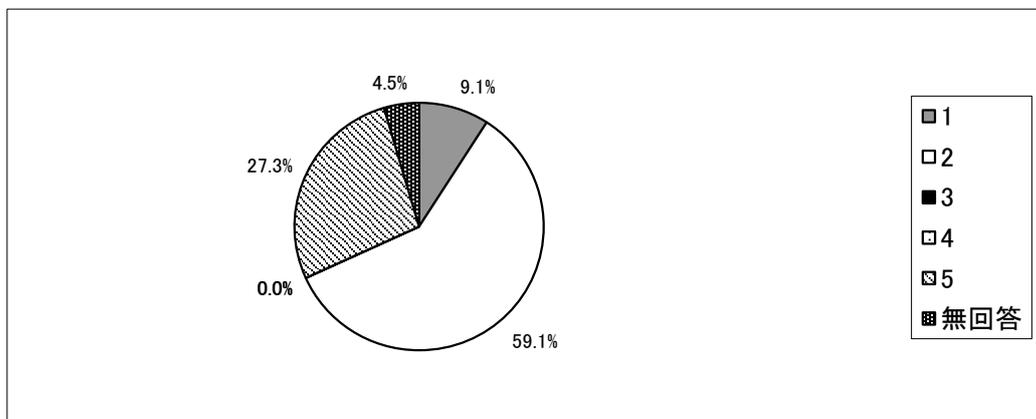
問24-3 どのような内容のやり取りを行いましたか

	件数	割合
1 標準規格のIPRポリシーに基づく、または準ずる使用許諾依頼、ライセンス交渉	9	40.9%
2 標準規格のIPRポリシーと関係のないライセンス交渉	4	18.2%
3 標準規格のIPRポリシーと関係のない損害賠償請求(差止請求はな)	2	9.1%
4 製造販売等の中止要求、又は差止請求(損害賠償請求の有無は問わない)	0	0.0%
5 その他	0	0.0%
6 答えられない。	6	27.3%
無回答	1	4.5%
回答者数		22 100.0%



問24-4 どのような方法でやり取りを行いましたか。

	件数	割合
1 Letterや警告状等でのやり取り	2	9.1%
2 会社間における交渉でのやり取り	13	59.1%
3 訴訟でのやり取り	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
5 答えられない。	6	27.3%
無回答	1	4.5%
回答者数		22 100.0%



## IV. 国内アンケート結果 (クロス集計①)

- 電子応用・電子計測器製造業 -
- 上記以外の電気機械器具製造業 -
- 情報通信機械器具製造業 -
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業 -
- 通信業 -



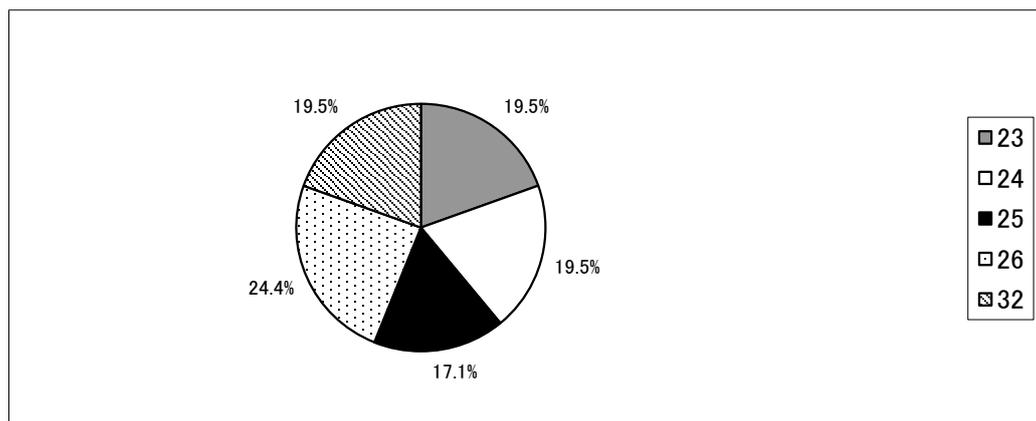
標準規格必須特許の権利行使に関するアンケート調査  
単純集計結果

I. 一般事項(問1～問5では貴社(貴所)直近の会計年度末時点のものをご記入ください。)

【貴社(貴所)の業種】

問1 貴社(貴所)の業種は、次のどれに該当しますか。以下の1～50から選んでください。業種が複数にまたがる場合は、主要な業種を1つお答えください。なお、特許事務所等の方は「47」にチェックして下さい。

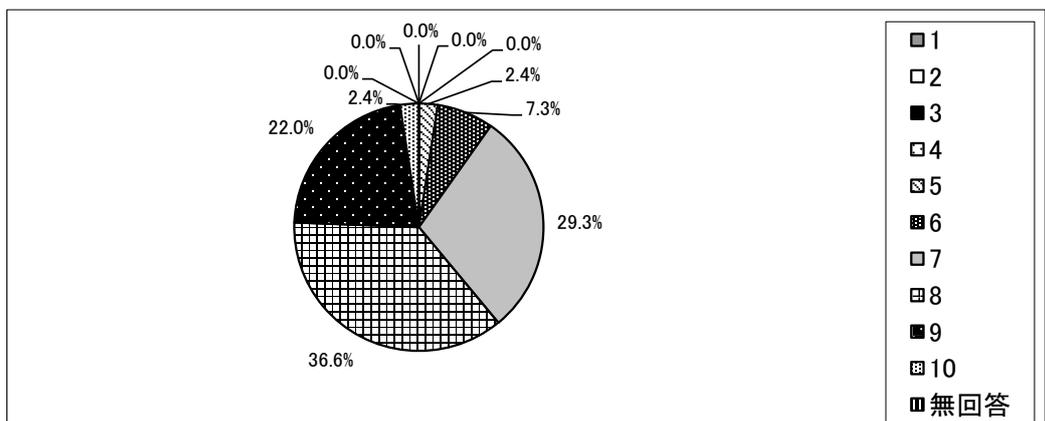
	件数	割合
23 電子応用・電子計測器製造業	8	19.5%
24 23以外の電気機械器具製造業	8	19.5%
25 情報通信機械器具製造業	7	17.1%
26 電子部品・デバイス・電子回路製造業	10	24.4%
32 通信業	8	19.5%
回答者数	41	100.0%



【貴社(貴所)の資本金】

問2 貴社(貴所)の資本金は、次の何れに該当しますか。

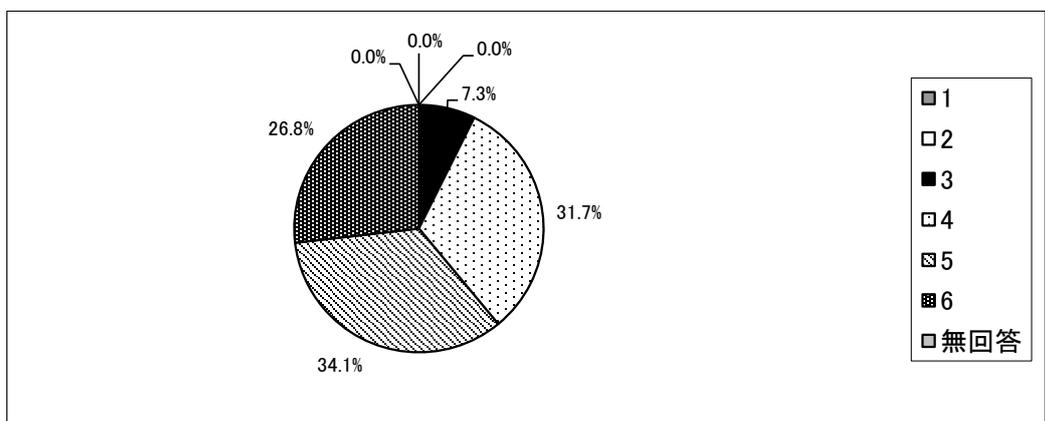
	件数	割合
1 100万円未満	0	0.0%
2 100万円以上、500万円未満	0	0.0%
3 500万円以上、1,000万円未満	0	0.0%
4 1,000万円以上、5,000万円未満	0	0.0%
5 5,000万円以上、1億円未満	1	2.4%
6 1億円以上、10億円未満	3	7.3%
7 10億円以上、100億円未満	12	29.3%
8 100億円以上、1,000億円未満	15	36.6%
9 1,000億円以上	9	22.0%
10 該当なし	1	2.4%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



【貴社(貴所)の従業員数】

問3 貴社(貴所)の従業員数は、次の何れに該当しますか。

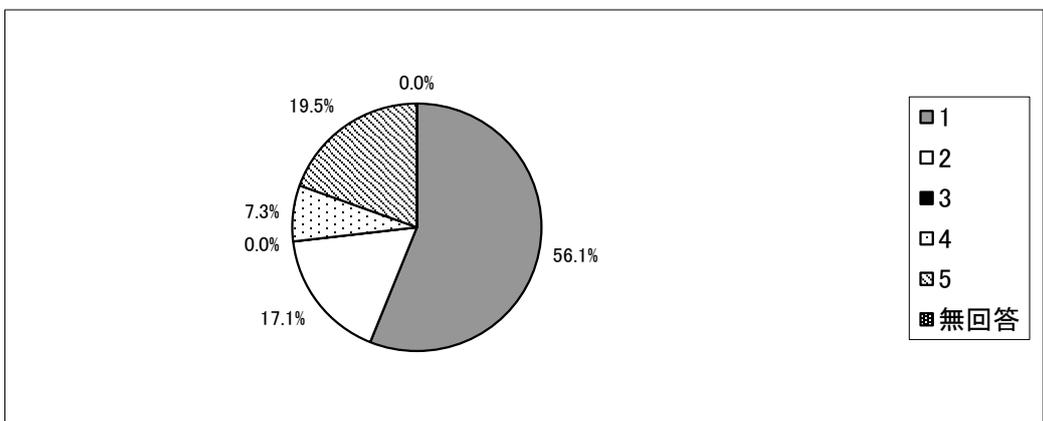
	件数	割合
1 10人未満	0	0.0%
2 10人以上、50人未満	0	0.0%
3 50人以上、300人未満	3	7.3%
4 300人以上、1,000人未満	13	31.7%
5 1,000人以上、5,000人未満	14	34.1%
6 5,000人以上	11	26.8%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



【貴社(貴所)の特許担当者数】

問4 貴社(貴所)の特許担当者(出願・権利化・契約等)は、次の何れに該当しますか。

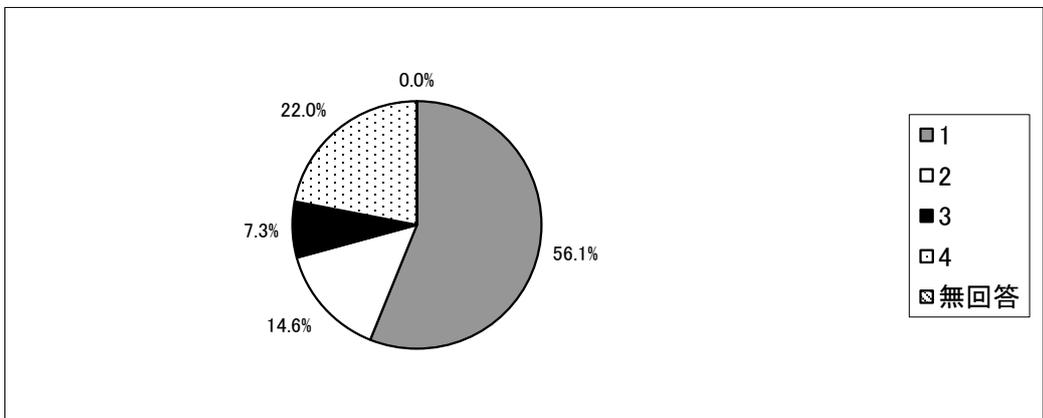
	件数	割合
1 10人未満	23	56.1%
2 10人以上、30人未満	7	17.1%
3 30人以上、50人未満	0	0.0%
4 50人以上、100人未満	3	7.3%
5 100人以上	8	19.5%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



【貴社(貴所)の出願件数】

問5 貴社(貴所)における2010年(1月～12月)の日本における特許出願の総出願件数は、次の何れに該当しますか。

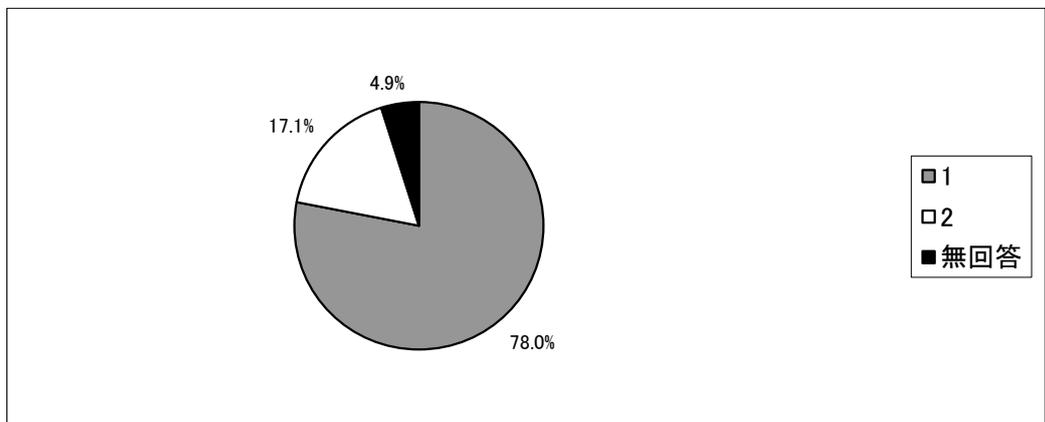
	件数	割合
1 100件未満	23	56.1%
2 100件以上、500件未満	6	14.6%
3 500件以上、1,000件未満	3	7.3%
4 1,000件以上	9	22.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



【標準規格必須特許による差止請求権の行使の制限の在り方】

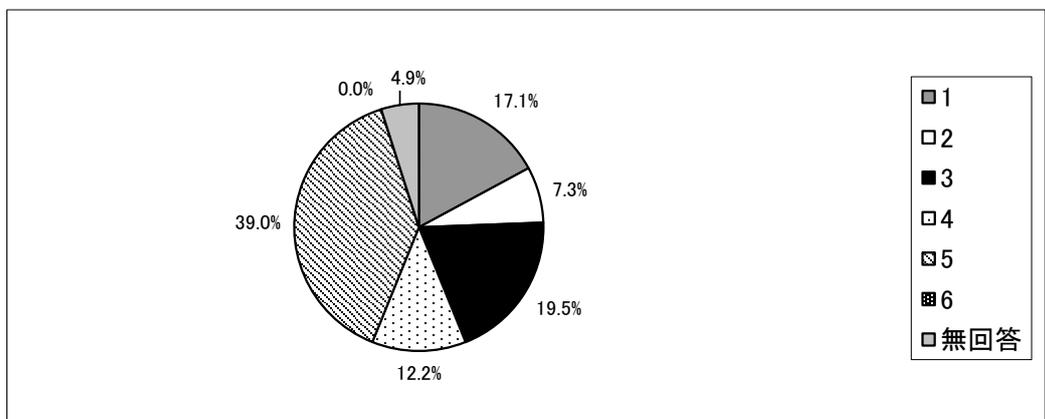
問6 標準規格必須特許による特許権の差止請求権の行使について、何らかの制限を設けることが必要な場合があると思いますか？

	件数	割合
1 ある	32	78.0%
2 ない	7	17.1%
無回答	2	4.9%
回答者数		41 100.0%



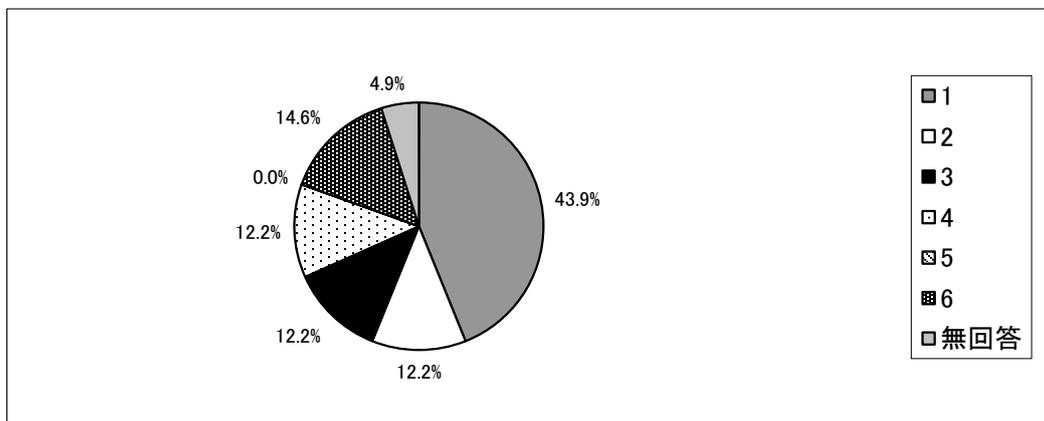
問7 標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限された場合に、どのような影響(メリット)があると考えますか。(何れか一つ回答)

	件数	割合
1 必須特許による金銭的請求が、不当に高額となることを防ぐことができる。	7	17.1%
2 標準規格の団体に加盟しない企業からの差止請求権の行使が制限されることで、加盟しないことのメリットが低減し、加盟企業が増える。	3	7.3%
3 技術標準化の策定者／標準規格団体への参加者のみならず社会(消費者・関係企業等)に対して損失を防ぐことができる。	8	19.5%
4 技術標準の形成・活用が促進されイノベーションが進みやすくなる。	5	12.2%
5 必須特許を保有する事業不実施の企業からの差止請求権の行使を抑止でき、安定して事業を継続することができる。	16	39.0%
6 その他	0	0.0%
無回答	2	4.9%
回答者数		41 100.0%



問8 標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限なされた場合に、どのような影響(デメリット)があると考えますか。(何れか一つ回答)

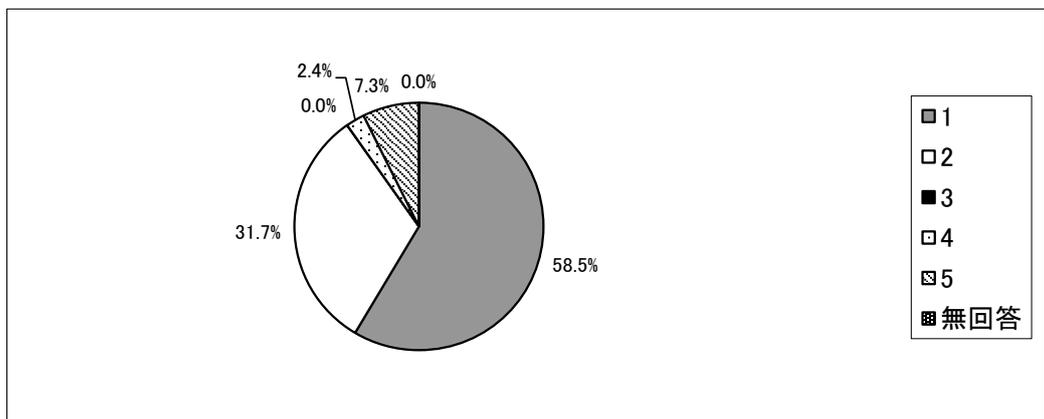
	件数	割合
1 標準規格の実施企業がライセンス交渉のテーブルにつかない、或いは、交渉が長引く恐れがあり特許権者が不利益を有する恐れがある	18	43.9%
2 標準規格の実施企業に金銭的請求しても十分な額を得られにくくなる	5	12.2%
3 標準規格の策定に関与し、当該標準規格を実施する特許権者からの差止請求権の行使まで制限されることになりかねない。	5	12.2%
4 標準規格の団体の加盟企業が、積極的に必須特許、又は規格に関連する特許として宣言・登録しづらくなり、加盟企業が減っていく。	5	12.2%
5 侵害が認められた場合に(差止請求権の行使を制限する代償として)損害賠償額等の金銭補償額が従前よりも高くなる。	0	0.0%
6 その他	6	14.6%
無回答	2	4.9%
回答者数		41 100.0%



【不正行為の介在】

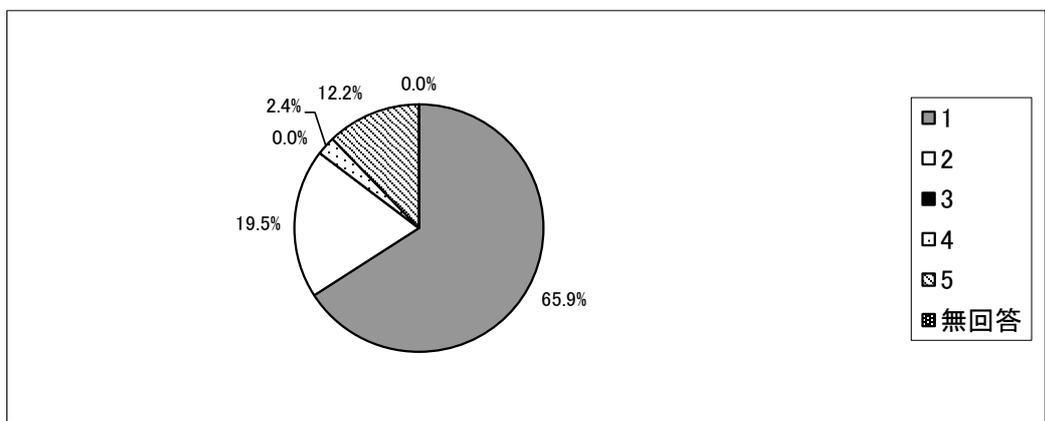
問9 標準化策定の過程で特許権者の不正行為(例えば特許出願の秘匿)が、介在した場合やライセンス条件の変更(例えば、非差別条件の変更)をした場合に、差止請求権の行使が制限された方が良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	24	58.5%
2 どちらかと言えば、はい	13	31.7%
3 どちらかと言えば、いいえ	0	0.0%
4 いいえ	1	2.4%
5 分からない	3	7.3%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



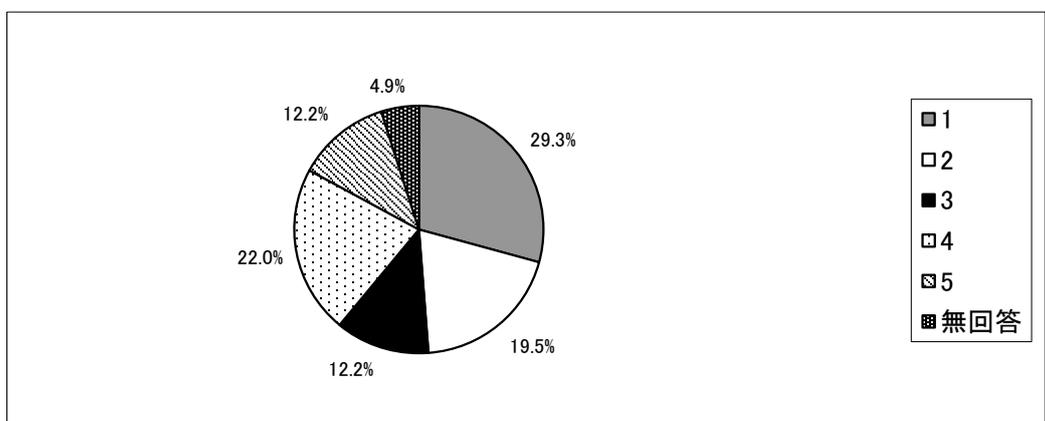
問10 標準化の過程で不正行為を行った特許権者から権利譲渡を受けた譲受人が権利行使をする場合に、当該譲受人が不正行為の介在を知っていた場合には、譲受人による差止請求権の行使が制限されるべきか。

	件数	割合
1 はい	27	65.9%
2 どちらかと言えば、はい	8	19.5%
3 どちらかと言えば、いいえ	0	0.0%
4 いいえ	1	2.4%
5 分からない	5	12.2%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



問11 譲受人が不正行為の介在を知っていたかどうかは、譲受人毎に判断すべきか(即ち、そうでなければ、ある特許が複数回譲渡された場合に、ある譲受人が不正行為の介在を知らなかった場合には、それ以降の譲受人は差止請求権の行使を制限すべきか?)。

	件数	割合
1 はい	12	29.3%
2 どちらかと言えば、はい	8	19.5%
3 どちらかと言えば、いいえ	5	12.2%
4 いいえ	9	22.0%
5 分からない	5	12.2%
無回答	2	4.9%
回答者数		41 100.0%



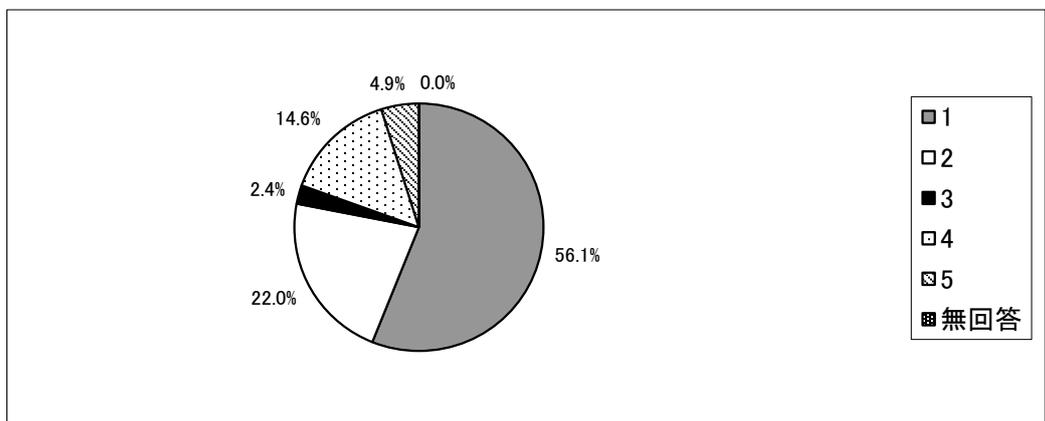
【差止請求権が制限される場合のケース判断】

(特許権者の回復不能な損害)

問12 「差止めが認められなくとも特許権者に戻すのつかない損害が発生しない\*」という観点のみから、以下の(1)～(4)の場合において差止請求権の行使を制限しても良いと考えますか？

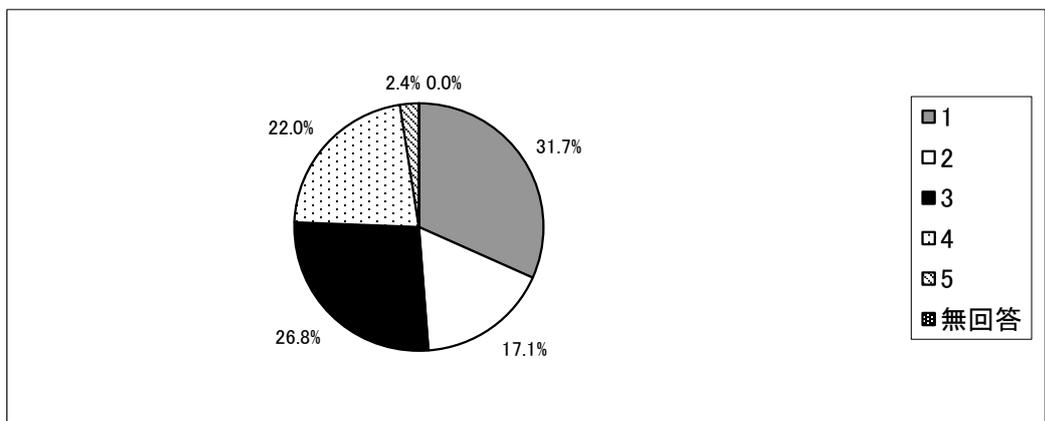
(1)特許権者が実施しておらず、かつライセンス許諾もしていない場合

	件数	割合
1 はい	23	56.1%
2 どちらかと言えば、はい	9	22.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	1	2.4%
4 いいえ	6	14.6%
5 分からない	2	4.9%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



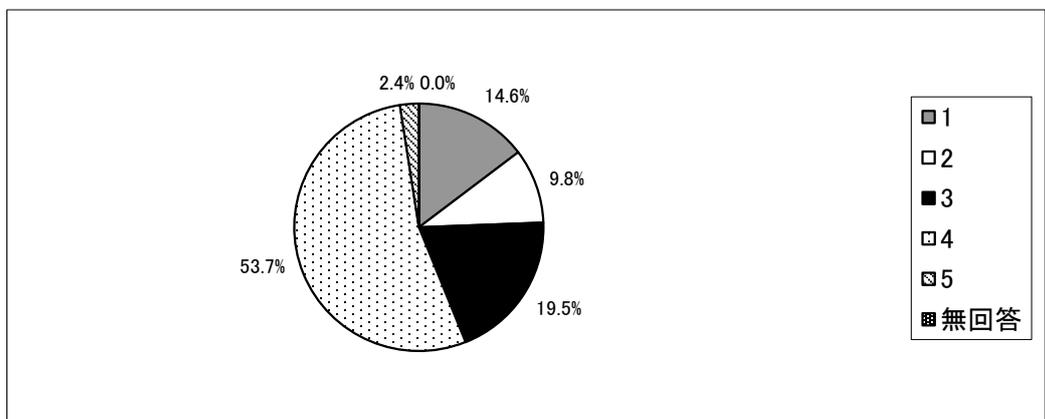
(2)特許権者は実施していないが、ライセンシーが実施している場合

	件数	割合
1 はい	13	31.7%
2 どちらかと言えば、はい	7	17.1%
3 どちらかと言えば、いいえ	11	26.8%
4 いいえ	9	22.0%
5 分からない	1	2.4%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



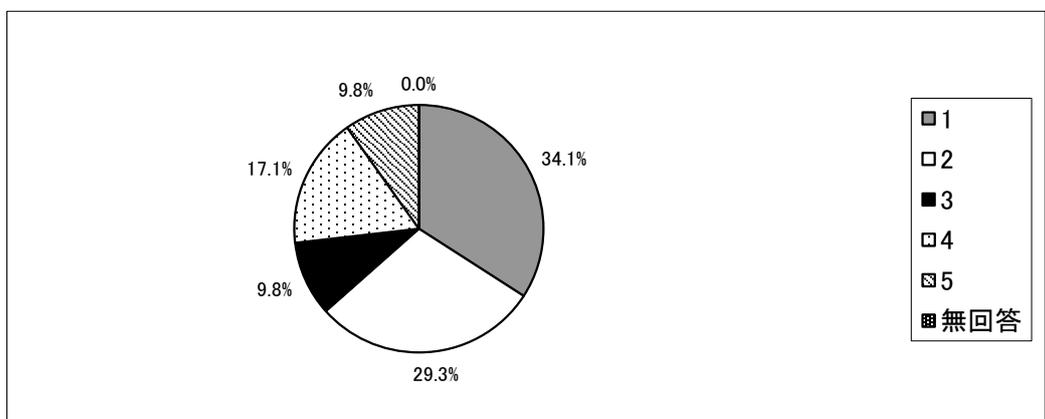
(3) 特許権者が業として特許発明の実施している場合(侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係あり)

	件数	割合
1 はい	6	14.6%
2 どちらかと言えば、はい	4	9.8%
3 どちらかと言えば、いいえ	8	19.5%
4 いいえ	22	53.7%
5 分からない	1	2.4%
無回答	0	0.0%
回答者数		41



(4) 特許権者は業として特許発明の実施をしていない(当初より不実施、或いは事業撤退を含む)が、他の分野で事業を営んでいる場合(侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係なし)

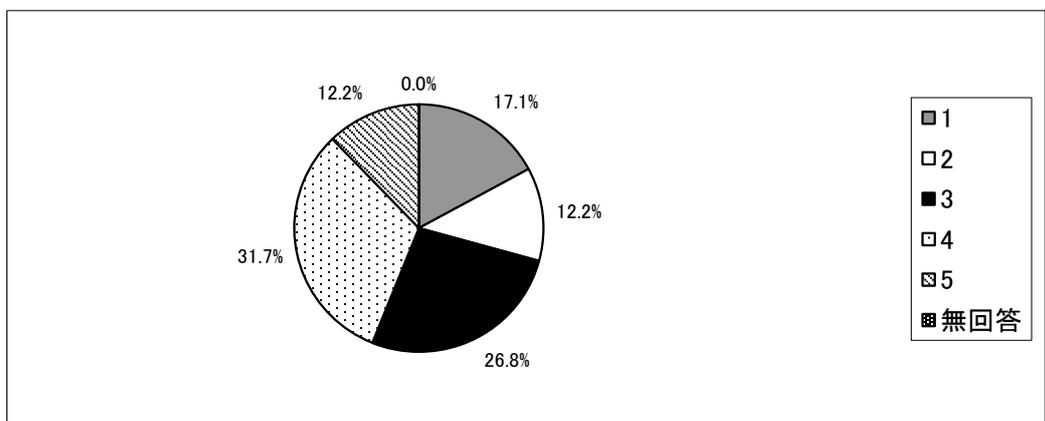
	件数	割合
1 はい	14	34.1%
2 どちらかと言えば、はい	12	29.3%
3 どちらかと言えば、いいえ	4	9.8%
4 いいえ	7	17.1%
5 分からない	4	9.8%
無回答	0	0.0%
回答者数		41



(権利者と侵害者の負担の程度)

問13 「特許権者の負担の程度と比較した侵害者の負担の程度の甚大性」といった観点のみから、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	7	17.1%
2 どちらかと言えば、はい	5	12.2%
3 どちらかと言えば、いいえ	11	26.8%
4 いいえ	13	31.7%
5 分からない	5	12.2%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%

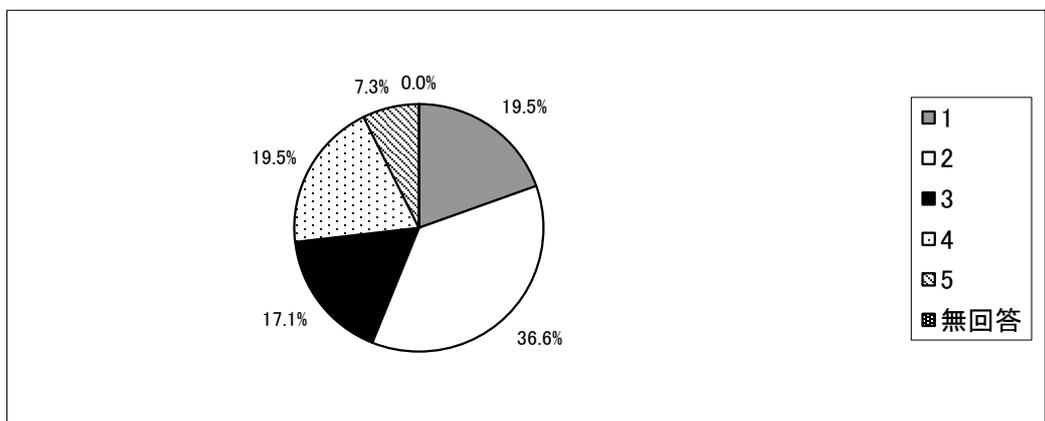


(公益性)

問14 公益性の観点から、差止請求権の行使の制限を行うことについて、伺います。

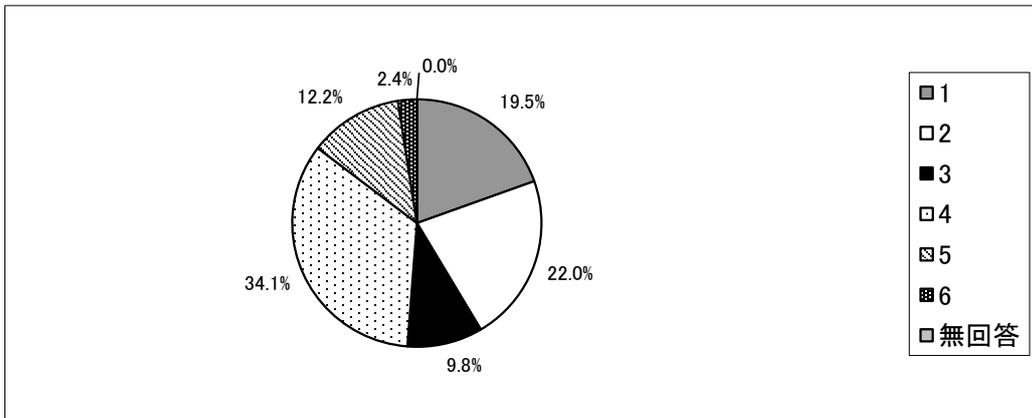
問14-1 例えば、携帯電話に関する通信(通話)サービスのような公益性が高いと考えられる分野において、「一般大衆に対する影響」(公益性)のみの観点から、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	8	19.5%
2 どちらかと言えば、はい	15	36.6%
3 どちらかと言えば、いいえ	7	17.1%
4 いいえ	8	19.5%
5 分からない	3	7.3%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



問14-2 標準の中には、デファクト標準、デジュール標準、フォーラム標準がありますが、これらによって、差止請求権の行使の制限について区別する必要があると思いますか？

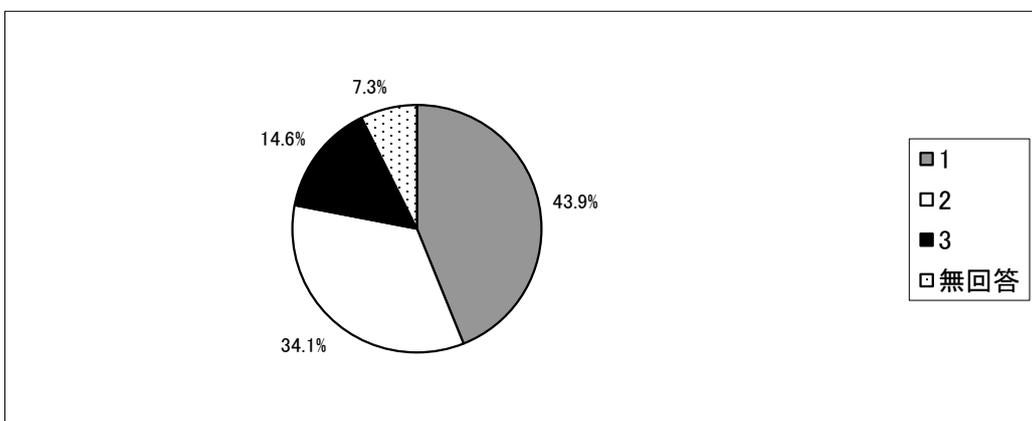
	件数	割合
1 はい	8	19.5%
2 どちらかと言えば、はい	9	22.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	4	9.8%
4 いいえ	14	34.1%
5 分からない	5	12.2%
6 その他	1	2.4%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



問15 【問12】～【問14-1】における観点のうち、差止請求権の行使の制限を行う上で、重要だと考える観点の優先順位(1～3)を口の中にご記載下さい。(注)1:高い～3:低い

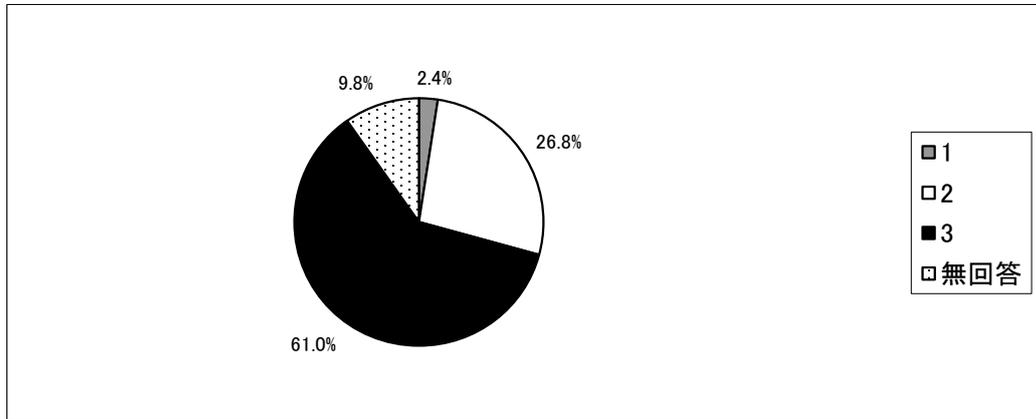
「差止めが認められなくとも特許権者に取返しのつかない損害が発生しない」(問12)

	件数	割合
1 優先順位1番	18	43.9%
2 優先順位2番	14	34.1%
3 優先順位3番	6	14.6%
無回答	3	7.3%
回答者数		41 100.0%



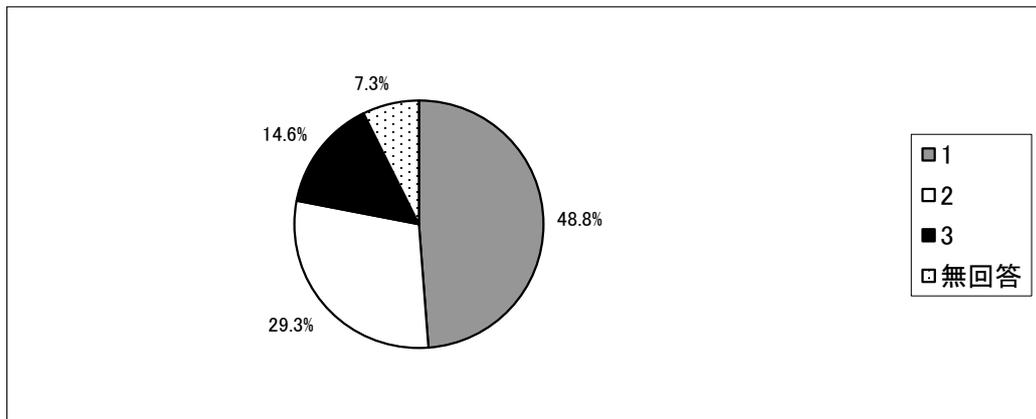
「特許権者の負担の程度と侵害者の負担の程度との差異の甚大性」(問13)

	件数	割合
1 優先順位1番	1	2.4%
2 優先順位2番	11	26.8%
3 優先順位3番	25	61.0%
無回答	4	9.8%
回答者数		41 100.0%



「一般大衆に対する影響」(公益性)(問14-1)

	件数	割合
1 優先順位1番	20	48.8%
2 優先順位2番	12	29.3%
3 優先順位3番	6	14.6%
無回答	3	7.3%
回答者数		41 100.0%

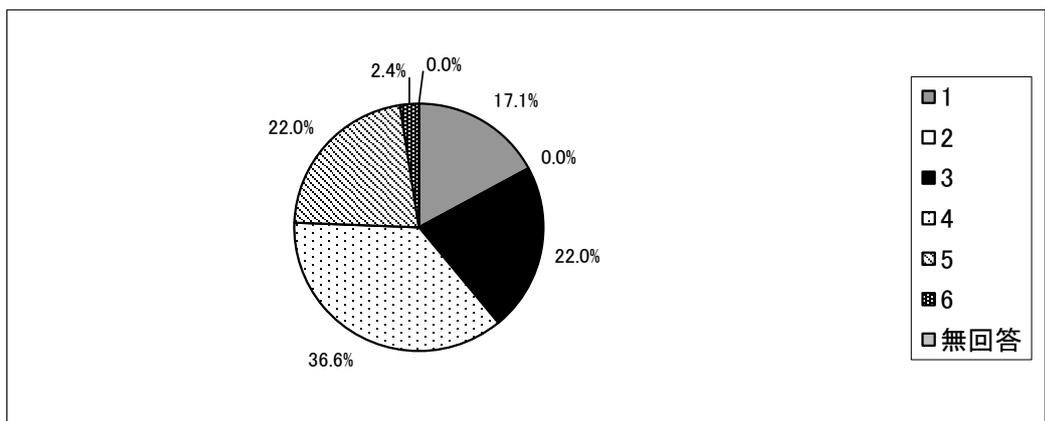


【FRAND宣言】

(効力の範囲)

問16 FRAND宣言の効力は、以下の何れの範囲まで効力を及ぼすと考えますか？(何れか1つ回答。) なお、FRANDは、Fair Reasonable and Non-Discriminatory(公平、合理的、非差別的)です。

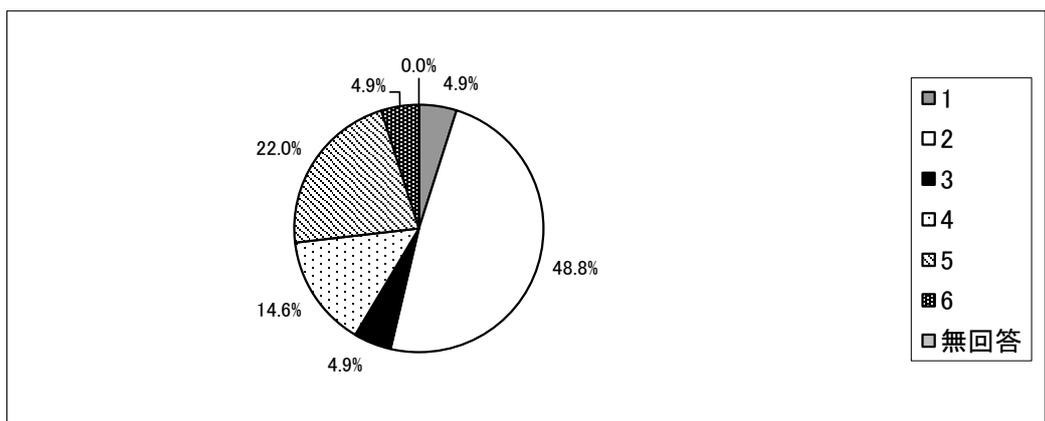
	件数	割合
1 標準規格の団体の加盟企業のみ	7	17.1%
2 団体に加盟・非加盟問わず、標準規格の策定に関わった企業のみ	0	0.0%
3 標準規格の団体の加盟企業と、(団体に加盟・非加盟問わず)その標準規格の策定に関わった企業	9	22.0%
4 標準規格の団体の加盟・非加盟や標準規格の策定への関与・非関与に関わらず、広く一般にまで及ぶ。	15	36.6%
5 分からない	9	22.0%
6 その他	1	2.4%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



(効力の意義)

問17 FRAND宣言の効力とは、どのような意味を有するものと考えますか？(何れか1つ回答)

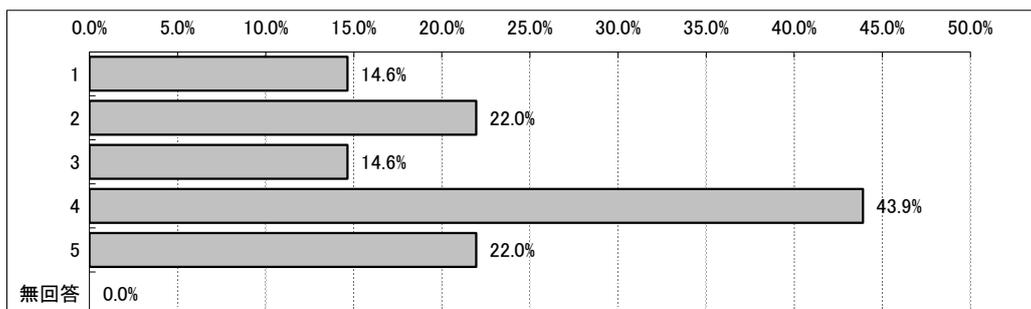
	件数	割合
1 何ら義務を負うものではない。	2	4.9%
2 特許権者の誠実交渉義務である。	20	48.8%
3 FRAND宣言することは、特許権者による差止請求権の放棄の意味を有する。	2	4.9%
4 特許権者以外の者が承諾することでライセンス契約が成立する、といった状態を特許権者が作り出すことを意味する。(所謂、第三者のための契約)	6	14.6%
5 分からない	9	22.0%
6 その他	2	4.9%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



(FRAND宣言と差止請求権)

問18 標準化の策定に関与し、FRAND宣言をした企業が、標準規格の策定に関与していた企業、或いは策定に関与していない企業に対して、差止請求権の行使を制限しても良い場合はあるか？(複数回答可)

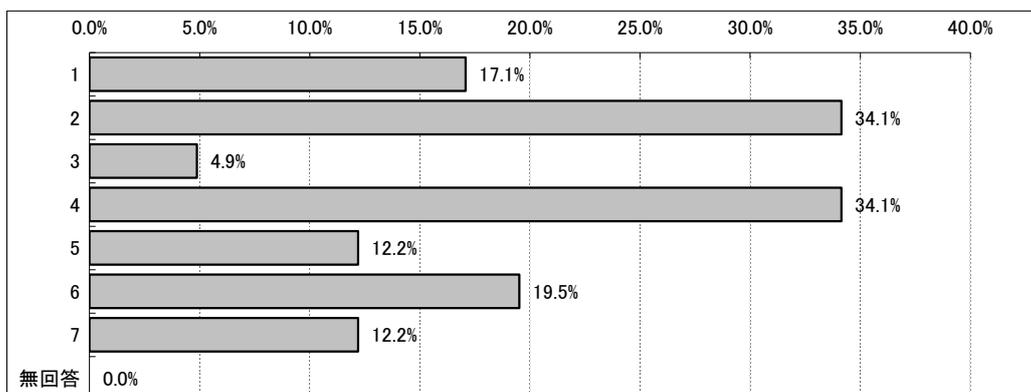
	件数	割合
1 全くない。	6	14.6%
2 標準規格の策定に関与していた企業に対しては、差止請求権の行使を制限しても良い場合がある。	9	22.0%
3 標準規格の策定に関与していない企業に対しては、差止請求権の行使を制限しても良い場合がある。	6	14.6%
4 分からない。	18	43.9%
5 その他	9	22.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



【金銭補償のあり方について】

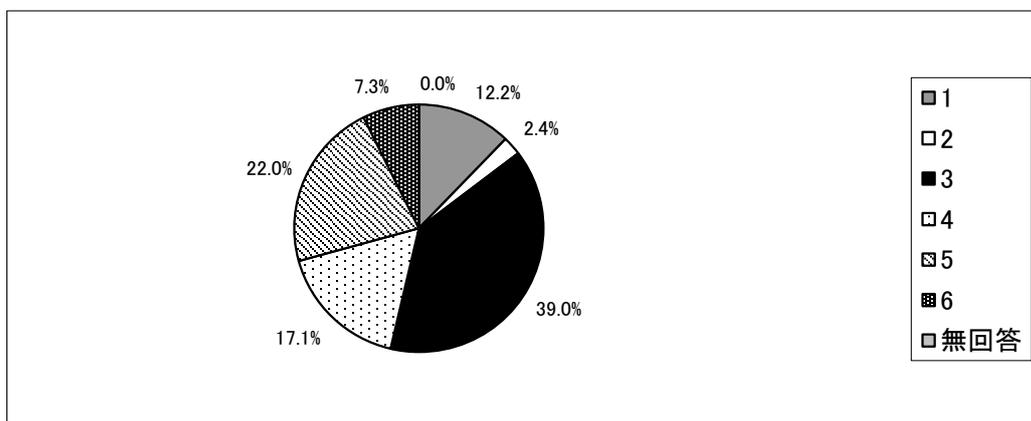
問19 差止請求権の行使が制限された場合であっても、侵害者に損害賠償の請求をすることができますが、裁判では、過去の損害分についてしか請求ができません。そのため、侵害者が引続き実施を行う場合には、権利者はその都度、損害賠償の請求を行わなければならない、といった事態が生じかねません。この場合、如何なる対処をすべきですか？(複数回答可)

	件数	割合
1 立法の場にて、将来分の金銭的補填の規定を設けるべきである。	7	17.1%
2 司法の場にて、損害賠償額を算定する際に、将来分も考慮した算定方法で対処すべきである。	14	34.1%
3 刑事罰で対処すべきである。	2	4.9%
4 裁定通常実施権(特83条、特92条、特93条)で対処すべきである。	14	34.1%
5 司法の場にて、強制実施権の付与をすることで対処すべきである。	5	12.2%
6 分からない	8	19.5%
7 その他	5	12.2%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



問20 標準規格必須特許に関する特許侵害訴訟における損害賠償額の算定についてお聞きします。損害賠償額の算定方法は、何れが好ましいかお答え下さい。

	件数	割合
1 標準規格必須特許に採用されたことにより(但し、FRANDは考慮しない)、向上した価値に基づいて算定する。	5	12.2%
2 標準規格必須特許に採用されなかったと仮定した場合の価値で算定する。	1	2.4%
3 特許の価値に関わらず、FRAND条項など、パテントプールで決定された料率に基づいて特許件数により算定する。	16	39.0%
4 事前にFRAND条件に基づいて交渉したと想定した場合と同じ条件で算定する。	7	17.1%
5 分からない	9	22.0%
6 その他	3	7.3%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%

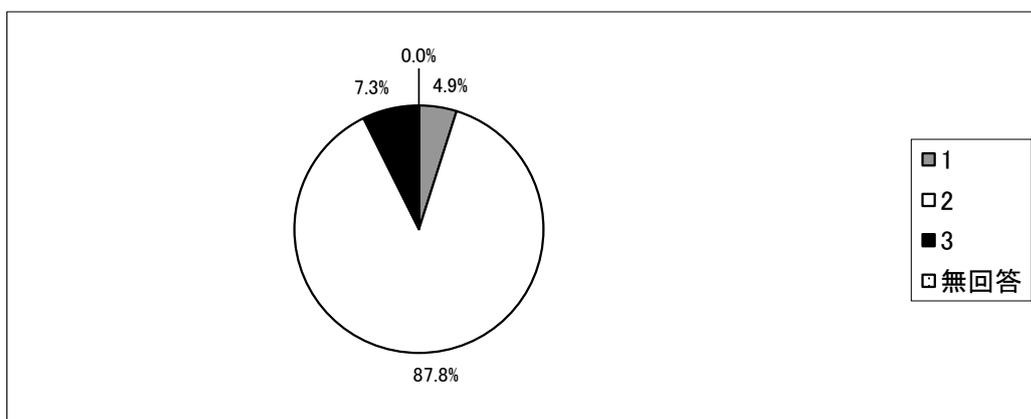


【裁定通常実施権の活用等について】

問21 差止請求権の行使の制限を行う上で、裁定制度(特83条、特92条、特93条)を積極的に活用していくという見解も示されております。しかし、一般的に裁定制度の活用には、様々なハードルがあり、活用されていないところです。そこで、貴社における裁定活用の検討の有無と、活用におけるハードルについてお伺いします。

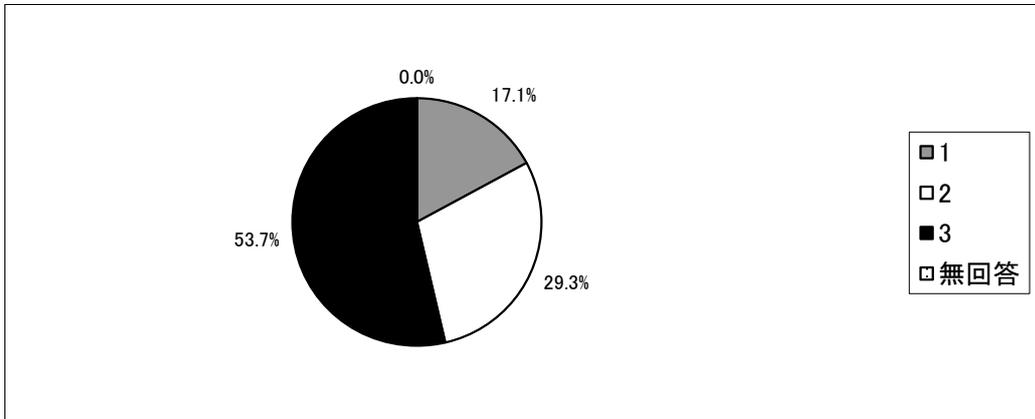
問21-1 これまで、裁定通常実施権の活用の検討をしたことがありますか？

	件数	割合
1 はい	2	4.9%
2 いいえ	36	87.8%
3 分からない	3	7.3%
無回答	0	0.0%
回答者数		41 100.0%



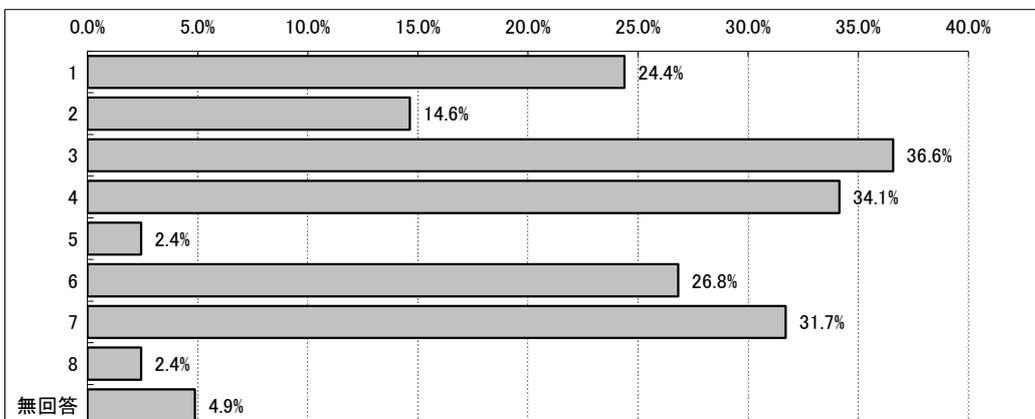
問21-2 今後、裁定通常実施権の活用をしたいと思いますか？

	件数	割合
1 はい	7	17.1%
2 いいえ	12	29.3%
3 分からない	22	53.7%
無回答	0	0.0%
回答者数		41
		100.0%



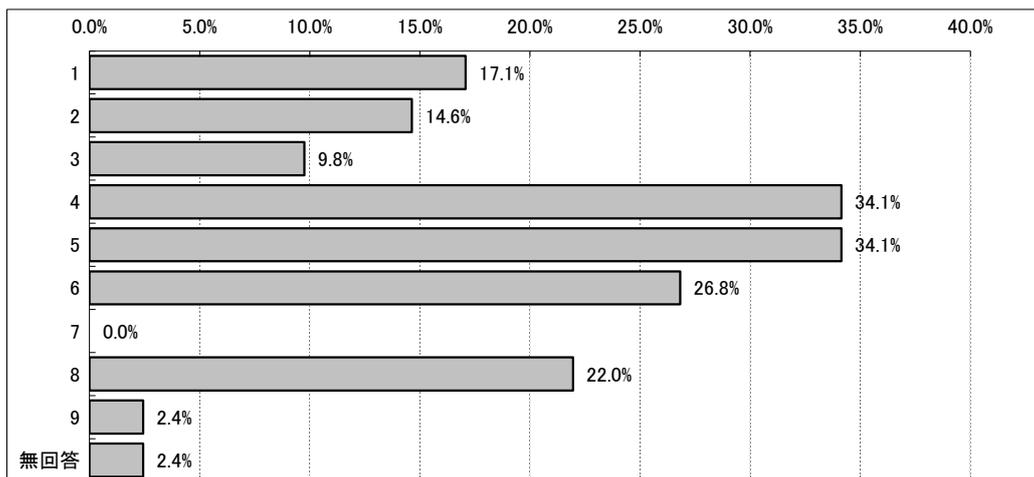
問21-3 今後、裁定通常実施権の活用したい場合には何がハードルとされますか？(複数回答可)

	件数	割合
1 公益性のハードルが非常に高い	10	24.4%
2 単に「公共の利益」又は「不実施」のみが要件であり、客観的な利益考量など総合考慮的要素が要件に含まれない。	6	14.6%
3 侵害の自白に等しいため、侵害訴訟がなされ得るようなケースでは活用しにくい。	15	36.6%
4 行政庁において、相当対価の算定や範囲・期間の適切な設定が可能であるか疑問である。	14	34.1%
5 侵害訴訟係属中には労力が割けないため裁定の手続きが活用しにくい。	1	2.4%
6 行政庁での裁定の手続きが不明確であるため活用しにくい。	11	26.8%
7 分からない。	13	31.7%
8 その他	1	2.4%
無回答	2	4.9%
回答者数		41
		100.0%



問21-4 今後、裁定通常実施権を活用したい場合に、どのような有効活用策が良いと思いますか？(複数回答可)

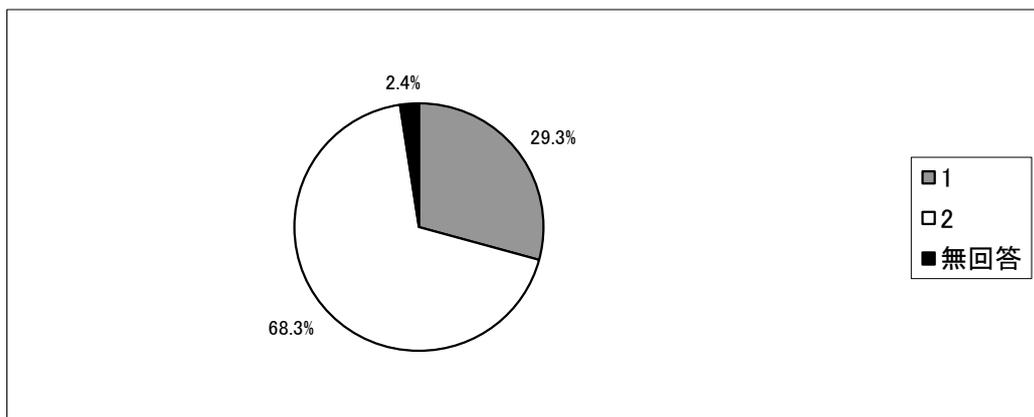
	件数	割合
1 現状の要件(「公共の利益」や「不実施」など)の緩和をする。	7	17.1%
2 新たな裁定通常実施権を設立する。	6	14.6%
3 非公開で審理を行い、特許権者に知られないようにする。	4	9.8%
4 相当の対価の算定や範囲・期間の設定に専門家を関与させる。	14	34.1%
5 裁判所が、差止請求の判断の前に裁定制度の活用を相当と認めるときは、裁定制度を利用できるようにする。	14	34.1%
6 現行の裁定制度の詳細なガイドラインを作成する。	11	26.8%
7 査定系／当事者系審判で裁定通常実施権の付与を行えるようにす	0	0.0%
8 分からない。	9	22.0%
9 その他	1	2.4%
無回答	1	2.4%
回答者数		41 100.0%



【貴社(貴所)の標準規格に関連する特許】

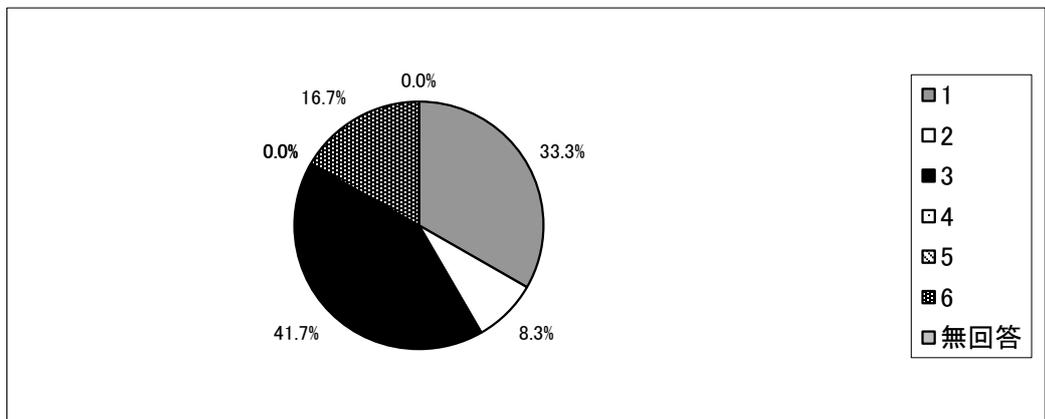
問22 貴社(貴所)は、標準規格に関連する日本の特許権について、他社と何らかの「個別」のやりとり(使用許諾依頼、警告、ライセンス交渉、又は権利行使)をしたことがありますか。なお、「個別」とは「標準規格団体やパテントプールを通じてのやり取り以外」を意味します。(問7においても同様)

	件数	割合
1 はい →問23に進んで下さい。	12	29.3%
2 いいえ →アンケート終了です。	28	68.3%
無回答	1	2.4%
回答者数		41 100.0%



問23 貴社（貴所）と他社との何らかの「個別」のやりとりは、以下の何れに該当しますか？ 貴社（貴所）の最新の事例に基づいて下記より何れか1つお答え下さい。

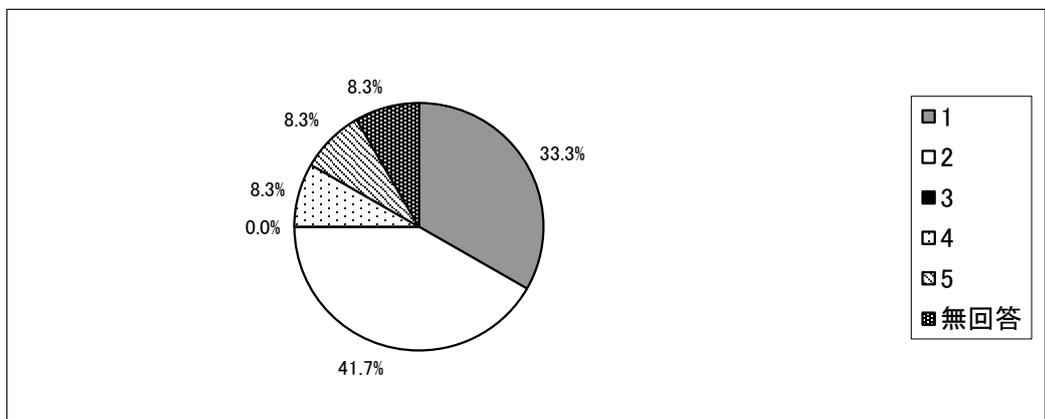
	件数	割合
1 自社が、自社の特許権を用いて、他社へ警告、ライセンス交渉又は権利行使をした。	4	33.3%
2 自社が、他社に対して他社の特許権の使用許諾依頼をした。	1	8.3%
3 他社が、他社の特許権を用いて自社へ警告、ライセンス交渉、又は権利行使をした。	5	41.7%
4 他社が、自社の特許権に対して使用許諾依頼をした。	0	0.0%
5 その他	0	0.0%
6 答えられない。	2	16.7%
無回答	0	0.0%
回答者数	12	100.0%



問24

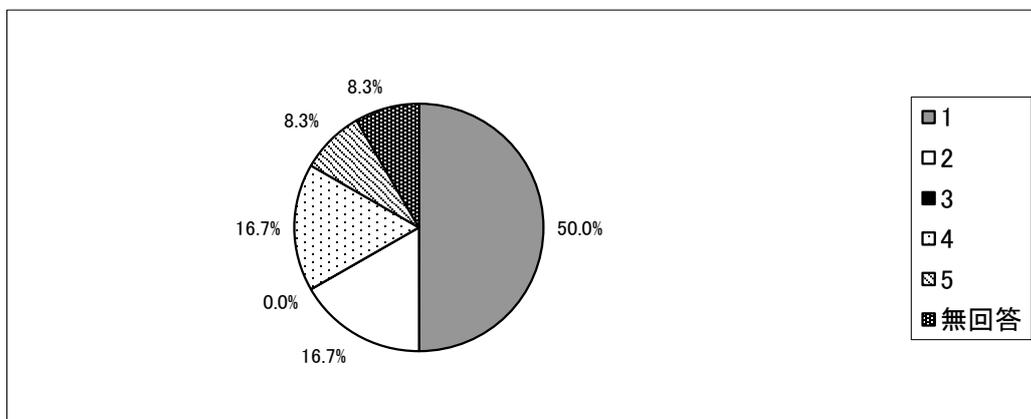
問24-1 その他社は、その特許権に関連する標準規格の策定に関与していましたか。

	件数	割合
1 継続的に関与していた。	4	33.3%
2 全く関与していない。	5	41.7%
3 関与していたが、やり取りがあったときは関与していない。	0	0.0%
4 その他	1	8.3%
5 分からない。	1	8.3%
無回答	1	8.3%
回答者数	12	100.0%



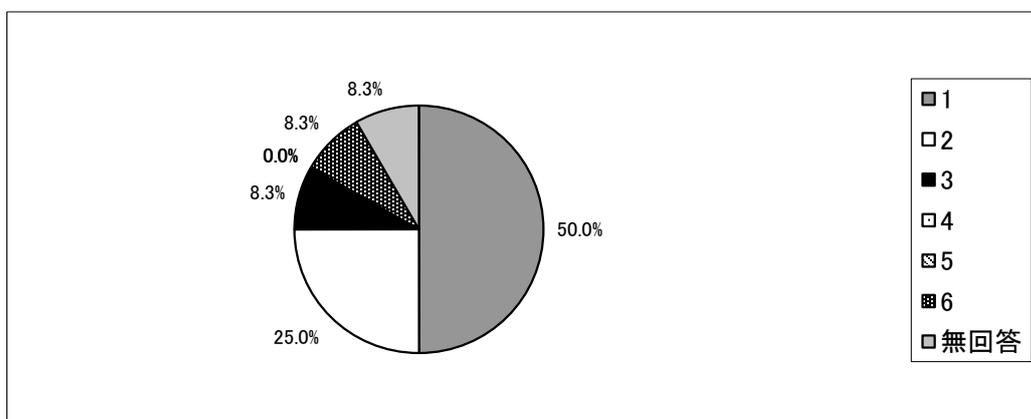
問24-2 その自社の特許権は、関連する標準規格の必須特許となっていましたか。

	件数	割合
1 必須特許として宣言・登録されていた。	6	50.0%
2 必須特許ではなかったが、規格に関連する特許として宣言・登録されていた。	2	16.7%
3 必須特許、または標準規格に関連する特許として宣言・登録されていなかった。	0	0.0%
4 その他	2	16.7%
5 分からない。	1	8.3%
無回答	1	8.3%
回答者数		12 100.0%



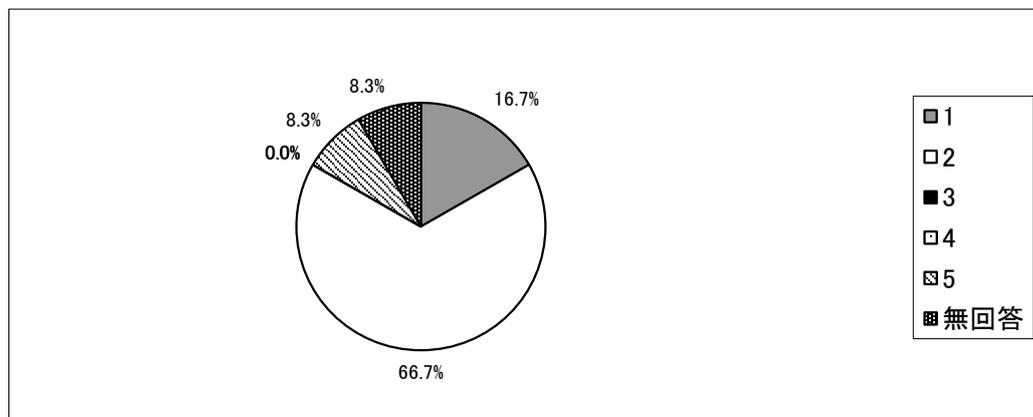
問24-3 どのような内容のやり取りを行いましたか

	件数	割合
1 標準規格のIPRポリシーに基づく、または準ずる使用許諾依頼、ライセンス交渉	6	50.0%
2 標準規格のIPRポリシーと関係のないライセンス交渉	3	25.0%
3 標準規格のIPRポリシーと関係のない損害賠償請求(差止請求はな	1	8.3%
4 製造販売等の中止要求、又は差止請求(損害賠償請求の有無は問	0	0.0%
5 その他	0	0.0%
6 答えられない。	1	8.3%
無回答	1	8.3%
回答者数		12 100.0%



問24-4 どのような方法でやり取りを行いましたか。

	件数	割合
1 Letterや警告状等でのやり取り	2	16.7%
2 会社間における交渉でのやり取り	8	66.7%
3 訴訟でのやり取り	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
5 答えられない。	1	8.3%
無回答	1	8.3%
回答者数		12
		100.0%





## V. 国内アンケート結果 (クロス集計②)

すべての回答者のうち以下の業種を除いた業種

- 電子応用・電子計測器製造業 -
- 上記以外の電気機械器具製造業 -
- 情報通信機械器具製造業 -
- 電子部品・デバイス・電子回路製造業 -
- 通信業 -



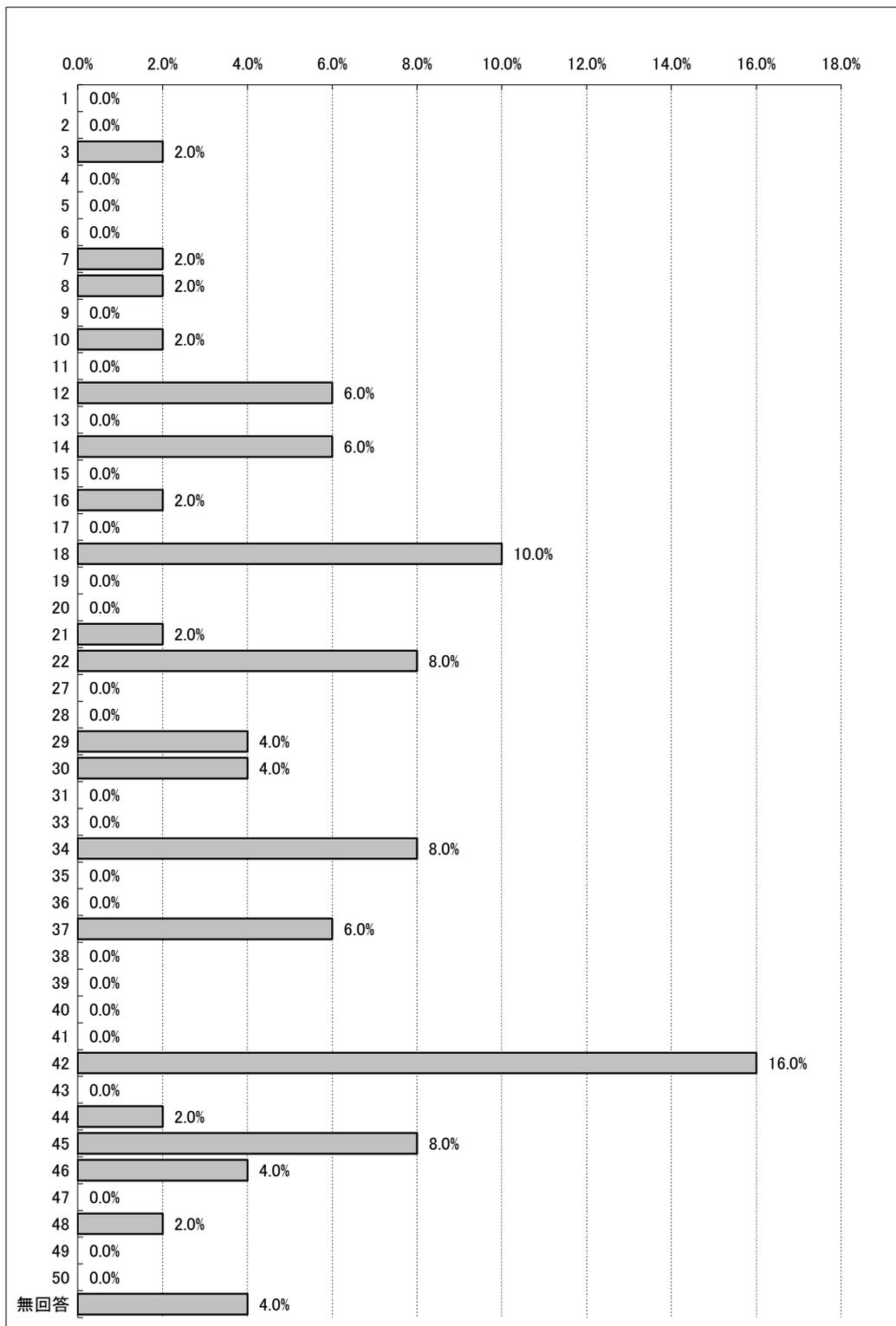
標準規格必須特許の権利行使に関するアンケート調査  
単純集計結果

I. 一般事項(問1～問5では貴社(貴所)直近の会計年度末時点のものをご記入ください。)

【貴社(貴所)の業種】

問1 貴社(貴所)の業種は、次のどれに該当しますか。以下の1～50から選んでください。業種が複数にまたがる場合は、主要な業種を1つお答えください。なお、特許事務所等の方は「47」にチェックして下さい。

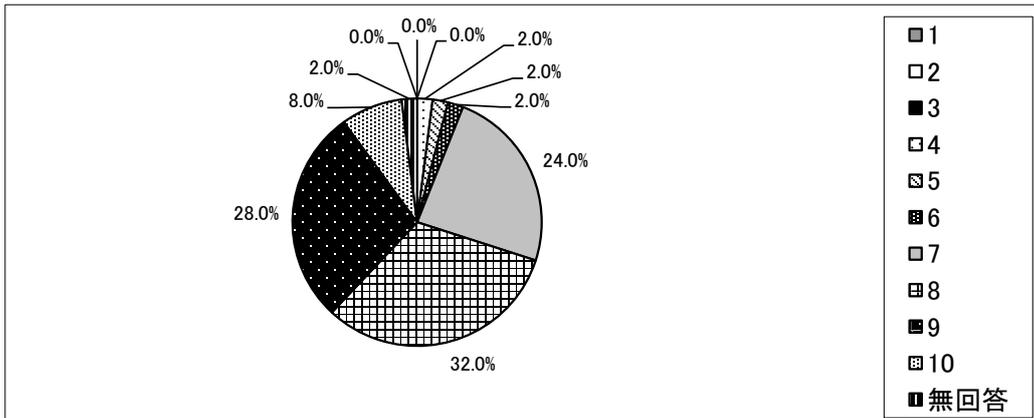
	件数	割合
1 農林水産業	0	0.0%
2 鉱業、採石業、砂利採取業	0	0.0%
3 建設業	1	2.0%
4 食品製造業	0	0.0%
5 飲料・たばこ・飼料製造業	0	0.0%
6 繊維工業	0	0.0%
7 パルプ・紙・紙加工品製造業	1	2.0%
8 印刷・同関連業	1	2.0%
9 医薬品製造業	0	0.0%
10 総合化学・化学繊維製造業	1	2.0%
11 油脂・塗料製造業	0	0.0%
12 10～11以外の化学工業	3	6.0%
13 石油製品・石炭製品製造業	0	0.0%
14 プラスチック製品製造業	3	6.0%
15 ゴム製品製造業	0	0.0%
16 窯業・土石製品製造業	1	2.0%
17 鉄鋼業	0	0.0%
18 非鉄金属製造業	5	10.0%
19 金属製品製造業	0	0.0%
20 はん用機会器具製造業	0	0.0%
21 生産用機械器具製造業	1	2.0%
22 業務用機会器具製造業	4	8.0%
27 自動車製造業	0	0.0%
28 27以外の輸送用機械製造業	0	0.0%
29 4～28以外の製造業	2	4.0%
30 電気・ガス・熱供給・水道業	2	4.0%
31 運輸業、郵便業	0	0.0%
33 放送業	0	0.0%
34 情報サービス業	4	8.0%
35 インターネット付随サービス業	0	0.0%
36 映像・音声・文字情報制作業	0	0.0%
37 卸売業	3	6.0%
38 小売業	0	0.0%
39 金融・保険業	0	0.0%
40 不動産業	0	0.0%
41 宿泊業、飲食サービス業	0	0.0%
42 学校教育(大学を含む。)	8	16.0%
43 42以外の教育、学習支援授業	0	0.0%
44 技術移転機関(TLO)	1	2.0%
45 公的研究機関(独立行政法人を含む)	4	8.0%
46 44～45以外の学術・開発研究機関	2	4.0%
47 専門サービス業(例:特許事務所)	0	0.0%
48 42～47以外のサービス業	1	2.0%
49 公務(他に分類されるもの除く)	0	0.0%
50 その他	0	0.0%
無回答	2	4.0%
回答者数	50	100.0%



【貴社(貴所)の資本金】

問2 貴社(貴所)の資本金は、次の何れに該当しますか。

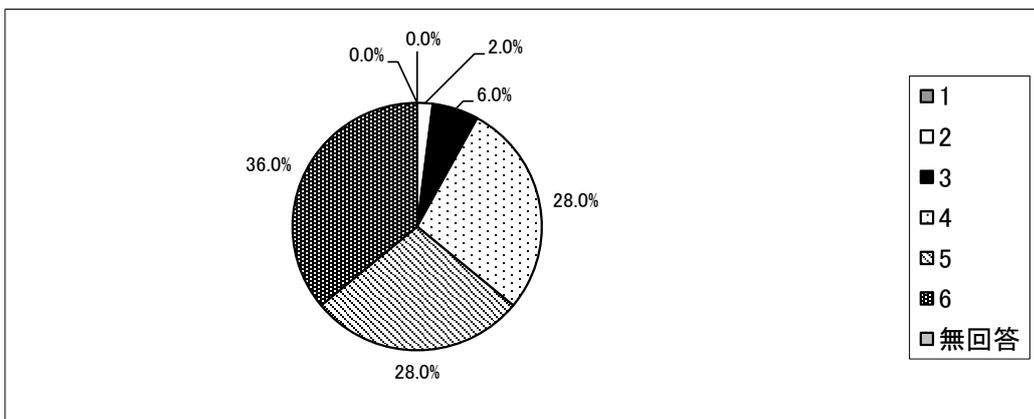
	件数	割合
1 100万円未満	0	0.0%
2 100万円以上、500万円未満	0	0.0%
3 500万円以上、1,000万円未満	0	0.0%
4 1,000万円以上、5,000万円未満	1	2.0%
5 5,000万円以上、1億円未満	1	2.0%
6 1億円以上、10億円未満	1	2.0%
7 10億円以上、100億円未満	12	24.0%
8 100億円以上、1,000億円未満	16	32.0%
9 1,000億円以上	14	28.0%
10 該当なし	4	8.0%
無回答	1	2.0%
回答者数		50 100.0%



【貴社(貴所)の従業員数】

問3 貴社(貴所)の従業員数は、次の何れに該当しますか。

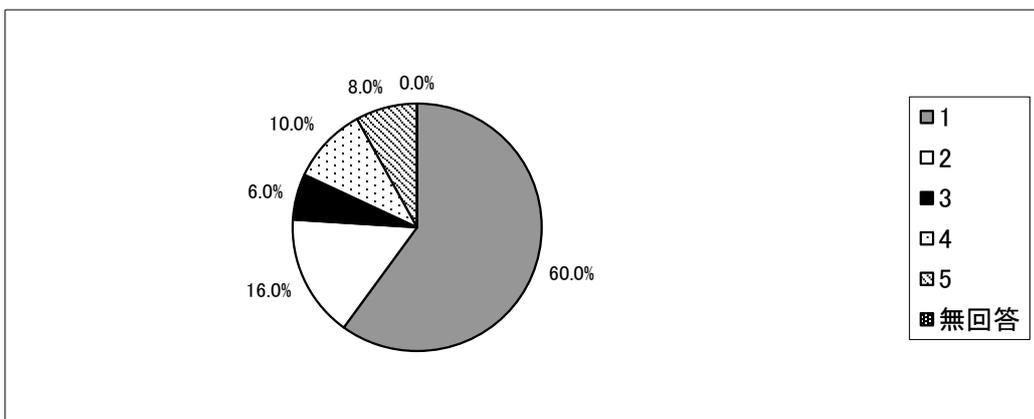
	件数	割合
1 10人未満	0	0.0%
2 10人以上、50人未満	1	2.0%
3 50人以上、300人未満	3	6.0%
4 300人以上、1,000人未満	14	28.0%
5 1,000人以上、5,000人未満	14	28.0%
6 5,000人以上	18	36.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%



【貴社(貴所)の特許担当者数】

問4 貴社(貴所)の特許担当者(出願・権利化・契約等)は、次の何れに該当しますか。

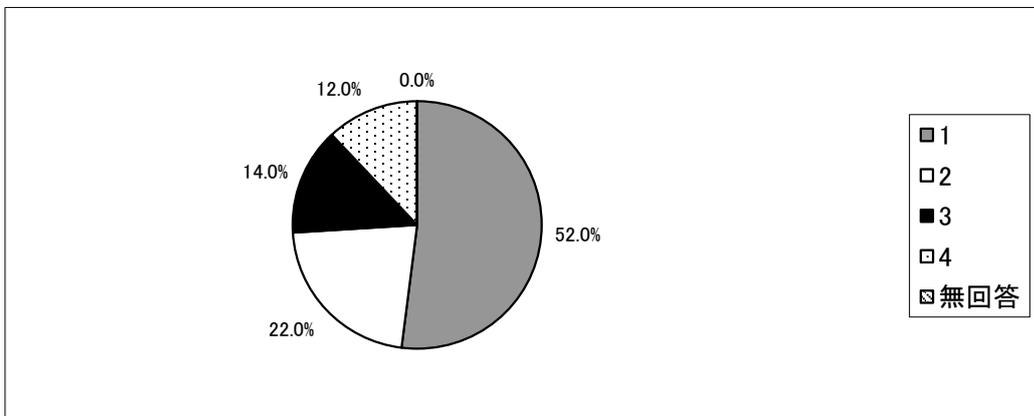
	件数	割合
1 10人未満	30	60.0%
2 10人以上、30人未満	8	16.0%
3 30人以上、50人未満	3	6.0%
4 50人以上、100人未満	5	10.0%
5 100人以上	4	8.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	50	100.0%



【貴社(貴所)の出願件数】

問5 貴社(貴所)における2010年(1月～12月)の日本における特許出願の総出願件数は、次の何れに該当しますか。

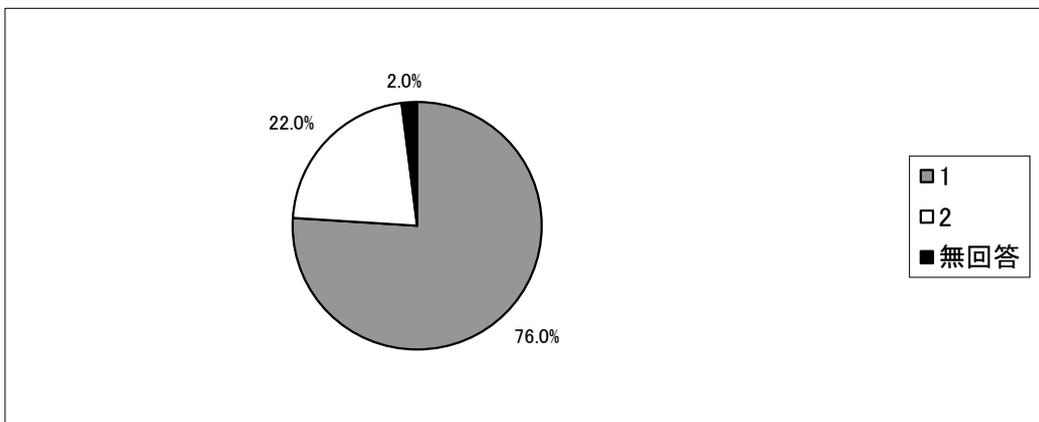
	件数	割合
1 100件未満	26	52.0%
2 100件以上、500件未満	11	22.0%
3 500件以上、1,000件未満	7	14.0%
4 1,000件以上	6	12.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	50	100.0%



【標準規格必須特許による差止請求権の行使の制限の在り方】

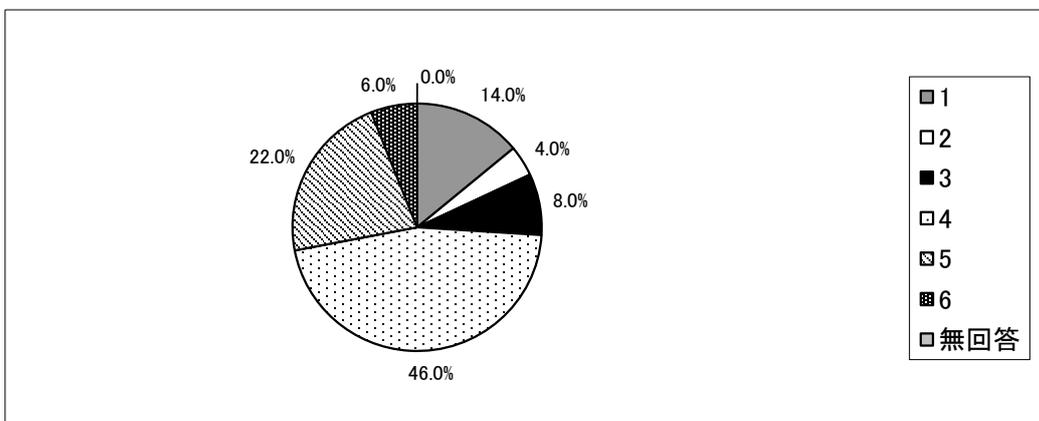
問6 標準規格必須特許による特許権の差止請求権の行使について、何らかの制限を設けることが必要な場合があると思いますか？

	件数	割合
1 ある	38	76.0%
2 ない	11	22.0%
無回答	1	2.0%
回答者数		50
		100.0%



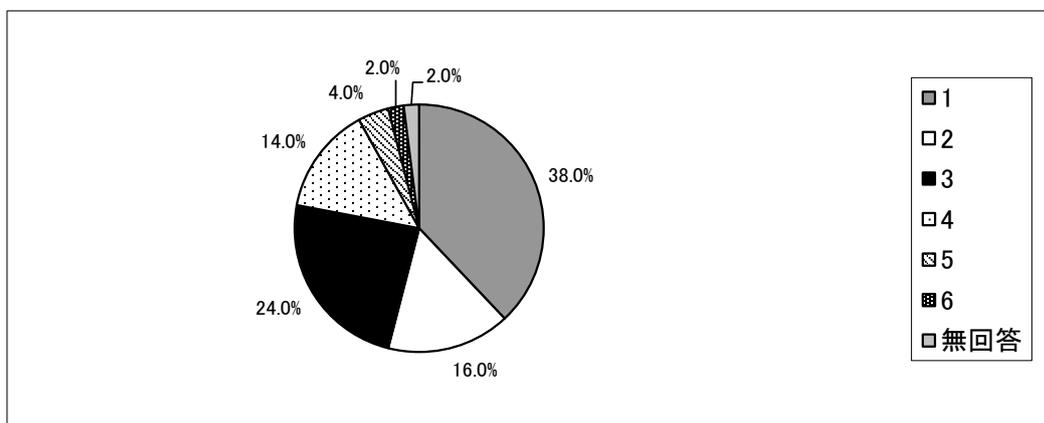
問7 標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限された場合に、どのような影響(メリット)があると考えますか。(何れか一つ回答)

	件数	割合
1 必須特許による金銭的請求が、不当に高額となることを防ぐことができる。	7	14.0%
2 標準規格の団体に加盟しない企業からの差止請求権の行使が制限されることで、加盟しないことのメリットが低減し、加盟企業が増え	2	4.0%
3 技術標準化の策定者／標準規格団体への参加者のみならず社会(消費者・関係企業等)に対して損失を防ぐことができる。	4	8.0%
4 技術標準の形成・活用が促進されイノベーションが進みやすくなる。	23	46.0%
5 必須特許を保有する事業不実施の企業からの差止請求権の行使を抑止でき、安定して事業を継続することができる。	11	22.0%
6 その他	3	6.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50
		100.0%



問8 標準規格必須特許による差止請求権の行使が制限なされた場合に、どのような影響(デメリット)があると考えますか。(何れか一つ回答)

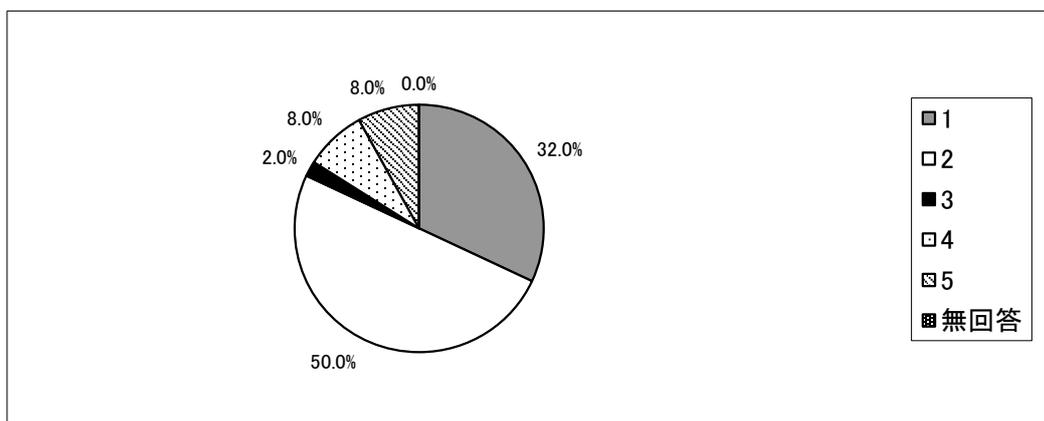
	件数	割合
1 標準規格の実施企業がライセンス交渉のテーブルにつかない、或いは、交渉が長引く恐れがあり特許権者が不利益を有する恐れがある	19	38.0%
2 標準規格の実施企業に金銭的請求しても十分な額を得られにくくなる	8	16.0%
3 標準規格の策定に関与し、当該標準規格を実施する特許権者からの差止請求権の行使まで制限されることになりかねない。	12	24.0%
4 標準規格の団体の加盟企業が、積極的に必須特許、又は規格に関連する特許として宣言・登録しづらくなり、加盟企業が減っていく。	7	14.0%
5 侵害が認められた場合に(差止請求権の行使を制限する代償として)損害賠償額等の金銭補償額が従前よりも高くなる。	2	4.0%
6 その他	1	2.0%
無回答	1	2.0%
回答者数		50 100.0%



【不正行為の介在】

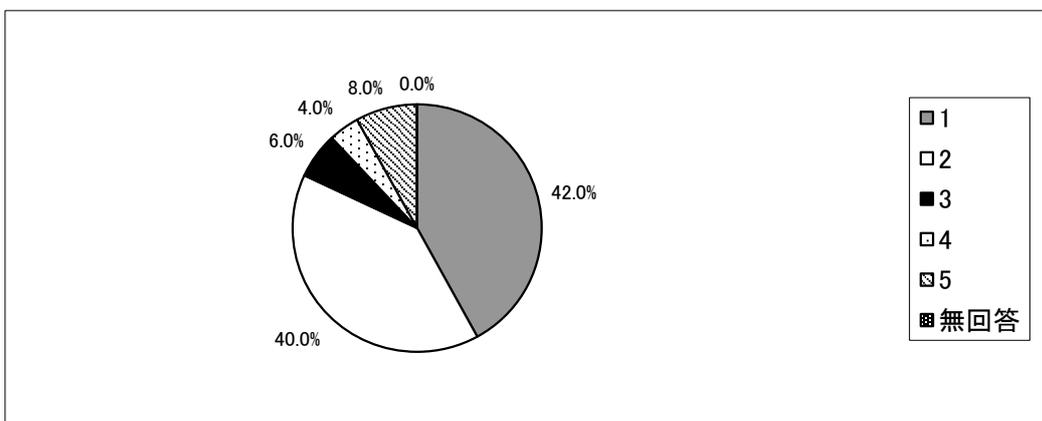
問9 標準化策定の過程で特許権者の不正行為(例えば特許出願の秘匿)が、介在した場合やライセンス条件の変更(例えば、非差別条件の変更)をした場合に、差止請求権の行使が制限された方が良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	16	32.0%
2 どちらかと言えば、はい	25	50.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	1	2.0%
4 いいえ	4	8.0%
5 分からない	4	8.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%



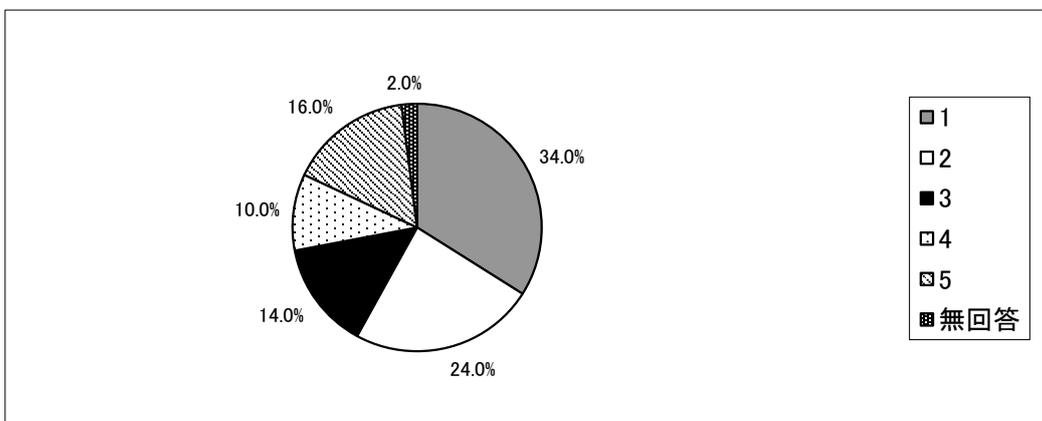
問10 標準化の過程で不正行為を行った特許権者から権利譲渡を受けた譲受人が権利行使をする場合に、当該譲受人が不正行為の介在を知っていた場合には、譲受人による差止請求権の行使が制限されるべきか。

	件数	割合
1 はい	21	42.0%
2 どちらかと言えば、はい	20	40.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	3	6.0%
4 いいえ	2	4.0%
5 分からない	4	8.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%



問11 譲受人が不正行為の介在を知っていたかどうかは、譲受人毎に判断すべきか(即ち、そうでなければ、ある特許が複数回譲渡された場合に、ある譲受人が不正行為の介在を知らなかった場合には、それ以降の譲受人は差止請求権の行使を制限すべきか?)。

	件数	割合
1 はい	17	34.0%
2 どちらかと言えば、はい	12	24.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	7	14.0%
4 いいえ	5	10.0%
5 分からない	8	16.0%
無回答	1	2.0%
回答者数		50 100.0%



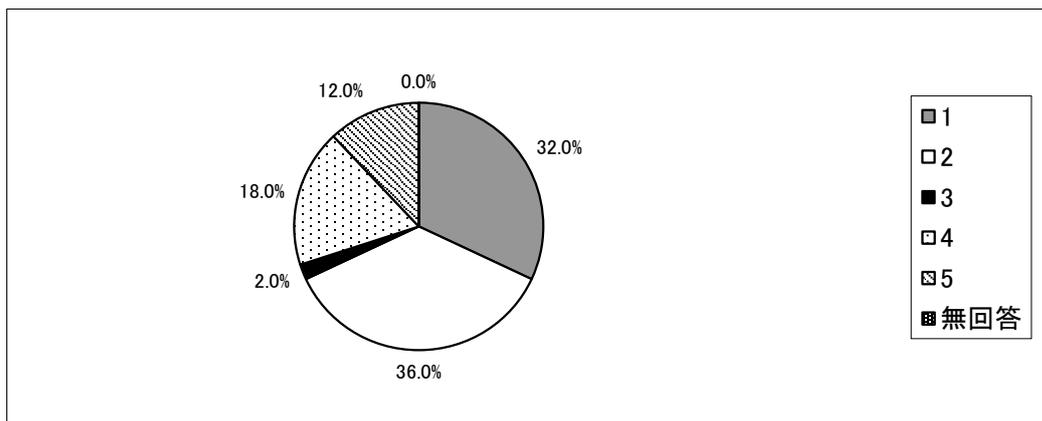
【差止請求権が制限される場合のケース判断】

(特許権者の回復不能な損害)

問12 「差止めが認められなくとも特許権者に取返しのつかない損害が発生しない\*」という観点のみから、以下の(1)～(4)の場合において差止請求権の行使を制限しても良いと考えますか？

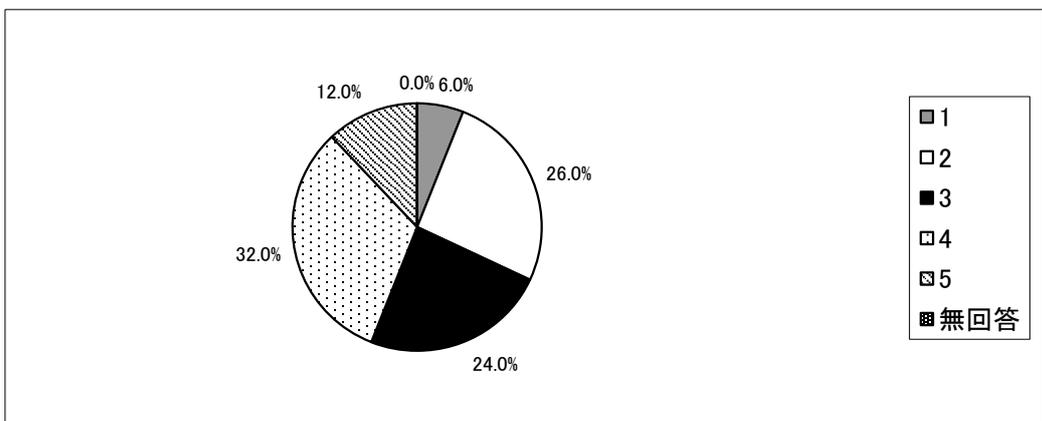
(1) 特許権者が実施しておらず、かつライセンス許諾もしていない場合

	件数	割合
1 はい	16	32.0%
2 どちらかと言えば、はい	18	36.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	1	2.0%
4 いいえ	9	18.0%
5 分からない	6	12.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%



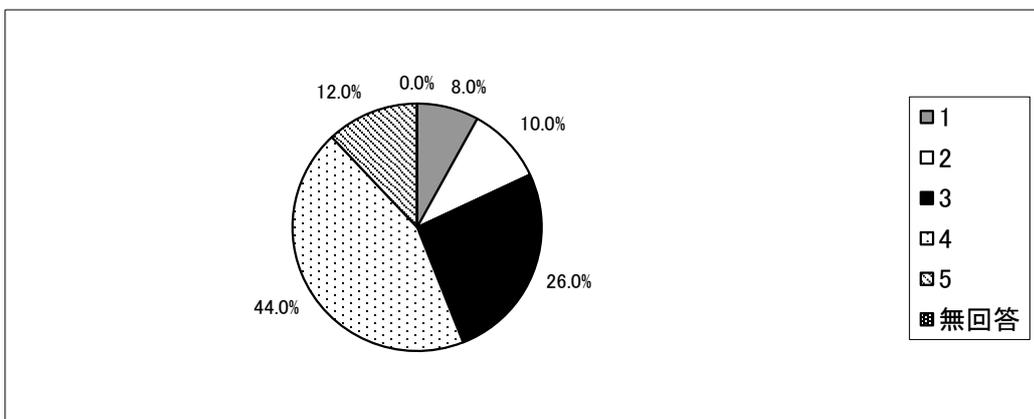
(2) 特許権者は実施していないが、ライセンシーが実施している場合

	件数	割合
1 はい	3	6.0%
2 どちらかと言えば、はい	13	26.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	12	24.0%
4 いいえ	16	32.0%
5 分からない	6	12.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%



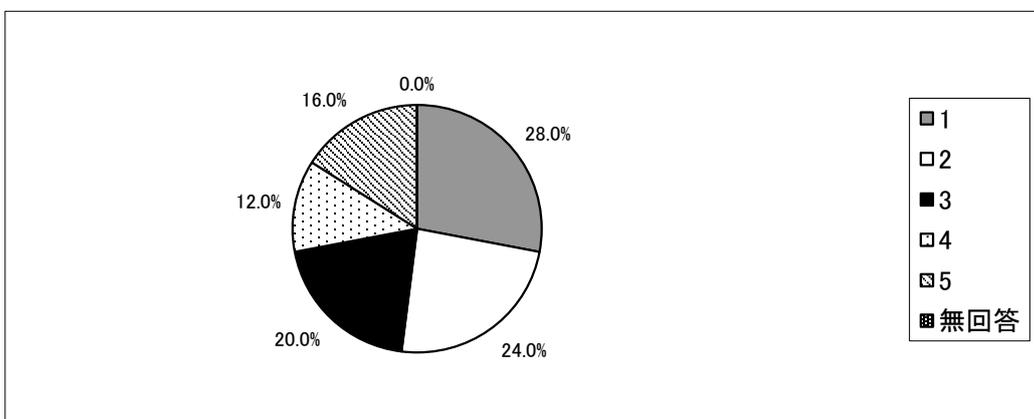
(3) 特許権者が業として特許発明の実施している場合(侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係あり)

	件数	割合
1 はい	4	8.0%
2 どちらかと言えば、はい	5	10.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	13	26.0%
4 いいえ	22	44.0%
5 分からない	6	12.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50
		100.0%



(4) 特許権者は業として特許発明の実施をしていない(当初より不実施、或いは事業撤退を含む)が、他の分野で事業を営んでいる場合(侵害者と特許権者との間で、市場での競合関係なし)

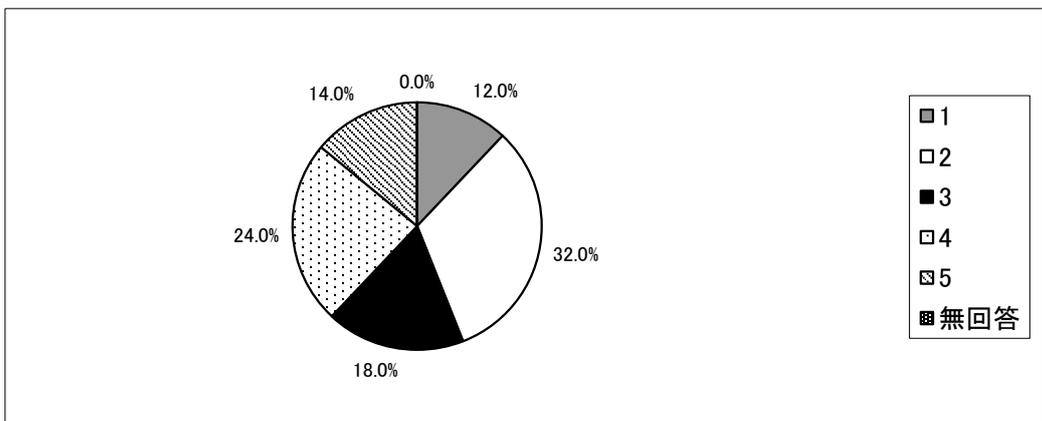
	件数	割合
1 はい	14	28.0%
2 どちらかと言えば、はい	12	24.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	10	20.0%
4 いいえ	6	12.0%
5 分からない	8	16.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50
		100.0%



(権利者と侵害者の負担の程度)

問13 「特許権者の負担の程度と比較した侵害者の負担の程度の甚大性」といった観点のみから、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	6	12.0%
2 どちらかと言えば、はい	16	32.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	9	18.0%
4 いいえ	12	24.0%
5 分からない	7	14.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%

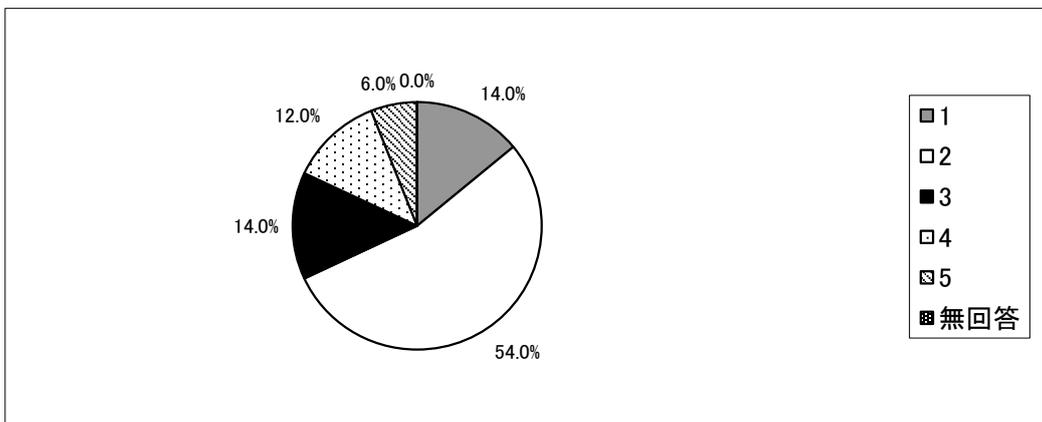


(公益性)

問14 公益性の観点から、差止請求権の行使の制限を行うことについて、伺います。

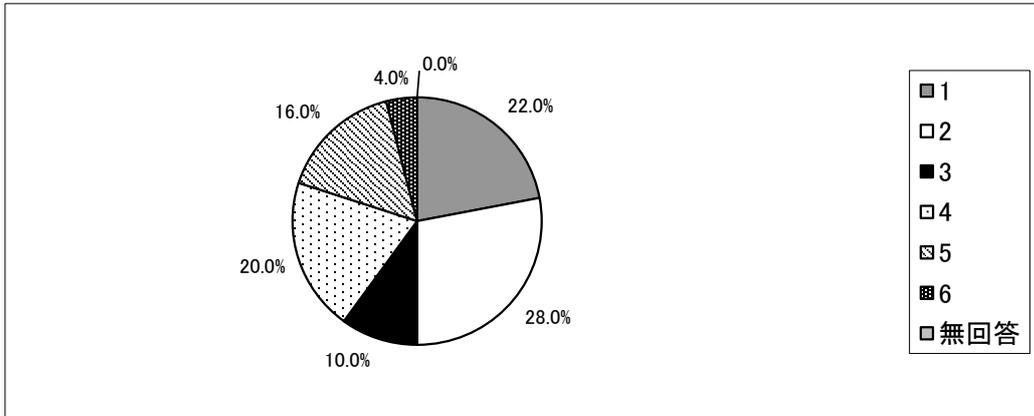
問14-1 例えば、携帯電話に関する通信(通話)サービスのような公益性が高いと考えられる分野において、「一般大衆に対する影響」(公益性)のみの観点から、差止請求権の行使の制限を行って良いと考えますか？

	件数	割合
1 はい	7	14.0%
2 どちらかと言えば、はい	27	54.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	7	14.0%
4 いいえ	6	12.0%
5 分からない	3	6.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%



問14-2 標準の中には、デファクト標準、デジュール標準、フォーラム標準がありますが、これらによって、差止請求権の行使の制限について区別する必要があると思いますか？

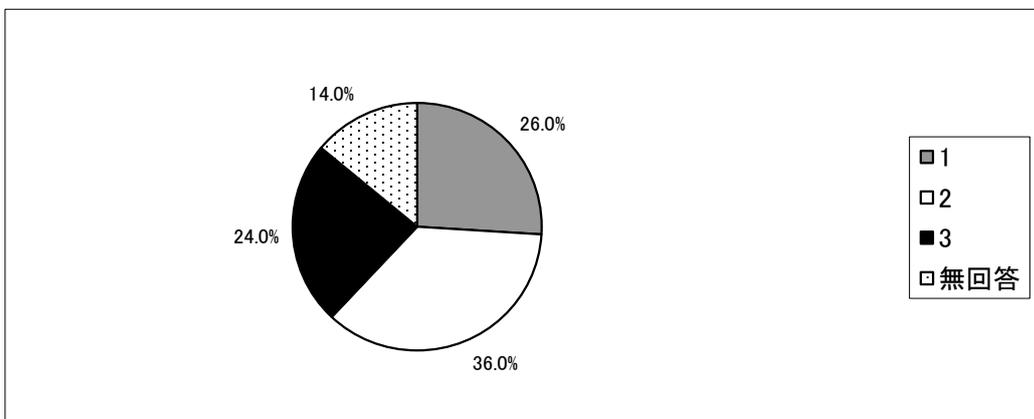
	件数	割合
1 はい	11	22.0%
2 どちらかと言えば、はい	14	28.0%
3 どちらかと言えば、いいえ	5	10.0%
4 いいえ	10	20.0%
5 分からない	8	16.0%
6 その他	2	4.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		50 100.0%



問15 【問12】～【問14-1】における観点のうち、差止請求権の行使の制限を行う上で、重要だと考える観 points の優先順位(1～3)を口の中にご記載下さい。(注)1:高い～3:低い

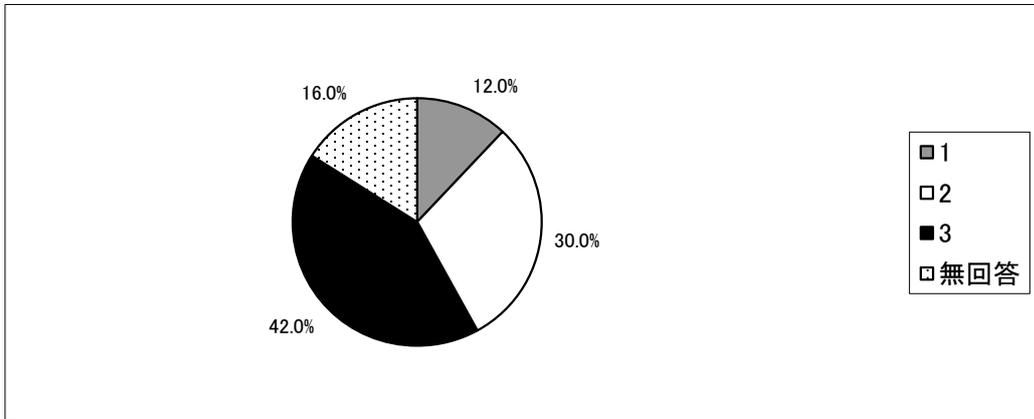
「差止めが認められなくとも特許権者に取返しのつかない損害が発生しない」(問12)

	件数	割合
1 優先順位1番	13	26.0%
2 優先順位2番	18	36.0%
3 優先順位3番	12	24.0%
無回答	7	14.0%
回答者数		50 100.0%



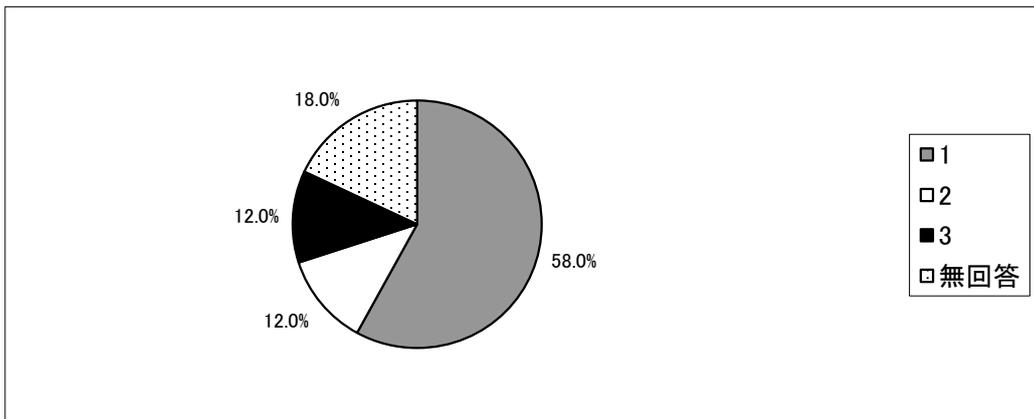
「特許権者の負担の程度と侵害者の負担の程度との差異の甚大性」(問13)

	件数	割合
1 優先順位1番	6	12.0%
2 優先順位2番	15	30.0%
3 優先順位3番	21	42.0%
無回答	8	16.0%
回答者数		50
		100.0%



「一般大衆に対する影響」(公益性)(問14-1)

	件数	割合
1 優先順位1番	29	58.0%
2 優先順位2番	6	12.0%
3 優先順位3番	6	12.0%
無回答	9	18.0%
回答者数		50
		100.0%

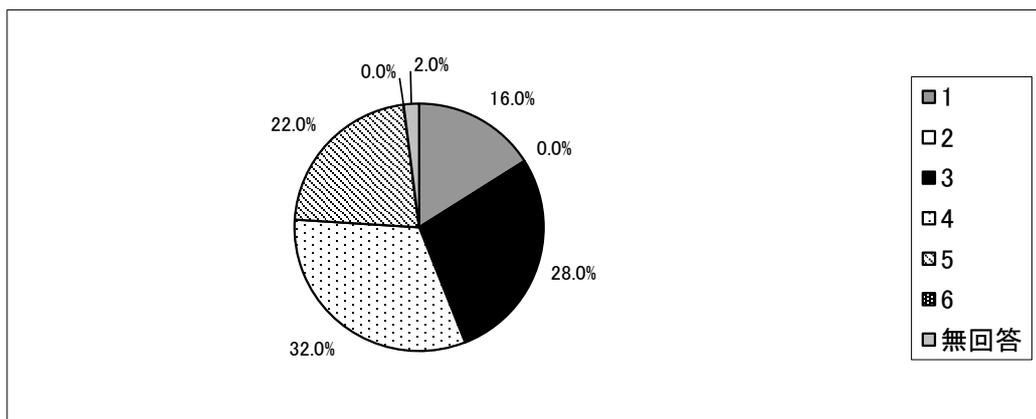


【FRAND宣言】

(効力の範囲)

問16 FRAND宣言の効力は、以下の何れの範囲まで効力を及ぼすと考えますか？(何れか1つ回答。) なお、FRANDは、Fair Reasonable and Non-Discriminatory(公平、合理的、非差別的)です。

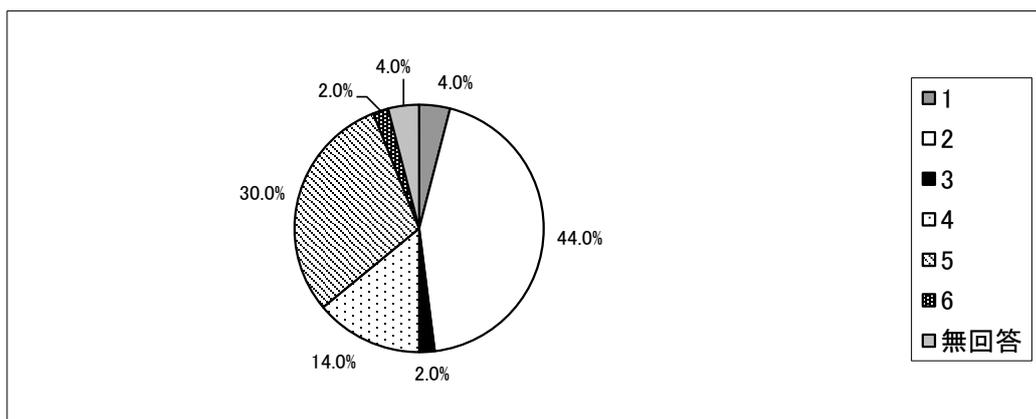
	件数	割合
1 標準規格の団体の加盟企業のみ	8	16.0%
2 団体に加盟・非加盟問わず、標準規格の策定に関わった企業のみ	0	0.0%
3 標準規格の団体の加盟企業と、(団体に加盟・非加盟問わず)その標準規格の策定に関わった企業	14	28.0%
4 標準規格の団体の加盟・非加盟や標準規格の策定への関与・非関与に関わらず、広く一般にまで及ぶ。	16	32.0%
5 分からない	11	22.0%
6 その他	0	0.0%
無回答	1	2.0%
回答者数		50
		100.0%



(効力の意義)

問17 FRAND宣言の効力とは、どのような意味を有するものと考えますか？(何れか1つ回答)

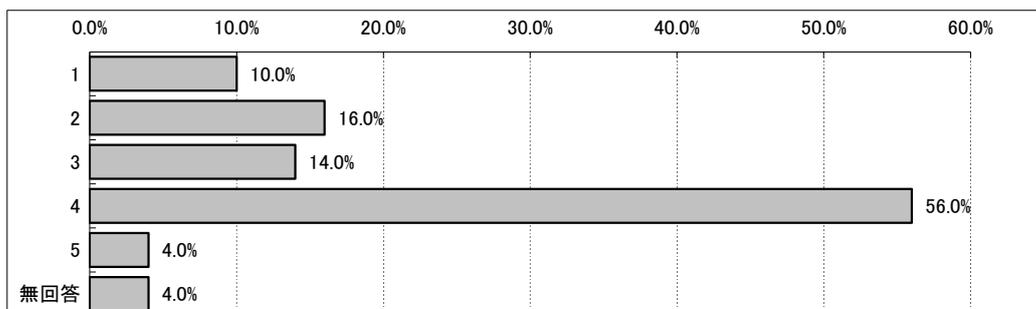
	件数	割合
1 何ら義務を負うものではない。	2	4.0%
2 特許権者の誠実交渉義務である。	22	44.0%
3 FRAND宣言することは、特許権者による差止請求権の放棄の意味を有する。	1	2.0%
4 特許権者以外の者が承諾することでライセンス契約が成立する、といった状態を特許権者が作り出すことを意味する。(所謂、第三者のための契約)	7	14.0%
5 分からない	15	30.0%
6 その他	1	2.0%
無回答	2	4.0%
回答者数		50
		100.0%



(FRAND宣言と差止請求権)

問18 標準化の策定に関与し、FRAND宣言をした企業が、標準規格の策定に関与していた企業、或いは策定に関与していない企業に対して、差止請求権の行使を制限しても良い場合はあるか？(複数回答可)

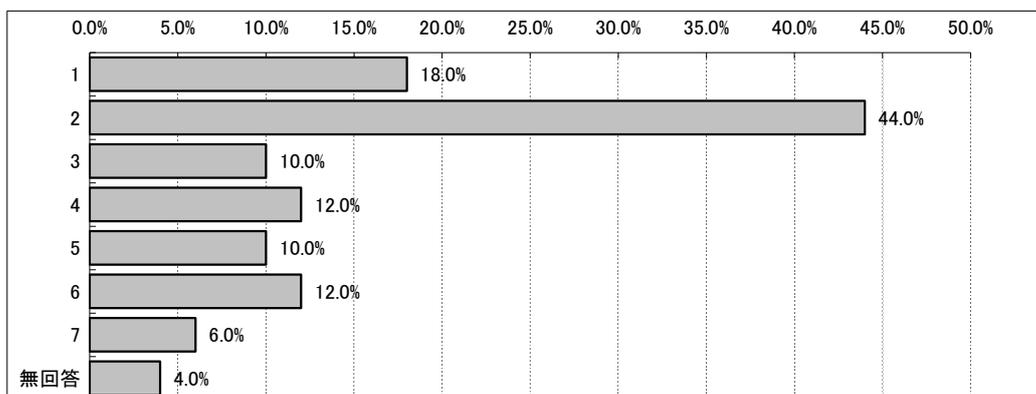
	件数	割合
1 全くない。	5	10.0%
2 標準規格の策定に関与していた企業に対しては、差止請求権の行使を制限しても良い場合がある。	8	16.0%
3 標準規格の策定に関与していない企業に対しては、差止請求権の行使を制限しても良い場合がある。	7	14.0%
4 分からない。	28	56.0%
5 その他	2	4.0%
無回答	2	4.0%
回答者数		50 100.0%



【金銭補償のあり方について】

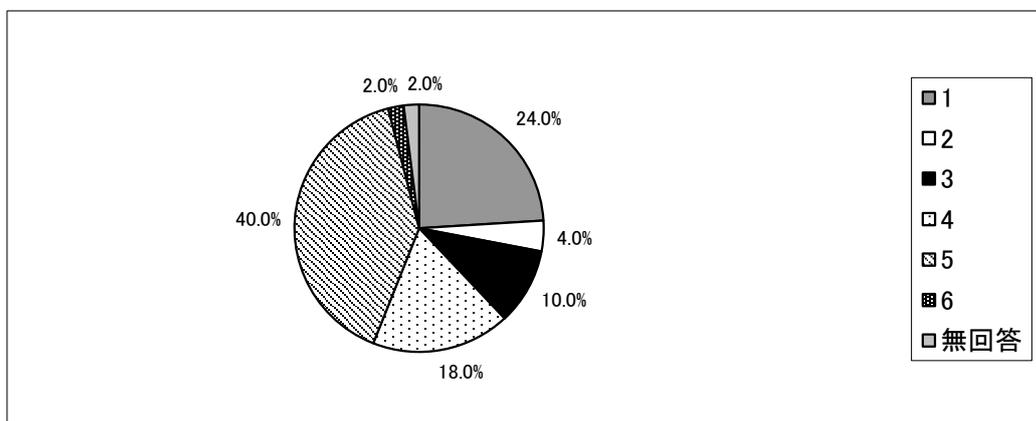
問19 差止請求権の行使が制限された場合であっても、侵害者に損害賠償の請求をすることができますが、裁判では、過去の損害分についてしか請求ができません。そのため、侵害者が引き続き実施を行う場合には、権利者はその都度、損害賠償の請求を行わなければならない、といった事態が生じかねません。この場合、如何なる対処をすべきですか？(複数回答可)

	件数	割合
1 立法の場にて、将来分の金銭的補填の規定を設けるべきである。	9	18.0%
2 司法の場にて、損害賠償額を算定する際に、将来分も考慮した算定方法で対処すべきである。	22	44.0%
3 刑事罰で対処すべきである。	5	10.0%
4 裁定通常実施権(特83条、特92条、特93条)で対処すべきである。	6	12.0%
5 司法の場にて、強制実施権の付与をすることで対処すべきである。	5	10.0%
6 分からない	6	12.0%
7 その他	3	6.0%
無回答	2	4.0%
回答者数		50 100.0%



問20 標準規格必須特許に関する特許侵害訴訟における損害賠償額の算定についてお聞きします。損害賠償額の算定方法は、何れが好ましいかお答え下さい。

	件数	割合
1 標準規格必須特許に採用されたことにより(但し、FRANDは考慮しない)、向上した価値に基づいて算定する。	12	24.0%
2 標準規格必須特許に採用されなかったと仮定した場合の価値で算定する。	2	4.0%
3 特許の価値に関わらず、FRAND条項など、パテントプールで決定された料率に基づいて特許件数により算定する。	5	10.0%
4 事前にFRAND条件に基づいて交渉したと想定した場合と同じ条件で算定する。	9	18.0%
5 分からない	20	40.0%
6 その他	1	2.0%
無回答	1	2.0%
回答者数	50	100.0%

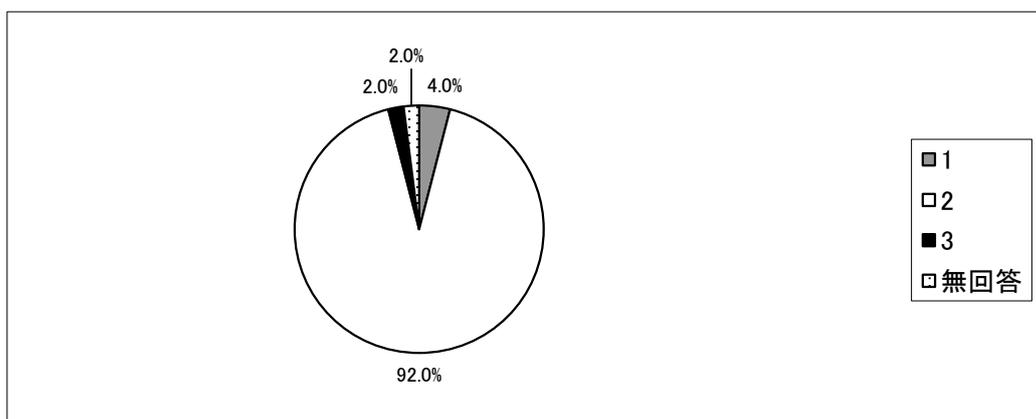


【裁定通常実施権の活用等について】

問21 差止請求権の行使の制限を行う上で、裁定制度(特83条、特92条、特93条)を積極的に活用していくという見解も示されております。しかし、一般的に裁定制度の活用には、様々なハードルがあり、活用されていないところです。そこで、貴社における裁定活用の検討の有無と、活用におけるハードルについてお伺いします。

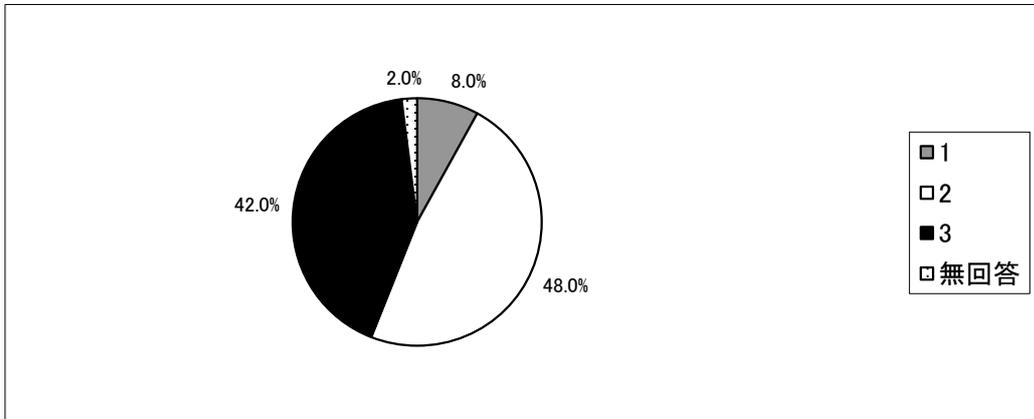
問21-1 これまで、裁定通常実施権の活用を検討をしたことがありますか？

	件数	割合
1 はい	2	4.0%
2 いいえ	46	92.0%
3 分からない	1	2.0%
無回答	1	2.0%
回答者数	50	100.0%



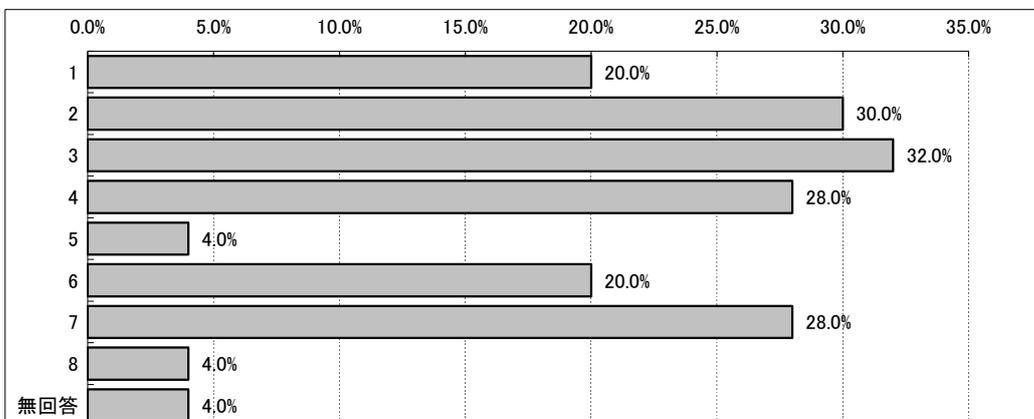
問21-2 今後、裁定通常実施権の活用をしたいと思いますか？

	件数	割合
1 はい	4	8.0%
2 いいえ	24	48.0%
3 分からない	21	42.0%
無回答	1	2.0%
回答者数		50
		100.0%



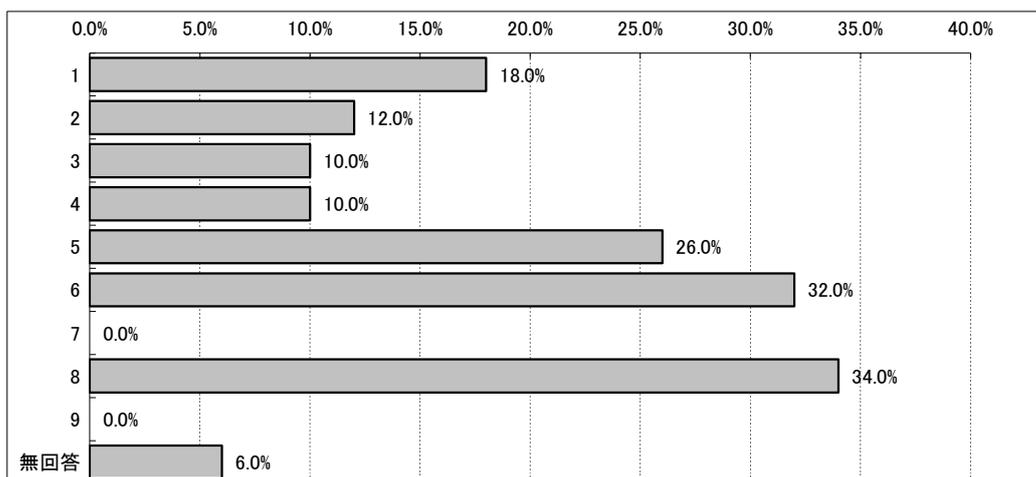
問21-3 今後、裁定通常実施権の活用したい場合には何がハードルとご感想ですか？（複数回答可）

	件数	割合
1 公益性のハードルが非常に高い	10	20.0%
2 単に「公共の利益」又は「不実施」のみが要件であり、客観的な利益考量など総合考慮的要素が要件に含まれない。	15	30.0%
3 侵害の自白に等しいため、侵害訴訟がなされ得るようなケースでは活用しにくい。	16	32.0%
4 行政庁において、相当対価の算定や範囲・期間の適切な設定が可能であるか疑問である。	14	28.0%
5 侵害訴訟係属中には労力が割けないため裁定の手続きが活用しにくい。	2	4.0%
6 行政庁での裁定の手続きが不明確であるため活用しにくい。	10	20.0%
7 分からない。	14	28.0%
8 その他	2	4.0%
無回答	2	4.0%
回答者数		50
		100.0%



問21-4 今後、裁定通常実施権を活用したい場合に、どのような有効活用策が良いと思いますか？(複数回答可)

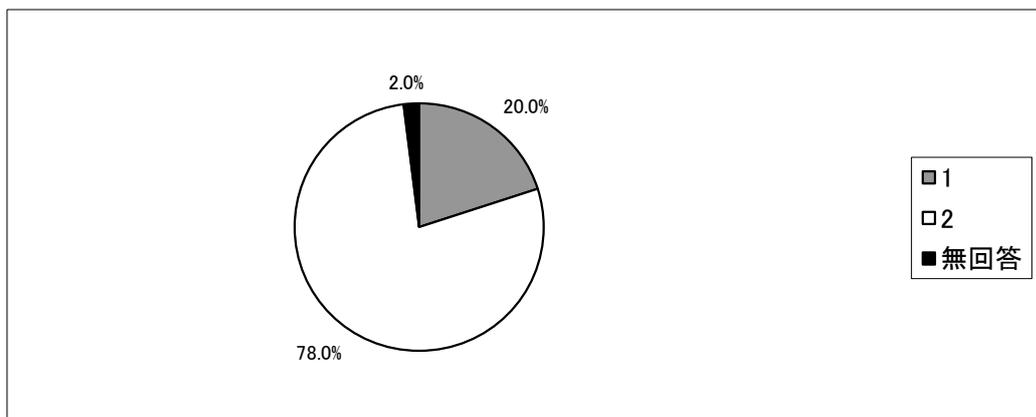
	件数	割合
1 現状の要件(「公共の利益」や「不実施」など)の緩和をする。	9	18.0%
2 新たな裁定通常実施権を設立する。	6	12.0%
3 非公開で審理を行い、特許権者に知られないようにする。	5	10.0%
4 相当の対価の算定や範囲・期間の設定に専門家を関与させる。	5	10.0%
5 裁判所が、差止請求の判断の前に裁定制度の活用を相当と認めるときは、裁定制度を利用できるようにする。	13	26.0%
6 現行の裁定制度の詳細なガイドラインを作成する。	16	32.0%
7 査定系/当事者系審判で裁定通常実施権の付与を行えるようにす	0	0.0%
8 分からない。	17	34.0%
9 その他	0	0.0%
無回答	3	6.0%
回答者数		50
		100.0%



【貴社(貴所)の標準規格に関連する特許】

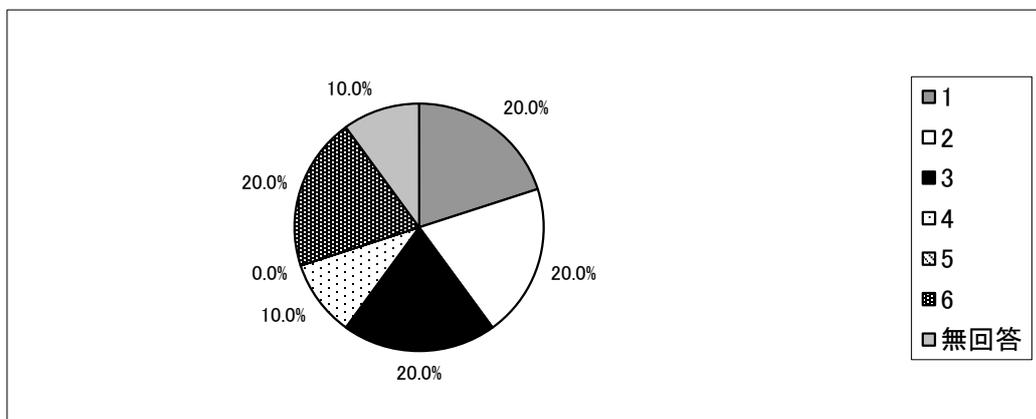
問22 貴社(貴所)は、標準規格に関連する日本の特許権について、他社と何らかの「個別」のやりとり(使用許諾依頼、警告、ライセンス交渉、又は権利行使)をしたことがありますか。なお、「個別」とは「標準規格団体やパテントプールを通じてのやり取り以外」を意味します。(問7においても同様)

	件数	割合
1 はい →問23に進んで下さい。	10	20.0%
2 いいえ →アンケート終了です。	39	78.0%
無回答	1	2.0%
回答者数		50
		100.0%



問23 貴社(貴所)と他社との何らかの「個別」のやりとりは、以下の何れに該当しますか？貴社(貴所)の最新の事例に基づいて下記より何れか1つお答え下さい。

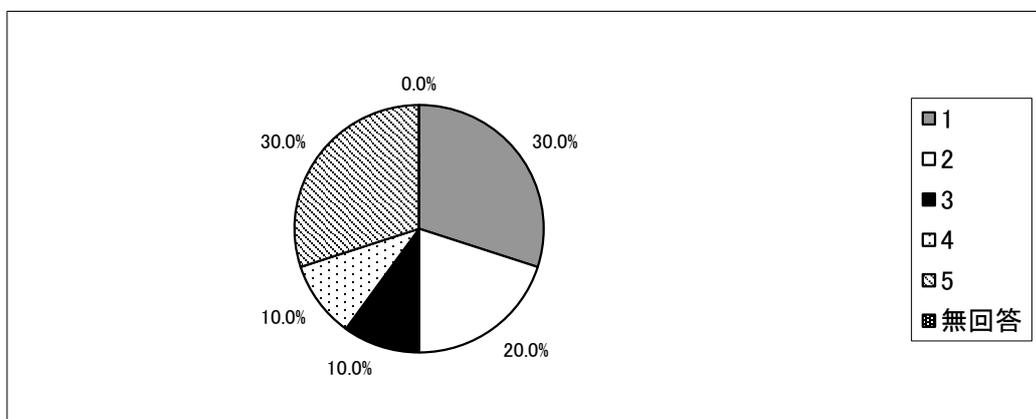
	件数	割合
1 自社が、自社の特許権を用いて、他社へ警告、ライセンス交渉又は権利行使をした。	2	20.0%
2 自社が、他社に対して他社の特許権の使用許諾依頼をした。	2	20.0%
3 他社が、他社の特許権を用いて自社へ警告、ライセンス交渉、又は権利行使をした。	2	20.0%
4 他社が、自社の特許権に対して使用許諾依頼をした。	1	10.0%
5 その他	0	0.0%
6 答えられない。	2	20.0%
無回答	1	10.0%
回答者数	10	100.0%



問24

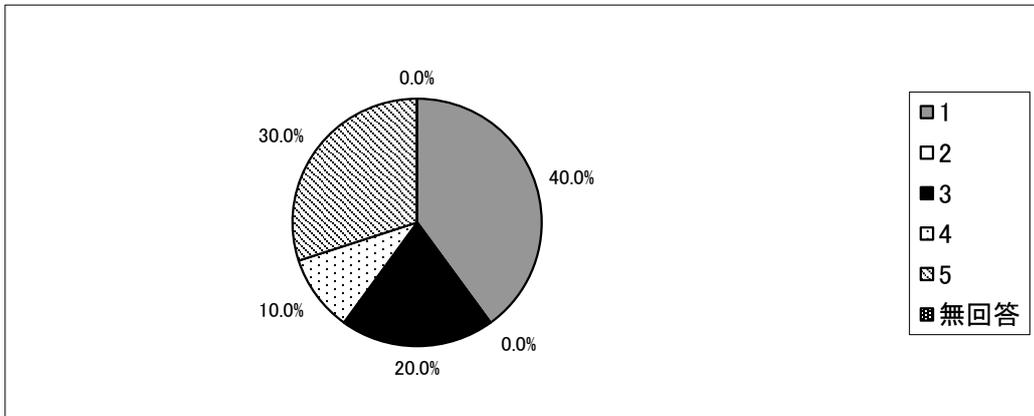
問24-1 その他社は、その特許権に関連する標準規格の策定に関与していましたか。

	件数	割合
1 継続的に関与していた。	3	30.0%
2 全く関与していない。	2	20.0%
3 関与していたが、やり取りがあったときは関与していない。	1	10.0%
4 その他	1	10.0%
5 分からない。	3	30.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	10	100.0%



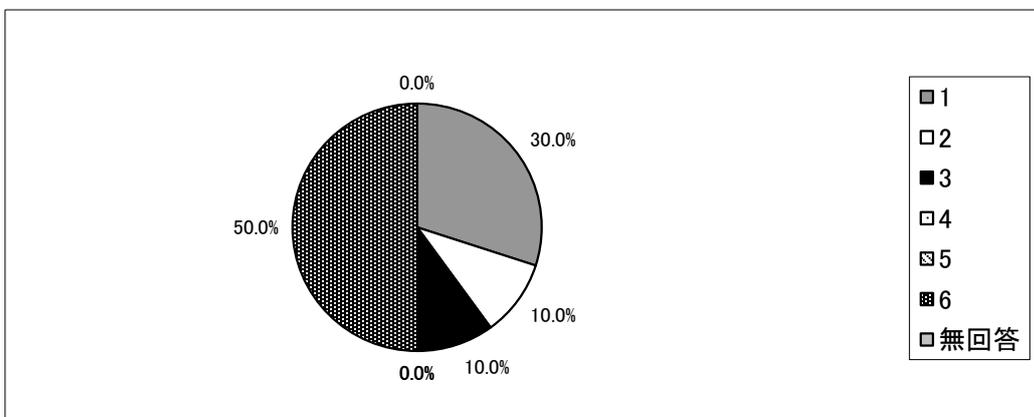
問24-2 その自社の特許権は、関連する標準規格の必須特許となっていましたか。

	件数	割合
1 必須特許として宣言・登録されていた。	4	40.0%
2 必須特許ではなかったが、規格に関連する特許として宣言・登録されていた。	0	0.0%
3 必須特許、または標準規格に関連する特許として宣言・登録されていなかった。	2	20.0%
4 その他	1	10.0%
5 分からない。	3	30.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	10	100.0%



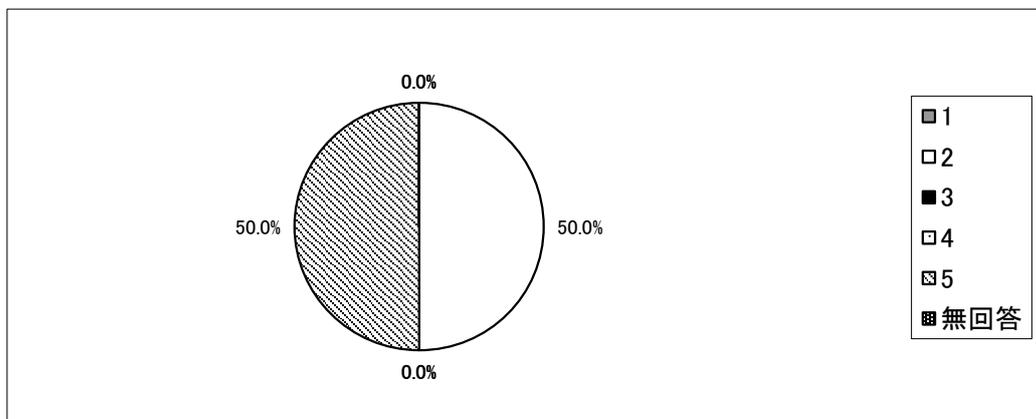
問24-3 どのような内容のやり取りを行いましたか

	件数	割合
1 標準規格のIPRポリシーに基づく、または準ずる使用許諾依頼、ライセンス交渉	3	30.0%
2 標準規格のIPRポリシーと関係のないライセンス交渉	1	10.0%
3 標準規格のIPRポリシーと関係のない損害賠償請求(差止請求はな	1	10.0%
4 製造販売等の中止要求、又は差止請求(損害賠償請求の有無は問	0	0.0%
5 その他	0	0.0%
6 答えられない。	5	50.0%
無回答	0	0.0%
回答者数	10	100.0%



問24-4 どのような方法でやり取りを行いましたか。

	件数	割合
1 Letterや警告状等でのやり取り	0	0.0%
2 会社間における交渉でのやり取り	5	50.0%
3 訴訟でのやり取り	0	0.0%
4 その他	0	0.0%
5 答えられない。	5	50.0%
無回答	0	0.0%
回答者数		10
		100.0%



禁 無 断 転 載

標準規格必須特許の権利行使に関する調査研究報告書

平成 24 年 3 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

本調査研究は、株式会社NTTドコモの資金協力により、  
一般財団法人 知的財産研究所が実施しております。

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町 3 丁目 11 番地  
精興竹橋共同ビル 5 階

電話 03-5281-5671

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail [support@iip.or.jp](mailto:support@iip.or.jp)

